

国連婦人の地位委員会
第十九回会議報告書

労働省婦人少年局

は し が き

この報告書は、1966年2月21日より3月11日までスイスのジュネーブにおいて開催された国連婦人の地位委員会第19回会議の討議と成果について、同委員会が経済社会理事会に提出した報告書(E/4175-E/CN.6/454)を全訳したものである。

婦人の地位委員会は、国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の原則を国際的問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的規模で行ない、確実な資料を提供し、各国内における政策や啓発活動を促進することを目的としている。

1945年、サンフランシスコ会議において国連憲章の起草が成り、その条文の中に男女の権利の平等が宣言されるとともに、国際連合の中に婦人の地位を取扱う機関を設ける旨の提案が承認された。これにもとづいて1946年、経済社会理事会は、15カ国の委員をもって構成(任期3年、毎年5カ国改選)する委員会の設置を決定、1947年第1回会議を開催した。以来、1964年に休会したほかは毎年1回会議が開かれてきた。委員国数は、1951年に3カ国、1961年にさらに3カ国追加され、現在は21カ国の構成となっている。

わが国としては1950年の第4回会議に非公式オブザーバーとして数人の婦人が出席したのをはじめとして、とくに1952年以降は、数次に亘り労働省婦人少年局長が正式オブザーバーとして出席し、委員会の事業に多大の関心を払ってきた。そして1956年末の日本の国連加盟を機として委員会に立候補し、1958年から1962年まで2期に亘り、谷野婦人少年局長を代表として委員国をつとめた。その後の2年間は諸般の事情から委員会への参加をとりやめたが、1965年3月の改選にあたり再立候補し当選、1966年1月以降再び委員会に加わることになり、委員として藤田たき氏が任命され、第19回会議に出席した。

婦人の地位の問題が、国際的規模でどのように扱われているか、どのように解決が図られているかを知る上に、この資料が参考になれば幸である。

1966年9月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

婦人の地位委員会第19回会議報告書

第1章 会議の構成	1
閉会と期間	1
出席者	1
役員選挙	6
会議、決議および文書	7
議 題	7
第2章 婦人に対する差別撤廃宣言案	9
決議1(XIX)	41
第3章 人権に関する定期報告	42
決議2(XIX)	46
第4章 婦人の政治的権利	47
決議3(XIX)	50
第5章 婦人の進歩に対する国連援助	51
決議4(XIX)	57
決議5(XIX)	59
決議6(XIX)	64
決議7(XIX)	64
第6章 人権の分野における助言的事業	65
決議8(XIX)	70
決議9(XIX)	70
第7章 私法上の婦人の地位	71
決議10(XIX)	73
第8章 婦人の教育の機会	74
決議11(XIX)	75
第9章 婦人の経済的権利及び機会	78
決議12(XIX)	82

決議 13 (XIX)	83
決議 14 (XIX)	84
決議 15 (XIX)	85
第 10 章 国際人権年	87
決議 16 (XIX)	90
第 11 章 人権委員会第 21 回会議及び少数者の差別防止及び保護に関する小委員会第 18 回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告	91
第 12 章 全米婦人委員会の報告	93
第 13 章 婦人の地位に関する通信	94
第 14 章 委員会の事業総覧、事業計画の検討と優先審議事項の設定。文書作成の統制と制限	95
第 15 章 報告書の採択	102
第 16 章 経済社会理事会の採択を求める決議案	103

付 録

I 第 19 回婦人の地位委員会において審議された文書一覧	112
II 婦人の地位委員会第 19 回会議の決定事項にともなう財政措置	120

第 1 章 会議の構成

開 会 と 期 間

1. 婦人の地位委員会は、1966年2月21日より3月11日まで、ジュネーブの国際連合ヨーロッパ事務局において、第19回会議を開催した。
2. 会議は、第18回会議の議長アシュラフ・バーレヴィ王女殿下(イラン)によって開会された。

出 席 者

3. 会議出席者は次のとおりである。

委 員

オーストリア	ヘレ・ハンツリック夫人 クルト・ヘルンドル氏(代理)
チリ	ミミ・マリノヴィック・ド・ハドレシク夫人
中 国	ヤーチュアン・ワン女史 エン・チャン氏(顧問)
ドミニカ共和国	エンリック・ド・マルチェナ・イ・デュジャリク氏 ノルカ・バラダス女史(代理)
フィンランド	ヘルヴィ・L・シビラ夫人 アンナリサ・ツシハルジュ夫人(代理)
フランス	ジャン・シャトン女史 アンリ・ビフューテ氏(代理) ジェルマン・イルマン女史(顧問)
ガーナ	アニー・R・ジャギ夫人 J. A. プロベイ氏(代理)
ギニア	ジャン・マルティン・シセ夫人
ホンデュラス	エマ・C・ド・ラザルス夫人
ハンガリー	ハンナ・ボーコル夫人 サンダー・ハジナル氏(代理)
イラン	メリー・アヒ女史

日本	カキネ・カズミ夫人(代理) 藤田たき女史 秋山常子夫人(顧問)
リベリア	ユーグニア・A・スティブンソン夫人
メキシコ	マリア・ラバリエ・ウルピナ女史 マリア・グリエト夫人(顧問)
ネパール	カマル・ラナ夫人
フィリピン	ヘレナ・Z・ベニテス女史 ルールデス・バラデス・ドサンディエゴ夫人(代理) ローザ・サントス・ムンダ夫人(代理) フィリップ・マビランガン二世氏(顧問) ソフエイア・デンビンスカ夫人 マリア・ルーグント・レロヴィツ夫人(代理) ゾーラ・イワノーワ夫人 ワジリー・ガルキーネ氏(顧問) タチアーナ・アンドレバ夫人(顧問) アジザ・フセイン夫人 アベル・アブデル・サラム氏(顧問) マーガレット・マツケイ夫人 T・ソレスビー女史(代理) ロバート・ブラウニング氏(顧問) グラディス・A・ティレット夫人 ワレン・B・ヘウィット氏(顧問) アリス・モリソン夫人(顧問) ジェームス・R・ワコブ氏(顧問)
ポーランド	
ソヴィエト連邦	
アラブ連合共和国	
英国	
米国	

オブザーバー

ドイツ連邦共和国	ウルスラ・ダルドラップ女史 ドロシー・フランドスン夫人 ベディア・アフナン夫人
イラク	

オランダ	A・F・W・ランシング・メジアー女史 C・グラハム夫人 T・アヨ・マニェワ夫人 D・ハーティ夫人 O・オディナマド夫人 アナ・カバベツチ夫人
ナイジェリア	
ユーゴスラヴィア	

専門機関

国際労働機関 (ILO)	エリザベス・M・ジョンストン夫人
国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)	ニコール・M・フリドリヒ女史
世界保健機構 (WHO)	ビントリア・ピニカ博士 B・ホーエル女史

政府間団体

全米婦人委員会	マルガリタ・マカヤ夫人
---------	-------------

非政府団体

A 群

国際自由労連	マルセル・デハルンク女史 イルダ・シモナ女史
国際キリスト教労連	ジョージ・エガーマン氏 サラ・マゼラン女史 ギゼベ・ボグリェティ氏 エレーネ・ダージ女史
世界労連	クリスティナ・C・M・ド・ナバリシオ夫人 ナン・テンブル・ロビンソン女史
世界国際連合協会	

B 群

全アフリカ婦人会議	ジャン・マルティン・シセ夫人
全パキスタン婦人協会 (パキスタン)	ラニ・ミルザ・カン夫人

世界農村婦人協会

ゲルトルイダ・J・ヴァンベークホフ・ヴァン・セルムス
夫人

ラニ・ミルザ・カン夫人

国際カトリック社会事業連盟

マリー・マドレーヌ・プリゾラ女史

国際問題教会委員会

マドレーヌ・パロット女史

マチ・ジェンスー師

ユダヤ人団体調整委員会

グスタフ・ウルバーク氏

フレンド世界諮問委員会

J・ダンカン・ウッド氏

キャサリン・ウッド夫人

国際奴隷制度廃止協会

ノエル・チャックス・コンスタンチン夫人

国際婦人同盟

クララ・カンパーマ女史

マリー・ギンスバーク女史

アレクサンドラ・ジョニーデ夫人

アントニエット・キンチ女史

イルムガルド・リモンデーニ・シュニッテル夫人

エレネ・ロムニシアノ夫人

国際刑法協会

オディール・ルーレット女史

国際カトリック児童公団

ヒラリー・カートライト女史

国際法学者委員会

ジャノス・トス氏

ポール・ブービエ師

国際カトリック慈善協会

ミリアン・ウルバーク夫人

国際ユダヤ婦人協議会

アレクサンドラ・マンツリーノ夫人

国際婦人協議会

ルイス・C・A・ヴァン・エーゲル女史

マリー・クライグ・シラー・マクギーシイ夫人

国際有職婦人クラブ連合会

ポーラ・ヴァン・ブルブ夫人

T・アヨ・アスワ夫人

アンドレ・トラベレッティ女史

国際大学婦人協会

マリア・イミタ・コルナツ女史

コンスタンス・ジョーンズ夫人

マーガレット・オレンジ夫人

国際法律職婦人連盟

マルリス・エルンスト・ヘンリオン夫人

イボンヌ・トルーマン・ギラル夫人

国際婦人法律家協会

グラディス・M・キャタージ夫人、O・B・E

ヒルデガルド・グーレ・エゲノルフ夫人

ユーゲニア・A・スティブソン夫人

国際人権連盟

ヒルデガルド・グーレ・エゲノルフ夫人

汎太平洋東南アジア婦人協会

コンスタンス・ジョーンズ夫人

パックス・ロマーナ—知的文化

タドゥース・スミトコフスキー氏

の問題国際カトリック運動及び

国際カトリック学生運動

婦人国際平和自由連盟

ゲルトルード・パウエル夫人

エリザベス・スタール夫人

婦人国際シオニスト団体

イヴェット・ブルンスヴィック夫人

ブルッテ・ノードマン夫人

世界カトリック女子青年聯盟

レオン・ヘレン女史

世界カトリック婦人団体連盟

イボンヌ・ダルブル夫人

マリー・Th. グラベル・デュベルニー博士

世界 Y・W・C・A

アリス・アーノルド女史

エリザベス・バーマー女史

渡辺華子夫人

ドロシー・B・ウッズ女史

世界キリスト教婦人矯風会

ノエル・シェー・コンスタンチン夫人

ルシエンヌ・エルニ夫人

登 録 団 体

国際社会主義婦人協議会

マリア・ペトロネラ・デ・ブリュン・オボーダー女史

国際自由キリスト教、自由信

クレール・オルトラマル・シャビュイサ夫人

教協会

国際カトリック看護婦委員会

ルーシー・カールス・ロック女史

国際機会均等協会

ゲルトルード・パウエル夫人

聖ジョン国際連盟

マリー・イザベル・アルチナール女史

国際ソロブティミスト協会

マルガレータ・ヴァン・ミューラー夫人

世界ガール・ガイド、
ガール・スカウト連盟

ジャン・ジェルマン女史

ブランシュ・メーデル夫人

リリー・B・コーンバーク夫人

ベール・パニオン・セクレタン夫人

国際ソントクラブ

ガルティ・デネケ夫人

4. 人権局長ジョン・P・バンフリー氏と婦人の地位課長マーガレット・K・ブルース夫人が事務総長代理として出席した。ビラー・サンタンダー・ダウニング夫人が委員会書記をつとめた。

役 員 選 挙

5. 委員会は、1966年2月21日、第439次会議において、次の役員を全会一致で選出した。

議 長

ヘレナ・Z・ベニテス女史(フィリピン)

第一副議長

ハルビ・L・シビラ夫人(フィンランド)

第二副議長

アニー・B・ジャギ夫人(ガーナ)

記録係

ハンナ・ボーゴル夫人(ハンガリー)

中 国 代 表 権

6. 第439次会議において、一人の委員から、中華人民共和国政府だけが中国人民の代表であるから、本委員会の中国代表は違法であるという意見が述べられた。2人の委員がこの見解を支持した。
7. もう1人の委員は、中華民国政府は国際連合設立当初のサンフランシスコの会議以来中国を代表している事を述べ、婦人の地位委員会は委員国の代表権問題を扱う権限はない事を指摘した。この見解は2人の委員に支持された。ここに表明された意見は会議の概要記録に載せる事に意見が一致した。

会 議 ・ 決 議 文 書

8. 委員会は25回の本会議を開催した。これらの会議でのべられた意見は、第439次から第464次にわたる会議記録(E/CN. 6/SR. 439-464)に要録してある。
9. 委員会の決議及び決定は、本報告書の関係議題のところに載せてあり、経済社会理事会の審議にかけるべき決議案は、本報告書第16章に掲載してある。
10. 委員会第19回会議に提出された文書は、本報告書付録Iに一覧として記載してある。
11. 19回会議中、委員会は、実施予算増の措置を必要とするような提案に関して事務総長がのべた財政措置の説明に注目した。委員会が採択した提案に関連して事務総長がのべた意見の概略が、本報告書の付録IIに記載してある。

議 題

12. 委員会は第439次会議で議題について審議した。事務総長が第18回会議の議長と協議して作成した仮議題(E/CN. 6/443)が提出された。
13. 第439次会議において、委員会は議題を全会一致で採択した。
14. 採択された議題(E/CN. 6/443/Rev. 1)は、下記のとおりである。
1. 役員選挙
 2. 議題の採択
 3. 婦人に対する差別撤廃宣言案
 4. 人権に関する定期報告
 5. 婦人の政治的権利
 - (a) 政治的権利の分野における進歩の成果
 - (b) 信託統治地域における婦人の地位
 6. 婦人の進歩のための国連援助
 7. 人権の分野における助言的事業
 8. 私法上の婦人の地位：後見を含む親の権利と義務
 9. 婦人の教育の機会
 10. 婦人の経済的権利及び機会
 - (a) 婦人の雇用に関係のあるILO活動
 - (b) 変動する社会における婦人労働者に関するILO総会の研究及び勧告
 - (c) 子供をもつ働く母親の援助のための方策

- 1.1. 国際人権年
- 1.2. 人権委員会第21回会議及び少数者の差別防止及び保護に関する小委員会
第18回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告
- 1.3. 全米婦人委員会報告
- 1.4. 婦人の地位に関する情報
- 1.5. 委員会の事業総覧、事業計画の検討と優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限
- 1.6. 経済社会理事会に対する委員会第19回会議報告

第2章 婦人に対する差別撤廃宣言案

15. 総会は1965年12月5日の決議1921(XVII)において、経済社会理事会が婦人の地位委員会に対し、できれば第20回総会(1965年)の審議にまいるように、婦人に対する差別撤廃宣言案の作成を依頼するよう要請した。総会はまた、加盟国政府、専門諸機関及び関係民間諸団体に対して、婦人の地位委員会の審議の参考とするため、宣言案にもりとむべき諸原則についての意見や提案を事務総長に送付するよう要請した。

16. 上記の要請にもとづき30カ国、4専門機関及び15民間団体から寄せられた意見を提案が第18回会議(1965年3月)に提出された。(E/CN.6/426とAdd.1-2) 同会議は12人の委員をもって構成する起草委員会を設置し、提出されたすべての意見と提案を検討し委員会の審議に付すべき宣言案テキストをとりまとめる作業を託した。

この依頼に応じて起草小委員会は宣言案テキストを委員会に提出した(E/4025/2第77節)。委員会はこのテキストについて討論したのち、次のことを決定した(E/4025/110節)。すなわち——(1)この議題についての討論を第19回会議まで延期すること、(2)現在の形のまゝの宣言案と、起草委員会に提出された本件関係のワーキング・ペーパーと委員会の議事録とを、委員会委員に送付して各委員の意見を求めるよう、事務総長に要請すること。(3)第19回会議までに全委員に以上の意見を配布するよう、事務総長に要請すること。

17. 委員会第19回会議は第440次-443次、445-449次、452次、454次、455次、460次、461次、464次会議において、婦人に対する差別撤廃宣言案に関する議題3を審議した。第18回会議の決定にしたがって9人の委員会委員から寄せられた意見を含む事務総長覚書が提出された。

18. 次の民間団体から意見書が提出された。

—— 国際有職婦人クラブ連合会(E/CN.6/NGO/161)、世界農村婦人協会(E/CN.6/NGO/162)、国際法律職婦人聯盟(E/CN.6/NGO/164) 国際社会民主主義婦人協議会(E/CN.6/NGO/165)、国際婦人法律家協会(E/CN.6/NGO/167)、汎太平洋東南アジア婦人協会(E/CN.6/NGO/168)、国際カトリック児童公団(E/CN.6/NGO/172とCorr.1英訳のみ) 世界婦人キリスト教婦人會(E/CN.6/NGO.173)。討論中に次の民間団体が口頭で意見を述べた。—— 国際自由労連、世界労連、国際刑法協会、国際カトリック児童公

団、国際婦人協議会、国際法律職婦人連盟、国際婦人法律家協会、国際人権連盟、世界カトリック婦人団体連盟、国際社会主義婦人協議会、聖ジョン国際連盟。

19. また、ILO、ユネスコ代表及びナイジェリアのオブザーバーが意見を述べた。

一 般 討 論

20. 教人の代表が、第18回会議が宣言案の審議延期の決定を行なったことは、委員会構成国政府や民間団体に意見発表の機会を与えることとなり、また今会期の委員たちがこの極めて重大な任務にあたるのにそなえて予備知識を深めえたという意味でよかったとのべた。

21. 多くの代表がこの宣言は歴史的文書となるであろう。そして委員会の将来の事業のすべてに関連をもつであろう、と強調し、したがって委員会は婦人の地位に関する専門家の国連機関として、できるだけ立派な宣言文を作らなければならない、とのべた。宣言は婦人の権利の世界憲章として、政府が法律を制定するとき、また民間団体が男女の同権促進の活動を行なうときの指針となるであろうとの意見がのべられた。また宣言は世界与論を啓発し婦人の不可譲の権利に注目させる文書となり、また随所にあとを絶たない婦人に対する一切の差別を撤廃し、法律上事実上における両性間の完全な地位の平等の達成を早めるための活動に男女をふり立たせるようなものとなるであろうとのべられた。ある代表たちは、宣言は国の経済開発と社会的進歩への婦人の参加の増大を促進するであろう、とのべた。1人の代表は、宣言が採択されたならば、これをできるだけ広く広報し、宣言文を大学その他の教育機関に配布すべきであるとのべた。

22. 宣言が効果的であるためには世界的に承認されるものでなければならないから、できるだけ多くの国が受入れうるような宣言が望ましいというのが委員一同の意見であった。宣言は主として世界中の男女を呼びかけの対象とするか、あるいは政府への呼びかけに重点を置くかという問題に議論が集中した。いく人かの代表は、宣言とはそもそも法的拘束力をもつ文書ではないので、特定の措置をとることを国家に義務づけるような条項を含むべきではない、このような条項は条約にふさわしいものであって、委員会は事務総長から一般的目標と原則をもちこんだ宣言の作成を要請されているのであるとのべた。他の委員は宣言の条項、ことに国家に責任のあるような事項について条項は、国家そのものに呼びかけるべきであると考え、宣言案の掲げる原則の実施は主として政府の仕事であり、とくに政治的権利、教育および立法措置を必要とするすべての事項は個人に対してでなく国家に対して向けられなければならないとのべた。国連の採択した他の諸宣言の形式に注意が喚起され、とくに世

界人権宣言、児童の権利宣言及び人種差別撤廃宣言に言及された。

人種差別宣言には政府に義務づける形をとった条項がいくつか含まれており、またこの宣言の成立につづいて条約が起草され第20回総会で採択されたことが指摘された（総会決議2106(XX)参照）。いま審議中の宣言の場合にも同様な手続きが進められるのではないかと示唆が出された。ある代表たちは、宣言の各条項の実施を政府に訴える特別の1条を宣言の中に設ければ、政府に義務づけるという問題は解決すると思うとのべた。

23. 宣言案は、国連や専門諸機関が採択した婦人の地位に関する既存の条約にすでに宣明されている原則を掲げるだけのものであってはならず、現状を超越したものでなければならぬ。またどんな分野についても決して後退を意味するものであつてはならない、と委員たちはのべた。1人の代表は、宣言は将来に向けて作られるもので、達成すべき基準を打ち出すべきである。つまり、その条項はすべての国が直ちに受入れうるようなものだけに限るべきでなく、全世界の婦人の一切の高邁な正しい志向を掲げることを目的とし、来るべき世代にとって価値のある一連の原則を含むものでなければならない、と強調した。

24. 婦人に対する特別の保護を目的とする条項を入れる問題について、大多数の委員は、という保護規定は婦人に対する差別の原因となり、婦人の利益とはならない、との意見をのべた。1人の代表は、男女の役割は同一でなく、相互に補いあうものであるから、「平等(equality)」という言葉より「無差別(non-discrimination)」という言葉を使った方がよいとのべた。1人の代表は、宣言の条文が過度に厳密な意味の言葉で書かれたり、あまり詳細に亘りすぎると、大切な点が脱落する危険があり、他からみればこの脱落が故意ととられるおそれがある、とのべた。これに関連して、あらゆる形の婦人売買に関する条項と現在大多数の法制が婦人に与えている保護規定に言及され、これらの問題を取り入れるのは婦人に対する差別撤廃という大義名分を弱めることになると思うとのべられた。いく人かの代表は、「無差別」という言葉自体が婦人の特殊機能のために正当な保護をうける権利の保証という意味を含むべきであるという意見を支持した。この理由で多くの委員は第18回会議でヘンガリー代表が提案した類の(E/4025・102節)条項の追加は不必要であり賢明ではないと考えた。

25. 宣言案の文体について委員たちは、文体は明瞭簡潔にし、政府の指導者だけでなく世界中のすべての男女が理解しうるようなものにすべきであると強調した。1人の代表は、宣言は広く読まれ理解されてはじめて目的を達するのであるから、できるだけ簡潔でなければならないとの意見をのべた。ある代表たちは、宣言を世界的に受入れうるものとするためには

あまり形式主義的な大上段な書き方で厳格な規定を示すというやり方は避けるべきであると
のべた。

手 続

26. 第18回会議における決定(前掲第1.6節)にこたえて委員達が提出した意見書の中に、
ガーナから宣言案の改正テキストが出されていた(E/CN.6/447)参照)。また議
長の要請によって、英国が作成した新しい宣言案が第19回会議に配布された(E/CN.
6/L.437)。委員会は第18回会議において起草委員会が作成した宣言案を討論の原
案とし、他のすべての提案を原案への修正案とみなすことを決定した。

27. 1966年2月22日の第440次会議において、委員会はフランス代表を議長としガ
ーナ、ハンガリー、メキシコ、フィリッピン代表をもって構成するスタイル委員会(作文委
員会)を設置し、宣言案テキストに各国語で文章上の仕上げをする仕事を託した。

第18回会議の設置した起草委員会作成の宣言案テキストの審議

前 文

28. 第18回会議に起草委員会の提出した前文テキストは次のとおりであった。

“国際連合の諸国民が、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値ならびに男女
の同権についての信念を再確認したことを考慮し、

“世界人権宣言が、無差別の原則を確認し、すべての人間は生れながらにして自由であり、
尊厳と権利において平等であり、すべての人が性別による差別をはじめいかなる種類の差別
をも受けることなく、宣言にかかげるすべての権利と自由を享有することができることを宣
言していることを考慮し、

“男女同権の促進のために国連及び専門諸機関が採択した決議、宣言、条約および勧告を考
慮にいれ、

“しかしながら、国連憲章、世界人権宣言、その他国連と専門諸機関の諸々の条約及び勧告
にもかかわらず、また若干の分野における進歩にもかかわらず、婦人に対する差別が世界の
多くの地域において、法律上はともかく、事実上かなりまだ残っており、そのことが国の政
治的・社会的・経済的・文化的生活への男子と同等な婦人の参加をさまたげていることに関
心をいだき、

“ある国々では婦人はいまだ政治的権利の行使を拒否されており、また多くの国では、自
国の法律のかかげる男女平等の原則の実現のための条件がまだ作りだされていないことに注目し、

“婦人に対する差別は人間としての婦人の尊厳と制度としての家族の福祉と社会全体の福祉に反するもの
であり、国家と人類への奉仕における婦人の能力の完全な開発を妨げるものであることを考慮し、

“婦人に対する差別の撤廃は、婦人の潜在能力の完全な開発のために、また現代社会におけ
るその役割の増大の中で婦人の人格を完全に遂げしめるために、絶対必要であることを確信
し、

“男女平等の原則に法律上事実上の全世界的承認を確保することが必要であると考え、

29. 委員会は第441次及び第461次会議においてこのテキストを審議した。委員会がは
じめの6節に多少の作文上の変更を加えてこれを承認したのち、若干の代表が第7節は大
体において第6節の繰返しであり、簡単にする意味からこれは省いてもよいと思うとのべた。
しかし他の代表は、この2節は別のことを言っている、すなわち第6節は差別とそれの婦人
の地位に及ぼす影響について言っており、第7節はこのような差別の撤廃と、是正策によっ
て期待される結果について言っている、と強調した。

30. ガーナの提案する第7節の代案は次の通りであった。

“婦人に対する差別の撤廃は、社会においてますます重要性を加えつつある役割に対する婦
人の能力の完全な開発のためのみならず、また不可避的にいかなる国も婦人の最大限の参加
なくしては円満且つ完全な開発を遂げ得ないという事実によって、絶対必要であることを確
信し”

31. 委員会は、ガーナ案の多少気負った表現をスタイル委員会が改めるという了解で、起草
委員会のテキストの代りにガーナ案をとることに同意した。

32. また委員会は前文の最後の節すなわち第8節に多少作文上の変更を加えることを決定し
その結果次の通りとなった。

“男女平等の原則の法律上事実上の全世界的承認を確保することが必要であると考え”委員
会は、上記第30・32節にのべた終りの2節の新しいテキストを加えた起草委員会の前文
テキストを承認しこれをスタイル委員会に付託した。

第 1 条

33. 起草委員会が第18回会議に提出した第1条のテキストは次の通りであった(E/
4025.77節)。

「男女の同権の破壊もしくは制約を意図する性にもとづく差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳をおかすものである。よってこれは国連憲章の諸原則を否定するものとして、かつ世界人権宣言の掲げる人権と基本的自由の侵犯として、非難されなければならない。」

3.4. 委員会は第4.4.1次、第4.4.2次及び第4.5.5次会議において第1条を審議した。

3.5. 討論の過程において、ユネスコの教育の無差別条約と勧告やILOの雇用と職業の無差別条約と勧告に定義が入っているように、この宣言案にも婦人に対する無差別の定義を入れてはどうかとの示唆が出された。

「男女間の権利の平等の破壊もしくは制約を意図する」という語句は、平等が既に普遍的事実であるというまちがった意味にとられるから、無差別の定義を入れるのであれば、この言い方を強める必要があるとのべられた。

3.6. 数人の代表は、第1条はガーナ修正案の方が力強く事実をのべていると思えるので、起草委員会原案の代りに、次のガーナ案をとりたいとのべた。

「男女の同権を事実上破壊または制約する性にもとづく差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である。」

「それは国連憲章の諸原則の否定であり、かつ世界人権宣言の掲げる人権と基本的自由の侵犯である。」

3.7. 作文上の細部の問題で多少の討論があつたのち、ガーナ、リベリア、ネパール及び英国の共同提案で下記の新しい第1条テキストが提出された(E/CN.6/L.453)。

「男女の同権を事実上破壊または制限する性にもとづく差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である。」

3.8. この修正案を提出するにあたって提案者は「事実上破壊または制限する」といういい方が「破壊または制限を意図する」といういい方よりはるかによいと思うとのべた。差別は意識的な意図の結果とは限らず、もっと目に見えない原因から発生していることが多いものである。またこの修正案では「制約(modify)」を「制限(limit)」といいかえているが、これは婦人に対する差別の結果が耐え難い拘束となりそのため本来の平等権が無意味となっていることを強調せんがためである。最後に提案者は起草委員会原案の後半部分について、国連憲章や人権宣言への否定的な言及のしかたはこの規定を強めるのに役立つまいと考え、この部分の削除を促した。

3.9. 修正案(前掲第3.7節参照)は17対0、棄権3で採択され、スタイル委員会に付託された。

第2条、3条、11条

4.0. 第4.5.4次会議において委員会は、提出された修正案の性格にかんがみ、第2条、3条、11条を一括審議することに決定した。

第4.5.4次会議における討議と投票の過程で第18回会議において起草委員会が提出した以上3条のテキスト(E/4025、第7.7節)と、これらの原案に対するガーナ、リベリア、ネパール及び英国提出の修正案(E/CN.6/L.453とE/CN.6/L.455)と、この3条を一つにまとめたポーランド修正案(E/CN.6/L.459)が提出された。

4.1. 起草委員会原案(E/4025、7.7節)は次の通りであった。

第2条

「男女同権の原則は加盟各国の憲法に明記されなければならない。」

第3条

「すべての国は婦人に対して差別的な現行の法律、規則および慣行を廃し、男女同権に対して十分な法的保護を確立するために効果的な措置をとらなければならない。」

第11条

「すべての国家は、すべての分野における婦人の平等促進を目標において、婦人に対する差別撤廃に関する国連及び専門諸機関の国際文書を受諾もしくは批准し、かつ完全に実行するための、適切な措置を講じなければならない。」

4.2. ガーナ、リベリア、ネパール、英国修正案(E/CN.6/L.453)は起草委員会原案の第2条を削除し、起草委員会原案第3条を次のようにおきかえるものであった。

「婦人に対して差別的な、もしくは差別的になるおそれあるすべての現行の法律、習慣、規則及び慣行は廃止され、男女同権の保持と擁護のための適切かつ効果的な方策をもって代えられなければならない。」

4.3. 起草委員会原案の第11条の代案として4カ国代表が提出したテキスト(E/CN.6/L.455)は次の通りであった。

「男女の権利の平等の原則は、国連憲章の諸原則にしたがってすべての国において実施されなければならない。」

「故に政府、民間団体及び個人は、本宣言の掲げる諸原則の遵守を促進するために、全力をあげるよう促される。」

「あらゆる生活分野の婦人に対する差別撤廃を目的とするすべての国際文書を全面的に実

施するため、すべての国家は可及的速かに一切の可能な措置を講じなければならない。

4.4 第2条、3条、11条を一つにまとめたポーランド修正案(E/CN.6/L.459)は次の通りであった。

「すべての国家は婦人に対して差別的な現行の法律、規則及び慣行を廃止し、男女の権利の平等に対する十分な法的保護を確立するために、効果的な方策を行わねばならない。とくに

(a) 男女の権利の平等の原則は各国の憲法の中にうたわれなければならない。

(b) 国連及び専門諸機関の婦人に対する差別撤廃に関する国際文書は批准され完全に実施されなければならない。

4.5 同修正案とも起草委員会の原案よりよくなっていることに多くの委員が同意した。しかし表現の強さや言及する範囲の点で意見が分れた。

4.6 数人の代表の意見によれば、国家のみが婦人に対する差別の撤廃に努力する最高の義務とともにその権限をもつものであるから、ポーランド修正案にあるような国家への直接的な呼びかけという形は重要であり且つ必要である。男子の対等者としての婦人の地位を保障するものは法律上の平等であり、不平等は立法その他の政府の措置によってのみ効果的に除かれる。一人の代表の意見によれば加盟国政府は国連憲章にもとづき人権保証の義務を負うものであり、国家へのこのような呼びかけはこの国連憲章と完全に一致する。

4.7 しかし他の代表たちは、宣言は個人としての婦人の権利をのべるべきであって、説得力を第一要件とする宣言文には不適当な条約向きの言葉を用いるべきではない、との意見であった。よってギニア代表は、他の代表たちの支持のもとに、ポーランド修正案中の「すべての国家は効果的な措置を行わねばならない」を「すべての適切な措置が行なわれなければならない」とおきかえるという再修正案を口頭で提案した。

4.8 いく人かの代表は、ポーランド修正案(a)項の平等の原則は各国の憲法の中にうたわれなければならないという部分は受入れ難いとのべた。ある国々には成文憲法がなく、また少くとも1国では、系統的、基礎的ともいふべき特定の成文法さえない。またある国々は成文法はあつても、基本的権利の保証はすべての人々に適用されるという判例上の解釈が、男女平等の原則を憲法にもりこむことを不必要としている。これらの意見に反し、また国の憲法が将来変るともあるので宣言に巾をもたせた方がよいというある代表たちの意見をも考慮に入れて、ポーランド代表は同修正案(a)項の「憲法」の語のあとに「それに相当する現行及び将来の法律」の語を入れることに同意した。

4.9 ポーランド修正案(b)項と4カ国代表の提案した第11条のいずれがよいかということとで代表の間に多少の意見の相違があった。ある代表たちは、ポーランド修正案のこの項はこの箇所には不適当であり、また言及する範囲がせますぎる、つまり、実施へのよびかけは宣言の結びの条文に入れるべきであり、言及する範囲は国連と専門諸機関に限るべきでない。また、この批准へのよびかけは、すべての国が完全に直ちに加盟することを要求しており、この点も国連の宣言のあり方から逸脱している、とのべた。よって英国代表は、ポーランド修正案(a)項の末尾に「できるだけ早く」という言葉を入れることを提案した。この再修正案はポーランド代表に受諾された。

5.0 ギニア代表はポーランド案第11条の序節中「法律」の語のあとに「習慣」の語を入れることを示唆した。同代表の意見は、とくにアフリカ諸国では現行の習慣は事実上法的効力をもっているものであるから、このことに言及することは重要だというのであった。しかし1人の代表は習慣というものは立法措置によって変るものでなく、漸進的な啓蒙によってのみ変りうるものであるから、この言葉を入れることは不適当と思うとのべた。

5.1 ポーランド修正案の書き出しの「すべての国家は効果的な措置を行わねばならない」を「すべての適切な措置が行なわれなければならない」とするといふ再修正は11対6、棄権3で採択された。

5.2 ポーランド修正案序節中「法律」のあとに「習慣」を入れるという案は15対0、棄権5で採択された。

5.3 ポーランド修正案序節は修正通り16対0、棄権3で採択された。

5.4 ポーランド修正案(a)項は修正通り(前掲第48節参照)14対0、棄権6で採択された。

5.5 ポーランド修正案(b)項は修正通り(前掲第49節参照)15対0、棄権4で採択された。

5.6 第2条、第3条、第11条を一つにまとめたポーランド案は修正通り18対0、棄権2をもって採択された。採択されたテキストは次の通りであり、これはスタイル委員会に付託された。

婦人を差別的に扱う現行の法律、習慣、規則および慣行を廃止し、男女の権利の平等に対し十分な法的保護を確立するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。とくに、

(a) 男女同権の原則は各国の憲法またはそれに相当する現行及び将来の法律にうたわれなければならない。

- (b) 婦人に対する差別撤廃に関する国連および専門諸機関の国際文書は、できるだけ早く批准し、完全に実施しなければならない。

第 4 条

5.7 第18回委員会の起草委員会から提出された第4条の条文(E/4025、77節)は次のとおりである。

「国家、組織、集団および個人はまた、すべての分野における男女平等を擁護し、偏見を打破し、婦人が劣等であるという考え方にもとづく慣習その他一切の行為を排除するために、訓練教育、報道及び市民、政治活動の分野において適切な措置を講じなければならない」

5.8 委員会は、第455次会议において、この条文を審議し、同時に、ガーナ、リベリア、ネパール、英国の代表から出された代案について審議した。代案(E/CN.6/L.453)は次のとおりである。

「偏見を打破し、婦人が劣等であるという考え方にもとづく慣習その他すべての慣行を廃止する方向に、世論を啓発し、国民の熱意を向けるために、適切な措置がとられなければならない」

5.9 この代案の提案者たちは、この代案は起草委員会提出案文と2つの点において重要な相違のあることを指摘した。即ち、「国家、組織、集団及び個人は」適切な措置をとるという代りに、意味する範囲がより広く、より簡潔な語句、「適切な措置がとられなければならない」を使っているが、これは委員会が他の条文(例えば5.6、9.1、10.2、13.0節参照)において採択済みのものである。また、起草委員会案が種々の活動分野をあげ、それが限定的効果をもたらしているのに反し、代案は全体を含むより一般的な形をとっている。

6.0 修正案(5.8節参照)は、2.0対0、棄権1をもって採択され、スタイル委員会に付託された。

第5条及び追加条項

6.1 第18回委員会に起草委員会より提出された第5条(E/4025、77節)は次のとおりである。

「個人的権利の分野において婦人に対するいかなる差別もあつてはならない。完全かつ平等な法的能力、自由と身体的安全及び法の前にける男女平等が法によって保証されなければならない」

〔「刑事法においては犯罪および刑罰のいずれに関しても性別にもとづくいかなる差別も許されず、またあらゆる形の婦人売買及び婦人の売春の強要及び搾取は法による処罰の対象としなければならない。』〕(注)カッコは起草委員会がこの部分について同意に達しなかったことを示す。

6.2 この条文及び関係提案は、第455次会议において審議された。

6.3 ガーナ、リベリア、ネパール、英国の代表は、この条文の主旨はすでに民事的権利に関する条文にもらわれているので、(9条、10.3～13.0節参照)宣言からこの部分を削除するよう提案した。(E/CN.6/L.453)

6.4 ポーランド代表は、起草委員会案の第5条は次のように(E/CN.6/L.458)変えるべきであると提案した。

「国家は、婦人の売買及び搾取の残存形態である一切の行為を根絶せねばならない。売春搾取を目的とする売春強要は法により罰せられなければならない」

6.5 それに加え、ポーランド代表は、上記案文の後に次のような1条(E/CN.6/L.458)を追加することを提案した。

「婦人を差別する一切の刑法上の規定は廃止されなければならない」

6.6 第5条に対するポーランド案(6.4節参照)を支持して、数人の代表は、婦人売買の残存形態である一切の行為を根絶すべき必要性に言及しないならば宣言は十分なものとしないと述べた。更に、この問題の対策に対する要請は国に対してなされねばならない、というのは、各国の法律はこのような行為を犯罪とみなしているが、目下の急務はこれに強権をもつてのぞむことであり、このような手段をとる権限をもつ唯一の機関は国家であるからである。

6.7 英国代表は、次のように語句を改めれば、すでに採択された他の条文との一貫性を保ちながら、各国政府の対策の必要性を十分にあらわすであろうと提案した。

「あらゆる形の婦人売買及び売春搾取とたたかうために立法を含む適切な措置がとられなければならない」

6.8 この提案はポーランド代表に承認され、5条の削除提案者は(前掲6.3節参照)提案を撤回した。

6.9 ポーランド提案の追加条項に関し、提案者は、宣言はあらゆる分野における差別の終止を要求すべきであることから、第18回会議において、このような条文を含めるという案が広い支持を受けた(E/4025.88-94節)ことを想起した。他の代表達も婦人に対する刑法上の平等の要求を怠るならば、宣言は不完全なものになるということに同意した。

或代表は、この関連において、刑法上の婦人に対する差別の問題は、人権分野の助言計画のもとに開催された国際セミナーにおいてもとりあげられたとのべた。

7.0. 第5条のポーランド修正案は、英国代表により口頭で提案され、提案者の承認を得た再修正案(6.7、6.8節参照)とともに、全会一致で採択された。

7.1. ポーランド提案の追加条項(6.5節参照)も全会一致で採択された。

7.2. スタイル委員会に付記された5条々文は次のとおりである。

「あらゆる形の婦人売買及び売春搾取とたたかうために、立法を含む適切な措置がとられねばならない。」

7.3. スタイル委員会に付記された追加条項は、次のとおりである。

「婦人を差別する一切の刑法上の規定は廃止されねばならない。」

第 6 条

7.4. 第18回委員会起草委員会において起草された第6条の条文(E/4025、7.7節)は次のとおりである。

「すべての国家は、婦人に男子と同一の政治的権利、並びにこれらの権利の行使を保障する措置を行なわねばならない。又、婦人に対し、すべての選挙における選挙権、被選挙権およびいかなる差別も受けず、男子と同等に公職につき、すべての公務を行う権利を保障せねばならない。」

7.5. 委員会は、この条文を第4.4.2、4.4.5次会議において審議した。起草委員会案に加え提出された資料は、ガーナ案(E/CN.6/447、5条8節)および英国から出された試案(E/CN.6/L.437、1節、8節)である。

ガーナ案は次のとおりである。

「婦人は、すべての選挙に選挙権をもち、また国内法にもとづくすべての公的機関にいかなる差別をもうけることなく、男子と同等に任命され、選出される権利をもたねばならない。これらの権利は、国の立法に表明されねばならない。」

7.6. 英国の政治的権利に関する条文の試案は次のとおりである。

「すべての婦人は男子と同等の選挙権、公選機関における被選挙権および公職につき、すべての公務を行なう権利を有する。」

「すべての婦人は、公法の分野において男子と同等の地位をもつ権利を有する。」

7.7. 起草委員会案を支持する数人の代表は、そもそもこの条文は、国の政治に婦人が完全に参加し、この面の婦人の権利が法律によって保証されるという決意の表明を意図したもので

あることを強調した。多くの代表の見解では、婦人は政府の同意を得て始めて公務を行うことができるのであるから、宣言が、この問題で国家に明確な義務づけをするのは当然であると考えられた。

ある代表は、ある国々においては、いまや問題は憲法上、立法上の権利を与えるということではなく、これらの権利はすでに法律で認められているのであって、政府当局による有効な実施という問題の方が重要であると指摘した。数人の代表は、その点で、婦人の政治生活への参加を積極的に奨励する必要性に言及した。しかしながら、他の代表達は、総会が委員会に要求しているのは、条約案ではなくて宣言案であることを強調した。条約も続いて作られることになるかもしれないが、いまのところ、委員会は一般的原則を宣言するに止めるべきである。それ故これらの人々の見解では、ガーナ案の方がのぞましいと考えられた。

7.8. この点について数人の代表は、この問題に関する条約は婦人参政権条約としてすでに行き来している、宣言はそれと同じ方向にもう一步進むべきものである。また、宣言の中で国家への義務づけをしている先例としては、人種差別撤廃国連宣言があると述べた。しかしながら他の代表達は、起草委員会案の語句は婦人参政権条約のそれに非常に似ており、この条約は国連加盟国の半数以下の国々が批准しているにすぎないものである。また、国家の役割を不当に強調することは婦人の政治への参加が他の要因によっても妨げられるという事実をあいまいにするであろうと述べた。

7.9. 数人の代表は、この条文の最終案から「国内」立法という言葉が除かれることを希望しそれは連邦制国家では或種の困難が伴うからであるとのべた。

8.0. 一般討議の終りに、ガーナと英国代表が共同修正案(E/CN.6/L.444)を提出した。案文は次のとおりである。

「婦人は、選挙権、公選機関への被選挙権およびいかなる差別も受けることなく、男子と同等に、公職につき、すべての公務を行なう権利をもたねばならない。これらの権利は立法に表明されねばならない。」

8.1. 第4.4.5次会議において、委員会は、わずかの作文上の変更を加えて、この共同修正案を9対8、棄権4で採択した。スタイル委員会に付記した第6条は次のとおりである。

「婦人は、すべての選挙における選挙権、国内法にもとづく公選機関の被選挙権およびいかなる差別をもうけることなく、男子と同等に公職につき、すべての公務を行う権利を有する。これらの権利は立法に表現されねばならない。」

第 7 条

8.2 第18回会議に起草委員会の提出した教育の権利に関する第7条(E/CN.6/4025, 77節)は次のとおりである。

「すべての国家は、教育の分野において男子と平等の権利を婦人に保証するために適切な措置を講ずることによって、次のことを完全に婦人に保証しなければならない。

「(a) 大学、職業・技術学校及びすべての段階の高等課程を含むすべての種類の学校で教育をうける機会及びこれらの学校での勉学における条件の平等

「(b) 男女共学でない場合においては、男子に対すると同一の学科選択の権利、同一の試験、及び同一の資格をもつ教師につく権利

「(c) 奨学金、その他の勉学補助金の恩恵をうける可能性の平等

「(d) 文盲対策としての措置も含め、青少年および成人の校外教育に対する機会の平等

8.3 第442、443、445次会議における第7条の審議に際し、代案として、提出されたガーナ案(E/CN.6/447, 9頁、6条)は次のとおりである。

「既婚または未婚の婦人に、すべての段階の教育の分野において、男子と同等の権利を保証するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。この目的のために特に次の点を保証する措置がとられなければならない。

「(a) 大学、職業学校、技術学校、専門的職業学校を含むすべての種類の教育施設で教育をうける機会及びこれらの学校での勉学における平等の条件

「(b) 教育施設の存在しない地域においては、男子に対する通信教育と同じ課目を婦人が選択できるよう配慮されなければならない。婦人は、男子と同一の試験をうけ、男子の通信教育の教師と同一の資格をもつ教師につく権利をもたなければならない。

「(c) 奨学金、その他の勉学補助金の恩恵をうける平等の機会

「(d) 成人向け読み書き教育計画を含め、青少年及び成人のための校外教育をうける機会の平等

8.4 加えて、英国代表からは、起草委員会案第7条を次のように変更する修正案(E/CN.6/L.439.)が提出されていた。

「すべての少女及び婦人は、教育の分野において、男子と同等の機会及び扱いをうける権利を有する。」

8.5 第445次会議において、英国代表は、ガーナ案(83節参照)に賛成して英国案を取

下げ、ガーナ案は、ガーナ、ギニア、フィリピンの正式共同修正案(E/CN.6/L.440)となった。

8.6 起草委員会案(82節参照)に対し、オーストリア代表(E/CN.6/L.441)及び中国代表(E/CN.6/L.440)からわずかな修正が提出されたが、これらの提案は、提案者の説明の後、共同修正案(83、85節参照)に賛成して、取下げられた。

8.7 チリ代表は、宣言は、婦人がその性に適する教育をうける権利の保護を目的とすべきであると述べた後、共同修正案に次のような(e)項(E/CN.6/L.442)を加えるよう提案した。

「(e) これらのすべての措置は、婦人に適する教育をうける婦人の権利を侵さないものと理解する。

8.8 ポーランド代表は、既婚婦人に言及することはこの条文が主として成人教育に關してのべたものであるかのような誤解を与えるかもしれないという見解を述べ、共同修正案前文中の「婦人」の前に「少女と」の語を「男子」の前に「少年と」の語を入れるよう口頭で提案した。

8.9 共同修正案に対するチリ修正案(87節参照)は17対0、棄権3で否決された。

9.0 ポーランドの口頭による修正案(88節参照)は、8対4、棄権9で採択された。

9.1 ポーランド案により修正されたガーナ、ギニア、フィリピン共同修正案(83、85節参照)は、19対0、棄権2で採択された。スタイル委員会に付託された条文は次のとおりである。

「既婚または未婚の少女と婦人に対しすべての段階の教育の分野において、少年及び男子と同等の権利を保証するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。この目的のために、特に次の点を保証する措置がとられなければならない。」

「(a) 大学、職業学校、技術学校、専門的職業学校を含むすべての種類の教育施設において教育を受ける機会及びこれらの学校での勉学における平等の条件

「(b) 教育施設の存在しない地域においては、男子に対する通信教育と同一の課目を婦人が選択できるよう配慮されなければならない。婦人は男子と同一の試験をうけ、男子の通信教育の教師と同一の資格をもつ教師につく権利をもたなければならない。

「(c) 奨学金、その他の勉学補助金の恩恵をうける可能性の平等

「(d) 成人向けの読み書き教育計画を含め、青少年及び成人のための校外教育をうける機会の平等

第 8 条

9.2 委員会は、第443、445次会议において、経済的、社会的権利に関する第8条の各案を審議した。第18回委員会に起草委員会から提出された条文(E/4025, 77節)は次のとおりである。

“すべての国家は、経済的、社会的権利の分野において、男子と平等の権利を婦人に保証するために、適切な措置をとらねばならない。”

“この分野における効果的な平等を達成するために

“(a) 婦人は職業訓練、労働、雇用の自由な選択、就職あっせん機関による平等な待遇と援助、同一労働同一賃金及び職業における昇進について、男子と同一の権利を保証されなければならない。”

“(b) 婦人は、男子と同一の休息の権利及び老令、疾病、失業または労働能力喪失の際における物質的安定の権利を保証されねばならない。”

“(c) 婦人は、雇用、雇用期間、昇進またはその他の雇用資格及び条件に関して、婚姻上の地位にもとづく差別をうけないことを保証されねばならない。”

“家庭責任をもつ婦人の果たす二重の役割にかんがみ、このような婦人をして完全な経済的平等と労働権の完全享有を得せしめるために、次のことに関して必要な措置がとられねばならない。

“(a) 児童保育、その他の社会施設を設けること

“(b) 有給出産休暇、元の職場に復帰する権利、その他母体とその子孫の健康と幸福を守るための必要な援助をも含め、産前産後における特別の注意と保護を婦人に与えること。”

9.3 起草委員会案に加えて、第443次会议において、ガーナ案(E/CN.6/447, 9頁, 7条)及び、英国から提案された2カ条の条文(E/CN.6/L.437, 2, 3節)が提出された。

ガーナ案は次のとおりである。

“既婚、または未婚の婦人に対し、経済的、社会的生活の分野において、男子と平等の権利を保証するため、すべての適切な方策が行なわれねばならない。特に

“(a) 職業訓練をうける機会、男子と同一の資格及び条件で働く機会、自由な雇用の選択、就職あっせん、職業における昇進昇格の機会

“(b) 同一価値の労働に関し男子と同一の報酬及び待遇の平等に対する権利

“(c) 休暇、退職に伴う諸特典、失業、疾病、老令、その他の労働不能に対する保障を

与えられる権利。また、家庭責任をもつ婦人については、妊娠中及び出産後の有給出産休暇及び保育施設についての特別の配慮がなされなければならない。

9.4 一方、英国が提出した案は次のとおりである。

“すべての婦人は、同一価値の労働に対して男子がうけると同一の報酬をうける権利を有する。”

“すべての婦人は、雇用及び職業において、同一の機会及び待遇をうける権利を有する。”

9.5 起草委員会案に対する修正案の提案者たちは、起草委員会案の含む思想をすべてもりこんでいてしかも各国がうけいれうるような簡潔明瞭な文章を作ろうとしたのであって、平等が保証されなければならない分野をことごとく列挙しようとしたのではないことを説明した。

9.6 討論の中で、数人の代表は、婚姻上の地位にもとづく差別に関する起草委員会案(c)項(92節参照)の思想が、修正案のどれにも十分あらわされていないことに遺憾の意を表した。他の代表達は、家庭責任をもつ婦人の権利を過度に主張すると、使用者が婦人労働者を雇わなくなるのではないかと懸念した。

9.7 第445次会议に、ガーナ案(93節参照)の(a)項の終りに“婚姻上の地位、その他いかなる理由による差別をもうけることなく”の語を付したがガーナと英国の共同修正案が提出された(E/CN.6/L.445)。

9.8 フランス代表は、共同修正案(a)項の“雇用の自由な選択”の後に“ある種の職業の危険性及び重労働的性格の故に必要とされる例外を除き”の語を“入れるという再修正案(E/CN.6/L.446)を提出した。

9.9 数人の代表は、フランスの再修正案の文句は或種の職業から婦人をしめ出す口実に使われるおそれがあると考え、これに疑問を表明した。いかなる職業が通常婦人に困難であるかを決定する義務を政府当局がとらねばならない場合もあるが、職業の或分野が永久に婦人に対し閉ざされるべきであるとはつきりのべることは、婦人に対する差別の撤廃を求める宣言文にはふさわしくないというのであった。

10.0 ソ連代表は、共同修正案(a)項中“働く”の後の“男子と同一の資格及び条件で”の削除を提案した。同代表の見解によれば、生理学的にみてこの面で完全な平等を要求することは不可能である。同代表は更に、第8条は婦人の子産後の復帰の権利に重点をおくべきことを強調した。他の代表は、共同修正案(c)項は家庭責任をもつ婦人が受けることのできる恩恵として、保育以外の他の社会施設にも言及すべきであると述べた。これらの意見は共同修正案提案者によりおおむね受け入れられた。

10.1. 共同修正案に対するフランスの再修正案(98節参照)は8対5、棄権8で採択された。

10.2. ガーナと英国の共同修正案は、再修正どおり、19対0、棄権2で採択された。第8条は最終案作成のためスタイル委員会に付託された。

第 9 条

10.3. 第18回会議に起草委員会が提出した民事的、家族的権利に関する第9条(E/4025/77節)は次のとおりである。

「すべての国家は、家族生活における婦人に対する差別を撤廃し、法の前での夫婦の地位の平等の原則を適用するために、適切な措置を講じなければならない。

「婦人は、配偶者の自由な選択、自由かつ完全な同意による婚姻、および婚姻中と婚姻解消に際しての平等の権利について男子と同一の権利をもたねばならない。(親の権利、義務および子の後見に関し、父母の間に差別があつてはならない。)

(注) カッコは、この部分について小委員会が合意に達しなかったことを示す。

「児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されねばならない。婚姻最低年齢を規定し、公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるために、法的措置がとられねばならない。

「婦人は男子と同一の訴追の権利をもたねばならない。

「婦人は、財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する男子と同一の権利をもたねばならない。

「すべての国家は、法定夫婦財産制のもとにおける婦人の財産権への一切の制限を廃止しなければならない。

「婦人は、男子と同一の資格で住所と居所を選択する権利をもたねばならない。

10.4. 委員会は、第9条を第443、447、449、452次会议において審議した。

10.5. 第443次会议において、起草委員会案に加え、ガーナ案(E/CN.6/447/10頁8、9条)と英国案(E/CN.6/L.437、5、9節)が提出された。これらの提案は細部にわたる審議はなされなかったが、これらの案をもとにして更にガーナから修正案(E/CN.6/L.449)が提出され、このガーナ案は447次会议において提案者の修正を受けた後、ガーナ、リベリア、ネパール、英国の共同修正案(E/CN.6/L.449/Rev.1)となった。この修正案は、起草委員会案第9条を次のよう改めよ

うとするものである。

「民事上の権利

「既婚または未婚の婦人が、民事法上、男子との完全な平等をもつことを保証するために適切な措置がとられねばならない。とくに、

「(a) 財産の取得、管理、享有、処分及び相続の権利

「(b) 訴訟を起し、又訴訟の相手方となる権利

「家 族 法

「婚姻上の地位における男女の本質的平等を保証するため、適切な措置がとられねばならない。

「婦人は、自由に配偶者を選び、自己の自由かつ完全な同意によつてのみ婚姻する権利をもち、かつ婚姻中及び婚姻解消に際して男子と平等の権利をもたねばならない。

「平等の原則は、婚姻の解消に際して子の後見の決定に適用されなければならない。

「児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年齢を規定し、公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく効果的な措置が行なわれねばならない。

10.6. 第447次会议において、フィリピンから別の修正案(E/CN.6/L.451)が出された。

起草委員会案に対するこの修正案は次のとおりである。

「民事的権利

「既婚または未婚の婦人に対して、民法の分野における男子と同等の権利、とりわけ次の権利を保証するために、まず立法による措置をはじめとして、適切な方策が行なわれねばならない。

「(a) 財産の取得、管理、享有、処分及び相続の権利

「(b) 訴追の権利

「(c) 住所及び居所を選ぶ権利

「家 族 法

「家族生活における婦人に対する差別を撤廃し、夫婦平等の原則を適用するために、適切な措置がとられねばならない。

「(a) 婦人は、配偶者を自由に選び、自己の自由かつ完全な同意によって婚姻する平等の権利をもたねばならない。

“(b) 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年齢を規定し、公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるために、法的措置がとられねばならない。

“(c) 婦人は、婚姻中及び婚姻解消に際し男子と平等の権利をもたねばならない。子の利益及び家族の結合を守るため、子に対する親の権利及び義務に関し父母の間に法律上のいかなる差別ももうけてはならない。

“(d) すべての国家は、法定夫婦財産制のもとにおける婦人の財産権への一切の制限を廃止しなければならない。

107. 第447次会议において、更に米国代表から修正案(E/CN.6/L.450)が提出された。この修正案は、起草委員会案(103節参照)に次のような変更を加えるものである。

1. 第9条第5節の後に次の1節を加える。

“既婚婦人は、婚姻中に共同で得た財産に対し夫と同一の権利をもたねばならない。

2. 第6節の後“その他のすべての法制”を加える。

3. 条文の最後に次の1節を加える。

“婦人は、自己及び家族の健康と福祉のための生活設計に役立つ教育的情報を与えられねばならない。

108. フィリッピン及び米国の修正案にもとづいて、中国、フィリッピン、米国、共同提案による修正案(E/CN.6/L.454)が提出された。この修正案は第9条を次の2条におきかえるものである。

“第9条

“民事的権利

“既婚または未婚の婦人に対して、民法の分野における男子と同等の権利、とりわけ次の権利を保証するために、まず立法による措置をはじめとして、適切な方策が行われねばならない。

“(a) 財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する権利

“(b) 婚姻中夫婦が共同で得た財産に対する平等の権利

“(c) 訴追の権利

“(d) 住所及び居所を選ぶ権利

“第10条

“家族法

“家族生活における婦人に対する差別を撤廃し、夫婦平等の原則を適用するために、適切な措置がとられねばならない。

“(a) 婦人は、配偶者を自由に選び、自己の自由かつ完全な同意によって婚姻する男子と同一の権利をもたねばならない。

“(b) 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年齢を規定し、公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく、立法措置がとられねばならない。

“(c) 婦人は、婚姻中及び婚姻解消に際し、男子と平等の権利をもたねばならない。子の利益及び家族の結合を守るため、子に対する親の権利及び義務について父母の間に法律上のいかなる差別ももうけてはならない。

“(d) すべての国家は、法定夫婦財産制のもとにおける婦人の財産権への一切の制限を廃止しなければならない。

“(e) 婦人は、自己及び家族の健康と福祉のための生活設計に役立つ教育的情報を与えられねばならない。

109. 代表は、中国、フィリッピン、米国の共同修正案を支持し、婚姻中に夫婦が共同で得た財産について平等の権利を保証する条項の必要を強調した。このような権利を保証する法律は、法定共有財産制をみとめない国において特に必要である。又、この修正案はあらゆる種類の夫婦財産制のもとにおける婦人の財産権の制限の廃止を要求するという利点があると述べた。

110. ガーナ、リベリア、ネパール、英国の共同修正案(105節参照)を支持する数人の代表は、中国、フィリッピン、米国共同修正案(108節参照)第1節の始めの句は、法律を不当に強調しすぎている。例えば、コモンローをもつ国々においては、この条文の言及する事項は、主として成文法の規定する事項ではない、とのべた。しかしながら、他の代表たちは、立法措置を要求することは必要であると考えた。これらの措置を必要としない国々はこの規定から、不利益をこうむるわけではなく、一方他の地域では、法律は不平等をなくす最も確かな方法となっているとのべた。

111. 中国、フィリッピン、米国共同修正案に、“住所及び居所を選ぶ権利”がないについて、疑念が表明された。フランスの法制では、*domicile élu* という言葉は

英語の住所の選択という言葉と全く違った法律上の意味をもっている。他の法体系においても、裁判別居、又は離婚をしていない婦人に別居の権利をみとめることは、特に相続の関係で、甚だ面倒な問題をひき起すであろうとの意見がのべられた。しかし、他の代表たちは、居所及び住所に何らかの形でふれておくことは、離婚や別居の請求についての権利の平等を婦人に保証するため必要であると主張した。

112 数人の代表は、条文の最終案では、親権の行使における父母の権利義務の平等ということが十分強調されるよう希望した。またつねに子の福祉を主眼におきながら、未婚の母や遺棄された母のためにも十分な配慮がなされるよう促した。

113 他の代表は、また、委員会に提出されたこれらの案文がのべていることのうち、特に平等の親権を父母に与えるとする共通の主張は、家長をみとめる国の法制や慣習と相いれないであろうとのべた。

114 第449次会議において、メキシコ代表はそれまでに提出された案文をまとめたワーキング・ペーパー（E/CN.6/L.456）を提出した。民事的権利に関する条文案を内容とするこのワーキング・ペーパーは次のとおりである。

1 民事法の分野において婚姻中の取得財産をも含め財産の取得、管理、享有、処分、相続に関する権利をはじめとする男子と平等の諸権利及び法的能力とその行使における（又、住所及び居所の決定における）平等を婦人に保証するために、主として立法上の適切な方策が行なわれねばならない。

2 男女平等の原則は、同様に家族法の関係においても保証されなければならない。とくに

“(a) 婦人は、配偶者を自由に選び、自己の自由かつ完全な同意によつてのみ婚姻する平等の権利をもたねばならない。

“(b) 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年齢を規定し、公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるため、適切な〔立法〕措置がとられねばならない。

“(c) 婦人は、婚姻中及び婚姻解消後において男子と同一の権利をもたねばならない。

“(d) 父母は、子の養育、懲戒、教育、その他子の後見のすべての面に関する事項について平等の権利をもたねばならない。

“(e) 婦人は、自己及び家族の健康と福祉を高めるのに役立つ教育的情報を与えられる権利をもたねばならない。

115 中国、フィリピン、米国の代表は、これら3国共同修正案（e）項（108節参照）

を取り下げることに同意した。（この（e）項はメキシコのワーキングペーパーにもおりとまれていた。）3国代表は、この修正案は、委員会が家族計画に関する決議7（XVIII）（E/4025.157節）を採択したさいの信念を宣言の中で打出すために提出されたものであると説明した。

116 メキシコのワーキングペーパー第1節中の語句「婚姻中の取得財産をも含め」が適当か否かについて疑問が表明された。又、主に家の中で働いている婦人が、或種の法制のもとでは、婚姻中夫が得た資産についていかなる権利ももたないことに対するより十分な配慮が要求された。

117 また他の代表たちは、メキシコのワーキングペーパー第1節中の「主として立法上の」の語句は受け入れ難いとのべ、彼国々では、法律は補助的措置にすぎず、特に後進国では、法律をよく知らない婦人が多いのでなおさらであると強調した。

118 また、同節中の「法的能力」の語は適当でない、能力は法律によって与えられるものであるが、宣言は生得の権利を強調すべきであると論じられた。しかし、他の代表は、生得の権利は婦人が法律により与えられた能力の範囲においてのみ行使できることを指摘した。

119 数人の代表は、メキシコのワーキングペーパーの第2節（d）項で、親の権利にのみ言及し、義務を省いていることに遺憾の意を表明した、遺棄した子に対する父親の扶養義務をあいまいにしないよう注意を要する。更に、権利と並んで義務に言及しないことは、婦人の平等に、限界があるという意味にとられるおそれがあるとのべられた。

120 第452次会議において、スタイル委員会から折衷案（E/CN.6/L.461）が提出された。これはスタイル委員会が、本会議の要請によって、それまでに提出されたすべての提案の中から最も広範囲に受け入れられる部分を組合わせ、代案の作成を試みたものである。スタイル委員会が提出した民事的権利及び家族法に関する条文案は、次のとおりである。

“1 既婚または未婚の婦人に対して、民法の分野における男子と同等の権利、とくに次の権利を保証するために、（まず立法による措置をはじめとして）適切な方策が行なわれなければならない。

“(a) 〔婚姻中の取得財産をも含め〕財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する権利

“(b) 〔法的能力とその行使の平等に対する権利〕〔訴訟を起し、訴訟の相手方となる能力〕

“(c) 移動の自由に対する権利

“(d) 〔住所及び居所を選ぶ権利〕

「2. 夫と妻の地位平等の原則を保証するために、適切な方策が行なわれなければならない。とくに、

「(a) 婦人は夫を自由に選び、自己の自由かつ完全な同意によつてのみ婚姻する権利をもたねばならない。

「(b) 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年令を規定し公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく、(立法措置をはじめ) 効果的な措置が行なわれなければならない。

「(c) 婦人は婚姻中および婚姻解消に際して、男子と平等の権利をもたねばならない。

「(d) 夫婦は子の養育、懲戒、教育について平等の権利及び義務をもたねばならない。平等の原則は、子の財産上の一切の事柄を含め、子の後見に関するすべての問題に適用されなければならない。これら一切の場合に子の利益がすべてに優先して考慮されなければならない。

121. 委員会は、スタイル委員会案について投票を行なった。第1節の「立法による措置をはじめとして」の語句は11対7、棄権2で採択された。1の(a)項「婚姻中の取得財産を含め」は14対3、棄権3で採択された。

122. 1の(b)項「法的能力とその行使の平等に対する権利」は16対4で採択された。従って「訴訟を起し、訴訟の相手方となる権利」は削除された。

123. 1の(c)項の「移動の自由に対する権利」は19対0、棄権1で採択された。

124. 1の(d)項の「住所及び居所を選ぶ権利」は12対3、棄権5で採択された。

125. 2の(b)項の「立法をはじめ」の語句は、14対4、棄権2で採択された。

126. 2の(d)項の「及び義務」の語句は、13対5、棄権2で採択された。

127. 2の(d)項の「養育、懲戒及び教育」は、16対2、棄権2で否決された。

128. メキシコ代表の提案によつて、2の(d)項の「平等の原則は……」以降を「平等の原則は、いかなる場合も子の利益にそくして適用されなければならない」といふかえるといふ案が出され、この語句について採決が行なわれ、12対4、棄権4で採択された。

129. 第9条(120節参照)は修正通り、15対0、棄権5で一括採択された。

130. スタイル委員会に付託された民事的権利及び家族法に関する条文は次のとおりである。

「1. 既婚または未婚の婦人に対して、民法の分野における男子と同等の権利、とくに次の権利を保証するために、まず立法による措置をはじめとして適切な方策が行なわれなければならない。

「(a) 婚姻中の取得財産を含め、財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する権利

「(b) 法的能力とその行使の平等に対する権利

「(c) 移動の自由に対する権利

「(d) 住所及び居所を選ぶ権利

「2. 夫と妻の地位平等の原則を保証するために、適切な方策が行なわれなければならない。とくに、

「(a) 婦人は夫を自由に選び、自己の自由かつ完全な同意によつてのみ婚姻する権利をもたねばならない。

「(b) 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年令を規定し公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく、立法措置をはじめ効果的な措置が行なわれなければならない。

「(c) 婦人は婚姻中および婚姻解消に際して、男子と平等の権利をもたねばならない。

「(d) 父母は子に関する事項について平等の権利と義務をもたねばならない。平等の原則は、いかなる場合も子の利益にそくして適用されなければならない。

第 10 条

131. 第18回委員会に起草委員会から提出された国籍に関する第10条々文は次のとおりである。(E/4025, 77節)

「国籍に関しては、法律上も事実上も性にもとづく差別があつてはならない。婦人は国籍を取得または変更する、男子と同一の権利をもたねばならない。

「婚姻は妻の国籍に自動的な効果をもたらしてはならない。また、婚姻中における夫の国籍変更もまた同様な効果をもたらしてはならない。

「いかなる場合においても、婦人は、婚姻の結果として無国籍となることがあつてはならない。

132. 委員会は、第447、448、449次会議において、この条文を審議した。起草委員会案に対してフランスから次のような修正案(E/CN.6/L.447)が出された。

「独身婦人は、国籍を取得し、また変更する男子と同一の権利をもたねばならない。

「外国人と結婚した婦人、また自国人と結婚した外国婦人が、その生地の国籍を保有するか、夫の国籍を取得するかをいずれかを自由に選ぶことができるように適切な措置をとらねばならない。

いかなる場合においても、婦人は婚姻の結果として無国籍となることがあつてはならない。

133. ガーナ代表は、起草委員会案に対する次のような代案(E/CN. 6/L. 449)を提出した。

「婦人は国籍を取得し、変更し、または保有する男子と同一の権利を有する、他国人との婚姻が、あるいは妻を無国籍とし、あるいは夫の国籍を妻に強制することによって、妻の国籍に自動的に影響を及ぼしてはならない。

134. ある代表たちは、フランス修正案を支持して、国籍に関しては、独身婦人と既婚婦人の権利は、はっきりと区別しなければならないという見解を表明し、独身婦人は明らかにこれらの事について男子と同一の自由を与えられるべきであるが、一方既婚婦人については、もとの国籍を保有するか、夫の国籍を取得するかを選択の自由と、婚姻の結果無国籍となることの防止に重点がおかれるべきであるとのべた。

135. しかしながら、他の代表たちは、起草委員会案(131節参照)やガーナの修正案(133節参照)——これは本質的には起草委員会案と同じものを簡潔な形にしたものであるが——の方が、婦人に与えらるべき国籍上の絶対的平等をより確実に保証するものと考えられるとのべた。これらの案は、委員会が尊重しなければならない「既婚婦人の国籍に関する条約」の内容をもとにしている。一人の代表は、婚姻により夫の国籍を取得した寡婦が、もとの国籍への復帰を希望する場合のことも含める必要があると強調した。

136. フランス修正案(132節参照)は14対2、棄権5で否決された。ガーナ修正案(133節参照)は10対2、棄権8で採択された。第10条々文はスタイル委員会に付託された。

第 11 条

137. 第11条の内容は、第2、3条と共に1つの条文にまとめられた。(40～56節参照)

第 12 条

138. 第18回委員会に、起草委員会より提出した第12条々文(E/4025. 77節)は次のとおりである。

「婦人は、休息と余暇を享有する権利及び市民活動、政治活動、社会的、文化的活動の機

会をもつ権利を有する。国家および商工業における研究機関は、婦人がこのような活動にむける自由時間をより多くもちうるよう援助するために、家庭生活における家事負担の軽減に必要な措置を講じるべきである。」

139. ガーナ、リベリヤ、ネパール、英国による共同修正案(E/CN. 6/L. 455)とポーランド修正案(E/CN. 6/L. 459)の2つの修正案によって、起草委員会案の第12条の削除が提案された。

140. 第454次会議においても、全会一致で第12条の削除が決議された。

条項の配置

141. 第455次会議において、ポーランド代表は宣言の最終案における条項の配置に関して提案を行った(E/CN. 6/L. 457)。この提案は、スタイル委員会に付託された。

スタイル委員会提出の宣言案の審議

142. スタイル委員会が委員会本会議に具申した宣言案(E/CN. 6/L. 473)は次のとおりである。

前 文

「我々は

「国際連合の諸国民が、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値ならびに男女の同権についての信念を再確認したことを考慮し、

「世界人権宣言が、無差別の原則を確認し、すべての人間は生れながらにして自由であり尊厳と権利において平等であり、すべての人が性別による差別をはじめいかなる種類の差別をも受けることなく、宣言のかかげるすべての権利と自由とを享有することができると宣言してくることを考慮し、

「男女同権の促進のために国連及び専門諸機関が採択した決議、宣言、条約および勧告を考慮にいれ、

「しかしながら、国連憲章、世界人権宣言、及び国連と専門諸機関が採択したその他の文書にもかかわらず、また、〔若干の分野における〕進歩にもかかわらず、婦人に対する差別が〔世界の多くの地域において〕、〔法律上はともかく、事実上〕かなりまだ残っており、そのことが国の社会的、経済的、文化的生活への男子と同等な婦人の参加をさまたげていることに関心をいだき、

(注)スタイル委員会の若干のメンバーはカッコ内の語は削除すべきであるという意見を

のべた。

「〔ある国々では婦人はいまだ政治的権利の行使を拒否されており、また多くの国では自国の法律のかかげる男女平等の原則の実現のための条件がまだ作りだされていないことに注目し〕

〔注〕スタイル委員会はこの節の削除を勧告した。

「婦人に対する差別は人間としての婦人の尊厳及び家族と社会の福祉に反するものであり国家と人類への寄与に役立つ婦人の能力の完全な開発を妨げるものであると考え、

「〔いかなる国家も、婦人の最大限の参加なくしては、豊かなかつ完全な発展をとげえないことを確信し〕

「〔国の豊かなかつ完全な発展は、その国の婦人の最大限の参加を必要とすると確信し〕

〔注〕スタイル委員会は、上記2節のうち何れかを選ぶよう委員会に勧告した。

「男女平等の原則に、法律上事実上の全世界的承認を確保することが必要であると考え、

「厳しゆくは本宣言を公布する。

第 1 条

「男女の同権を事実上破壊または制限する性にもとづく差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である。

第 2 条

「婦人を差別的に扱う現行の法律、習慣、規則および慣行を廃止し、男女の権利の平等に対し十分な法的保護を確立するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに、

「(a) 同権の原則は、各国の憲法またはそれに相当する〔現行及び将来の〕法律にうたわれねばならない。

「(b) 婦人に対する差別撤廃に関する国連および専門諸機関の国際文書は、できるだけ早く批准し、完全に実施しねばならない。

〔注〕1. スタイル委員会は、(a) 項カッコ内の語句の削除を勧告した。

2. スタイル委員会は、(b) 項下線部分の英、仏、スペイン語による表現が夫々意味の異なることに、委員会の注意を喚起した。

第 3 条

「偏見を打破し、婦人が劣等であるという考え方にもとづく習慣的その他すべての慣行を廃止する方向に、世論を育成し、国民の熱意を向けるために、すべての適切な方策が行わ

れねばならない。

第 4 条

「婦人は、国籍を取得し、変更し、または保持する男子と同一の権利をもたねばならない。他国人との婚姻が、あるいは妻を無国籍とし、あるいは夫の国籍を妻に強制することによって、妻の国籍に自動的に影響を及ぼしてはならない。

第 5 条

次の権利を婦人に保証するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。

(a) すべての選挙において投票する権利と公選機関への選挙における被選挙権

(b) いかなる差別をもうけることなく男子と同等に公職につき、すべての公務を行なう権利

これらの権利は、立法に表現されねばならない。

第 6 条

1. 既婚または未婚の婦人に対して、民法の分野における男子と同等の権利、とくに次の権利を保証するために、まず立法による措置をはじめとして、すべての適切な方策が行なわれねばならない。

(a) 婚姻中の取得財産をも含め、財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する権利

(b) 法的能力とその行使の平等に対する権利

(c) 移動の自由に対する権利

(d) 住所及び居所を選ぶ権利

2. 夫と妻の地位平等の原則を保証するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに、

(a) 婦人は、配偶者を自由に選び、自己の自由かつ完全な同意によってのみ婚姻する権利をもたねばならない。

(b) 婦人は、婚姻中及び婚姻解消に際して、男子と平等の権利をもたねばならない。

(c) 両親は、子に関する事項について平等の権利と義務をもたねばならない。平等の原則はいかなる場合も子の利益にそくして適用されねばならない。

3. 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止さるべきであり、婚姻最低年令を規定し、公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく、立法措置をはじめ、効果的な措置が行なわれねばならない。

〔注〕スタイル委員会は、委員会が採択した2の(C)項の後段は意味が明確でないとい

意見であった。

第 7 条

婦人を差別する一切の刑法上の規定は、廃止されねばならない。

第 8 条

あらゆる形の婦人売買および婦人の売春搾取とたたかうために、立法をはじめ、すべての適切な方策が行なわれねばならない。

第 9 条

既婚または未婚の少女と婦人に対し、すべての段階の教育において、男子と平等の権利を保障するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに、

- (a) 大学、職業学校、技術学校、専門的職業学校を含むすべての種類の教育施設で教育を受ける機会及びこれらの学校での勉学における平等の条件
- (b) 共学の施設である与否を問わず、同一の学課選択、同一の試験、同一水準の資格をもつ教職員、同質の校舎と設備
- (c) 奨学金その他の勉学補助金から利益を受ける平等の機会
- (d) 成人向け読み書き教育計画を含む継続教育計画に受け入れられる平等の機会

第 10 条

1. 既婚または未婚の婦人に対し、経済的、社会的生活の分野において男子と平等の権利を保障するために、すべての適切な方策が行なわれねばならない。とくに

- (a) 職業教育を受ける機会、働く機会、その労働の危険性及び重労働的性格の故に（婦人の健康のために）必要とされる例外を除き職業と雇用の自由な選択の機会、婚姻上の地位その他いかなる理由による差別をも受けることなく専門的職業をも含め職業上の昇進の機会
- (b) 同一価値の労働に関し、男子と同一の報酬及び待遇の平等に対する権利
- (c) 有給休暇、退職に伴う諸特典、失業、疾病、老令またはその他の労働不能に関する保障を与えられる権利

2. 母性の故に婦人が差別を受けることを防止し、これら婦人の実効ある労働権を保障するために、元の雇用への復帰の保証を伴う有給出産休暇の付与、及び保育施設をはじめ必要な社会サービスの用意のための措置が講じられねばならない。

（注）スタイル委員会の若干の委員は、1の(a)項にカッコ内の語を加えるよう示唆した。

143. 以上の案文は第460、461次会議において、審議された。

144. 前文第4節に関し、委員会はカッコ内の語句についていずれも削除と決議した。投票結果は次のとおりであった。

「若干の分野における」は15対3、棄権1で削除。

「法律上はともかく事実上」は14対5、棄権1で削除。

「世界の多くの地域において」は14対5、棄権1で削除。

145. 更に、委員会はスタイル委員会提出の前文第5節を19対0、棄権1で削除することを決定した。

146. 委員会は、スタイル委員会提出の前文第4節及び第6節に対するポーランド修正案を19対0、棄権1で採択した。

147. 採択された前文第4節及び第6節は次のとおりである。

「国連憲章、世界人権宣言、及び国連と専門諸機関が採択したその他の文書にもかかわらず、また進歩の実績にもかかわらず、婦人に対するかなりの差別が残っていることに関心をいだし、

「婦人に対する差別は、人間としての婦人の尊厳及び家族と社会の福祉に反するものであり、婦人が国の政治的、社会的、経済的、文化的生活に男子と同等に参加することを妨げ国家と人類への害与に役立つ婦人の能力の完全な開発に対する障害であることと考へ、

148. 委員会は、スタイル委員会が提出した前文第7節の2つの案のうちあとの分を全会一致で採択し、次の文が第6節となった。

「国の豊かなかつ完全な発展は、婦人の最大限の参加を必要とすると確信し、

149. 第2条に関し、委員会は(a)項の「現行及び将来の」の語の削除に関するスタイル委員会の勧告を、全会一致で採択した。

150. 委員会は又、第2条(b)項の「できるだけ早く」の語の仏語版及びスペイン語版を、英語版の意味と一致させるため、修正を行うことを決定した。

151. 第6条に関して、何人かの委員は第2節(c)項の「平等の原則はいかなる場合も子の利益にそくして適用されなければならない」というスタイル委員会が注目した文章の解釈について疑問があるとした。しばらく討議した後委員会はフィンランド代表の示唆した表現を受け入れ、「いかなる場合も、子の利益がすべてに優先するものとする。」という言葉に改めることを全会一致で決定した。

152. 何人かの代表は、刑法における差別規定の廃止に関する第7条は第2条ですてにすべ

ての差別的な法律のことをのべているので、これは蛇足であると述べた。しかし、他の代表達は、第18回委員会で行われたこのような規定の内容と形式についての討議を思い起しこの条文は欠かせないと言った。

従って委員会は第7条をそのまま残すことにした。

153 委員会は、スタイル委員会の何人かの委員が示唆した第10条第1節(a)項に「婦人の健康のために」という言葉をつけ加えるという案を8対8、棄権4で否決した。委員会は又、フィンランド代表の提案によって次のように(a)項の言葉を組みかえることに同意した。

「婚姻上の地位その他いかなる理由による差別をも受けることなく、職業教育を受ける機会、働く機会、その労働の危険性及び重労働的性格の故に必要とされる例外を除き職業と雇用の自由な選択の機会、専門的職業をもふくめ職業上の昇進の機会。」

154 ソ連代表の提案によって委員会は、スタイル委員会の提出した宣言案テキストに、さきにガーナ、リベリア、ネパール、英国が提案した2節(43節参照)をいかにして、新しく第11条として追加することを全会一致で決定した。採択された新しい第11条は次のとおりである。

「男女の権利平等の原則は、国連憲章の諸原則にしたがってすべての国において実施されなければならない。

「故に、政府、民間団体及び個人は、本宣言の掲げる諸原則の遵守を促進するために、全力を挙げるよう促がされる」

宣言案の採択

155 1966年3月8日、第361次会議で委員会は修正を経た宣言案全文を全会一致で採択した。

156 委員会は又、宣言案を経済社会理事会及び総会に転達する決議案(中国、フィンランド、ガーナ、ギニア、ハンガリー、イラン、日本、リベリア、メキシコ、ネパール、フィリピン、ポーランド、ソ連、アラブ連合、英国、米国、共同決議案)を全会一致で採択した。

157 1966年3月8日と11日の第461次、464次会議で数人の代表は、投票の説明を行い、宣言案の一定の箇所について態度を保留したことを記録にとどめるよう要求した。

158 第461次会議で委員会は、フランス、メキシコ、ソ連及び英国の代表が4ヶ国語の宣言案を語学的見地から最終的に検討することに全会一致で同意した。更に委員会は、宣言

案の表題の次に「テヘラン、1965年、ジュネーブ、1966年」と入れるという趣旨のポーランド代表の提案を受け入れた。

159 第464次会議で委員会は、採択された宣言案の第4条と第5条の順序を入れ換えることを全会一致で決定した。従って婦人の政治的権利に関する条文が国籍に関する条文の前にくることになった。

160 1966年3月8日、第461次会議で採択された決議文は次のとおりである。

1 (XIX) 婦人に対する差別撤廃宣言案

婦人の地位委員会は、

1963年12月5日の総会決議1921(XVIII)が、経済社会理事会に対し、婦人に対する差別撤廃宣言案の作成を婦人の地位委員会に依頼するよう、そしてできればこれを第20回総会の審議に間に合わせるよう、要請したことを考慮し、

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう、勧告する。

「決議案及び宣言案テキストは第16章決議案I参照」

第3章 人権に関する定期報告

161 1965年7月28日の経済社会理事会第1392次本会議で採択された「人権に関する定期報告及び報道の自由に関する報告」と題する決議1074C(XXXIX)において理事会は、1956年の決議624B(XXII)によって決定し、1962年の決議888B(XXXIV)によって修正された人権に関する定期報告の方式を改正した。新方式では国連加盟国又は専門諸機関加盟国はその統治地域における人権及び基本的自由に関して、次のようなスケジュールで3年を1周期とし、定期的に情報を提供するように要請されている。すなわち(a)1年目は市民的、政治的権利に関する報告で、その1回目は1965年6月30日までの期間について。(b)2年目は経済的・社会的・文化的権利に関する報告で、その1回目は1966年6月30日までの期間について。(c)3年目は報道の自由に関する報告で、その1回目は1967年6月30日までの期間について。

専門諸機関は、このスケジュールにしたがい、また経済社会理事会決議624B(XXII)の規定にもとづいて、人権に関する定期報告への寄与をつづけるように、適宜報告書を提出し、あるいはこれらの報告書の検討について諸機関を援助することを要請されている。

162 諮問的地位にある民間団体は理事会決議888B(XXXIV)に従い、又政府報告のテーマ及びスケジュールに従って、客観的情報の提出を継続するように要請されている。事務総長は、民間団体からの情報が国連加盟国又は専門諸機関加盟国の名をあげているときは、すべてその情報を当該国に送付し、これらの国として述べたい意見があればのべさせるよう要請されている。

163 加盟国及び専門諸機関からの情報に関しては、これらの情報の全文に問題別及び国別索引をつけて人権委員会、婦人の地位委員会及び少数者の差別防止及び保護に関する小委員会に送付することとなっている。また、諮問的地位にある民間団体の意見及びそれについての関係加盟国からの意見も人権委員会、婦人の地位委員会及び少数者の差別防止及び保護に関する小委員会に提供されることとなっている。

164 理事会は、婦人の地位委員会が、上記決議にもとづいて提供を受ける資料についての委員会の意見及び何らかの勧告が必要と考えればその勧告を、人権委員会に報告するよう要請している。

165 委員会は1966年2月24日第444次会議で人権に関する定期的報告についての議題4を審議した。経済社会理事会決議1074C(XXXIX)の決定にもとづく人権に

関する定期的報告の新方式に関する事務総長覚書(E/CN.6/448)が提出された。この決議に従って事務総長は、市民的、政治的権利に関し1963年1月1日から1965年6月30日までの期間について受けとった報告書(E/CN.6/892とAdd.1-7; E/CN.4/893)の問題別、国別索引(E/CN.6/462)を委員会に提出した。また、市民的、政治的権利に関する情報を寄せた諮問的地位にある民間団体のリスト(E/CN.6/449)も提出された。民間団体及び関係加盟国の意見は委員会委員達に配布された。

166 代表の多くは、理事会決議1074(XXXIX)によって開始される定期報告の新方式は、世界中の人権の発展と婦人に対する差別撤廃の手段として価値のあることを強調した。また、定期報告により、人権の分野における国連の活動の全世界的効果及び婦人の平等の達成に向ってなされた着実な進歩のあとを知ることができるという意見がのべられた。多数の代表は、包括的な報告方式は人権の発展に関するもっとも重要な情報を人権問題を担当する国連諸機関に提供するのみならず、各国政府に対しこれらの権利促進の努力を増強させる刺激となるであろうと述べた。

167 この新しい報告方式に関して、多くの代表はまた次のように述べた。すなわち、この方式によれば、婦人の地位委員会はうけとった資料について意見をのべるという重要な役割を与えられており、また人権問題を担当する諸機関に対して勧告を行うことも要請されているが、このことによって、婦人の地位委員会は報告について批判的検討を行なう機会をより広汎に与えられることになった、と。

決議案審議

168 委員会は、チリ、フランス、ガーナ、日本、フィリピン、英国から提出された決議案(E/CN.6/L.438)を審議した。後米国も共同提案国となった。

169 決議案の提案者達の見解では、各国政府から寄せられた報告は、当該期間において婦人の市民的、政治的権利が広範囲に促進したことを示すものとしてかなりの価値のあるものである。報告の数は満足とはいえないであろうが、この方式が、ごく最近始められたため、多くの政府は報告書を提出する十分な時間がなかったのであって、将来は必ずもっと多くの政府が完全な報告書を送って来るであろうとのべられた。数人の代表がこの見解に同意した。政府が報告書を出さなかった国々の代表は、各自国で最近公布された法律について報告し、政府は来年からは報告書を出すことができるであろうとのべた。

何人かの代表は、自国政府に特別関心のある報告書の個々の項目に言及した。代表の多くは決議案を支持して、もっと多くの政府に報告の提出を促すことが重要であること、また婦人に特別関係のある法律について述べる以外に、一般的な法律がどの程度男子と同様に婦人にも適用されているかということについてもっと情報を提供するよう促す必要がある事を強調した。

17.0. しかしながら何人かの代表は、人権に関する報告、特に婦人の市民的、政治的権利に関する報告を検討し討議する機会をもつことは婦人の地位委員会の委員にとって非常に有益ではあるが、報告書を送ってくれた政府に感謝を表明したり報告未提出国の政府に報告を促したりすることは、むしろ人権委員会の仕事で婦人の地位委員会のすべきことではないと感じた。これらの代表は、婦人の地位委員会は、定期報告に含まれる情報から利益を受けはするが、将来膨大な量になると思われるそうした報告を毎年読んで消化することは結局むづかしいのではないかと。それに、定期報告は、委員会がそれについて十分な措置を行うには、一般的すぎるし、広範囲にわたるすぎると思うとのべた。

17.1. 多くの代表は新しい報告方式に基づいて民間団体から提出された報告書の価値に注目し、民間団体は、人権の問題に関する普通一般男女の考え方を、よく反映することができ、このようなことは時として政府のよくなしえないところである、とのべた。

何人かの代表は、自分達が特に興味をもって読んだ特定の民間団体の報告について述べた。婦人の地位に影響を及ぼす各国の状況についての民間団体の報告や人権の尊厳と男女平等の原則を支持する世論を醸成するための団体活動に関する報告は、いずれも全世界の婦人の利益になるであろう、とのべられた。何人かの代表は又、政府は婦人の地位の向上に関する状況把握のためや、あるいは婦人の地位向上を目的とする改革に世論の支持を喚起するために、婦人団体の力をかりたと、政府自ら報告している例もみられることを指摘し、従って、将来は民間団体からもっと多くの、もっと十分な報告を受けることが極めてのぞましく、また、その報告には政府からの情報に対する意見も含まれるべきであると言った。このように政府報告を検討した上での意見が加えてあれば、委員会としては大いに参考になるし、また、それが婦人の権利の進歩のために政府と民間団体との間の連絡と協力の道をひろげることにもなる、とのべられた。

17.2. 他方、何人かの代表は、委員会と民間団体との間に親密な関係ができることには賛成であるが、民間団体と人権委員会が協力することは婦人の地位委員会の関知するところではない、したがって定期報告方式における民間団体の役わりについて決議案の中でのべている

ことにはすべて反対であるとのべた。この代表たちの見解によると、民間団体に対して、各国政府が国連の他の機関に提出した報告書の価値を検討させたり、批評させたり、あるいはそれらの報告の内容について意見を求めたりすることは正しくない。少数者の差別防止及び保護に関する小委員会が、やはり定期報告についての意見を求められていたが、最終決定を人権委員会にゆだねることを決定したことに注目して、この代表たちは委員会はこの小委員会の例にならい、この問題で人権委員会の将来の決定に影響を及ぼすおそれのある措置は一切さしひかえるべきであると示唆した。

17.3. 多くの代表は決議案が人権委員会に対して、婦人の地位向上のためにすぐとられた措置、及び政府がその分野においてさらに措置を行うことが緊急に必要な問題を、十分重要視するよう要請している点を支持した。この代表たちはこのような要請をすることは理事会決議1074C(XXXIX)によつて、委員会が意見の提出を求められているのに対してとたえているのであると述べ、その決議が示している方法は实际的であり、また重複をさけるように考えられていると述べた。しかし、他の委員達は、婦人の地位委員会はこの決議によつて人権委員会が婦人の権利に関する事項を扱うことや婦人の地位委員会自体の活動の一端を引き受けることを要求していると思われるというし、婦人の地位委員会が他の機能委員会に勧告を送りさらに措置の必要が生じればこれをその委員会に委せるということであれば、これは危険な前例をつくることになりかねないことを危惧した。婦人の地位委員会は、本質的にその権限に属する仕事を他の機関に委せるべきではないというのがその代表達の意見であった。

17.4. 審議の過程で、委員会委員のほかに国際婦人協議会及び国際婦人法律家協会のオブザーバーが意見を発表した。

17.5. 委員会は、1966年2月24日の第444次会议でチリ、フランス、ガーナ、日本、フィリピン、英国、米国の共同決議案(E/CN.6/L.438)の文案について採決した。

17.6. ポーランド代表の要請で採決は一節ずつ行なわれた。前文第1節は全会一致で採択された。前文第2節は20対0棄権1、本文第3節は18対0棄権3、本文第4節は全会一致、本文第5節も全会一致、本文第6節は19対0棄権2、本文第7節は19対0棄権2、本文第8節は18対0棄権3、本文第9節は18対0棄権3、でそれぞれ採択され、次いで委員会は決議案全体を20対0棄権1で採択した。

17.7. 委員会によつて採択された決議文は次のとおりである。

2 (XIX) 人権に関する定期報告

婦人の地位委員会

人権に関する定期報告及び報道の自由に関する報告についての1965年7月28日経済社会理事会決議1074C (XXXIX) の諸規定を想起し、

上記決議によつて準備される政府、専門諸機関および諮問的地位をもつ民間団体からの内容豊富な最新の報告書が婦人の地位委員会の事業に対してもつ価値を意識し、

1. 経済社会理事会決議1074C (XXXIX) の決定した人権に関する定期的報告方式の改訂を、人権促進の効果的手段として歓迎する。
2. 上記決議にしたがつて1963年1月1日から1965年6月30日に至る期間についての市民的・政治的権利に関する豊富な報告を提出した諸国政府に感謝を表明する。
3. 上記の問題についてまだ充分な報告を提出していない国々の政府に対して、可及的速かにこれを実行するよう勧奨する。
4. 上記の期間に諸国の政府が婦人の政治的・市民的権利を促進保障する積極的措置をとつたことを特別の満足をもつて注目する。これらの措置の例としては、市民的・政治的権利の平等を認める一般的法律規定制定、および公法 私法 投票 公職就任 専門的職業への加入 陪審参与 財産の相続と所有、婚姻、同一賃金、国籍、雇用に対する公的援助等に関し権利の平等を認める特殊規定制定がみられた。
5. これらの報告中に、とくに関係ある規定についての記述のほか、ここに述べてあるその他の立法・行政上の規定が、性別による差別なく適用されるか否かについても、政府はもつと知らせるべきであると示唆する。
6. 諮問的地位をもつ民間諸団体が、上記の問題について寄せた婦人の市民的・政治的権利に関する意見の価値を強調する。
7. 婦人活動の分野で諮問的地位をもつ民間団体でまだ意見を提出していないいくつかの団体が将来は提出の意志があると知ることを喜びとする。
8. 諮問的地位をもつ民間団体は、決議1074C (XXXIX) 第12節にもとづき情報を提供するとともに、同決議にしたがつて政府が寄せた報告を検討した後の意見をも提出する機会を与えられるよう、さらに示唆する。
9. 人権委員会が、政府、専門機関および諮問的地位をもつ民間団体からの報告を審議するに際して、婦人の地位向上のためにすでに行なわれた措置、及び政府がこの分野においてさらに措置を行うことが緊急に必要な問題を、十分重要視するよう、要請する。

第4章 婦人の政治的権利

178. 委員会は、第446448次会議で婦人の政治的権利に関する議題5を審議した。婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法その他の法律についての事務総長覚書 (A/6036) 及び信託統治地域における婦人の地位に関する情報についての事務総長報告書 (E/CN.6/446) が提出された。

179. この議題項目についての意見書が次の民間団体から提出された：国際有権婦人クラブ連合会 (E/CN.6/NGO/163) 国際法律婦人連盟 (E/CN.6/NGO/164)。口頭による意見発表が国際婦人同盟、国際婦人協議会及び国際大学婦人協会のオブザーバーによって行なわれた。

180. 委員会は、またイラクとナイジェリアのオブザーバーの意見発表も聴取した。

181. 第20回総会に配布された憲法、選挙法、その他婦人の権利に関する法律についての事務総長覚書 (A/6036) は、1965年10月8日現在、婦人がすべての選挙に選挙権、被選挙権を与えられている国は112ヶ国であること、5ヶ国では婦人の選挙権、被選挙権が男子にはない制限付であること、及び婦人に選挙権も被選挙権もない国が9ヶ国あることを示している。

182. 委員会の委員達は、政治的権利の分野でひきつづき進歩が達成されたことに満足の意を表し、特に最近の数年間に多くの国で婦人が政治的権利を獲得したことに注目した。新興国の状況は有望であること、事務総長覚書のリストに掲げられた112ヶ国のうち3分の2はアフリカ諸国であることが指摘された。委員達はアフガニスタンとスーダンで婦人が完全な政治的権利を獲得したという情報を歓迎し、またイラクの新しい選挙法は、婦人に選挙権を与えた1958年の暫定憲法の規定を履行するものであらうという事にも注目した。しかし、何人かの委員は、婦人が選挙権も公的機関に選ばれる権利も与えられていない国が未だ9ヶ国あることを強調し、すべての国の婦人が遠からずこれらの基本的人権を与えられることを希望すると多くの代表がのべた。

ある代表は、進歩があつたにも拘らず、国連加盟国のわずか半分しか、1952年に総会で採択された婦人参政権条約に、批准や加入していないことを遺憾とした。

183. 婦人に法律上の政治的権利を与えるという面では多くのことが達成されたが、法律の実行面ではなすべきことがたくさん残されているという点で意見が一致した。数人の代表は

高職にある婦人の数について自国の状態を報告した。あるアジアの国の一婦人が歴史上2度目の総理大臣の位についたことが満足をもつて注目された。委員達は、公職につくことに關しては法律上の婦人の地位と実際との間には大きなずれがあることに同意し、婦人は未だ政治的権利やその他の権利の実現をさまたげている伝統や通見とたたかわねばならないことを認めた。

184. 婦人の政治的権利の完全な履行を妨げる要因として婦人の政治意識の欠如及び権利の行使に対する無関心と無関心が挙げられ、また、婦人はしばしば婦人候補者に投票しないことが指摘された。

185. 公的生活への婦人の参加を推進する方法や手段に言及して何人かの代表は、すべての段階の教育を普及することがあらゆる分野の婦人の進歩の鍵であると指摘した。数人の委員は、婦人の国内団体及び国際団体は婦人の市民教育や政治教育、特に婦人達に地域社会や国家及び社会に対する権利と責任を自覚させる事に決定的な役割を果たすことができるとのべた。セミナーや、あるいはもっと遠隔地の婦人向けとして講演旅行の効用も何人かの委員が強調した。数人の代表は、1965年に委員会が決議した婦人の政治・市民教育に関する新しい一連のセミナーは非常に有益なものとなるのであらうと述べた。他の代表は又、理事会決議96.1B(XXXV)によって決定した、婦人参政権条約の諸原則実施状況に関する報告方式の重要性を強調した。婦人問題に焦点をわいた国内婦人の地位委員会設置の重要性も強調された。

186. 信託統治地域における婦人の地位に關して、数人の代表は特に近年人権の分野でかなりの進歩がとけられたことをのべた。しかし、ある代表は、施政当局が提供する情報は実情をやや歪めて伝えており、あまりにも楽観的な観測をしていると述べた。何人かの代表は、多くの新興独立国が男女同権の促進に非常な努力を払っていることをのべ、人権ないしは婦人の権利の分野の進歩は独立と密接に結びついていると思うと述べた。これに関連して、信託統治地域の独立に最終期限を定めることを要求した総会決議第2105(XX)、及び決議第1514(XV)の信託統治地域の人民の地位を与える宣言が喚起された。この宣言の完全な履行は信託統治地域及び非自治領における婦人の地位を更に向上させる結果になるであらうという意見が述べられた。ある代表は、報告書にある情報の中にははげましになるようなものもあるが、一定の事柄についての情報をもっと詳しくした方が面白いと思うとのべた。今後における施政当局の報告には、婦人の政治・市民教育に何らかの指導が与えられているか否か、また、信託統治地域の婦人が市民としての権利と義務を充分理解しているか否か、について述べてはどうかと示唆された。

決議案の審議

182. 婦人の政治的権利に関する決議案がポーランドから提出(E/CN.6/L.452)された。その主文は次のとおりである。

「事務総長に次のことを要請する

「a) 1966年に、婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法、その他の法律に関する年次覚書にもとづいてまとめた報告書に必要な改訂を加えたものを作成し、それ以後はその報告書の追加を毎年出す。

「b) 経済社会理事会決議96.1B(XXXV)によって要請された婦人参政権条約の諸原則実施に関する報告書を隔年でなく毎年作成し、この報告書と上記a)項でのべた追加報告とを一括にして「婦人の政治的権利」と題する一つの文書にする。

「c) この文書を1967年の第22回総会に配布し、その後毎年配布する。

188. 決議案の提出に際して、提案者は、経済社会理事会決議第120A(V)に従って、毎年総会及び婦人の地位委員会に配布されている婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法その他の法律に関する覚書と、理事会決議第96.1B(XXXV)に従って婦人の地位委員会に隔年に提出されている婦人参政権条約の諸原則実施に関する報告書を一括して一つの報告書とすることは価値があると見解をのべ、又婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法その他の法律に関する覚書にもとづいてまとめた報告書は1966年に作成し、その後は追加報告だけが出されるべきであるとの考えも述べた。その追加報告は条約の実施に関する報告書といっしよにして毎年総会に配布されるべきである。

189. 続いて行われた討議の際、数人の代表は婦人参政権条約の実施に関する詳細な報告を毎年させられるのは望ましくないと述べた。たいていの国では、全国、地方を問わず選挙は1年おきか2年おき以上ひんぱんに行われることはないので、年次報告ではほとんど新しい報告材料がないことになる、と指摘された。また政府にあてた質問書はその回答作成を担当する政府職員にとってかなりの仕事になるという事実にも注意が促された。これらの政府職員はいろいろな報告方式にもとづいていくつの質問書が政府に送られて来ると仕事が過重になる。殆んど代表達は、もし条約実施に関する詳細な報告書を毎年でなく隔年に作成するのであれば決議案を支持すると述べた。しかし、もし婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法その他の法律に関する覚書及び、婦人参政権条約の実施に関する報告書が2年毎にしか作成されないとすれば結局委員会は婦人の政治的権利の議題を1年おきにしか審議しないことに

なり、まだこの分野に多くのなすべきことが残っているのでそれは望ましくないという意見がのべられた。しかし一方、数人の代表は、婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法その他の法律に関する年次寛書にもとづく追加報告は、やはり毎年提出されるのであるから、委員会がのぞむならば、婦人の政治的権利について討議することは可能であろうと指摘した。

190. ガーナ代表は、ポーランド決議案主文(e)項の「隔年でなく毎年」から「毎年」を削除して「隔年に」とすること、及び(e)項を次のように変えることを、口頭で提案した。「この文書を1968年の第23回総会に配布し、その後は隔年に配布する」。この修正案は15対4、棄権2で採択された。

191. 1968年2月28日第448次会议で委員会は修正を経た決議案を全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

3 (XIX) 婦人の政治的権利

婦人の地位委員会は

次の決議案を採択するよう経済社会理事会に要請する。

(以下、第16章決議案II参照)

第5章 婦人の進歩のための国連援助

192. 委員会は第450、451、453、455、457、458、459次会议において、婦人の進歩のための国連援助に関する議題6を審議した。事務総長報告書(E/CN.6/450とAdd.1-3)が提出された。これは、総会決議1777(XVII)、経済社会理事会決議961(XXXVI)及び婦人の地位委員会第17回会議決議10(XVII)にもとづく研究の継続で、その予備報告が1965年の委員会第18回会議に提出されている(E/CN.6/435とAdd.1-5)。

193. 次の民間団体から意見書が提出された。—— 国際有職婦人クラブ連合会(E/CN.6/NGO/163)、国際法律職婦人連盟(E/CN.6/NGO/164)、汎太平洋東南アジア婦人協会(E/CN.6/NGO/169)、世界ガールガイド、ガールスカウト協会(E/CN.6/NGO/171)。また討論の為に次の団体のオブザーバーから口頭による意見発表があった。—— 国際自由労連、世界労連、世界国際連合協会、全パキスタン婦人協会、カトリック国際社会事業連合会、国際婦人協議会、国際法律職婦人連盟、世界カトリック婦人団体連盟、世界YWCA、国際社会民主主義婦人協議会、国際ソント・クラブ。

194. ナイジェリアからのオブザーバー及びILO、ユネスコ、WHOの各代表が討論に加わった。

195. 事務総長報告書(E/CN.6/450とAdd.1-3)は、総会と委員会の要請にこたえて、まず第1章では、婦人が実質的に必要とするものは何か、またこれらの必要を充足しえないと考えられる地域はどこか、という問題についてのべており、さらに婦人進歩のための長期計画の発足にあたって考慮すべき婦人の進歩に対する障害の主なものを指摘している。第2章では民間団体援助の可能性について、第3章では人的・財的資源の供給・開発の可能性についてのべ、最後の第4章では、段階的發展を目指す婦人の進歩のための統一的長期計画に関する示唆を与えている。これらの示唆は、長期計画の基本的目的と(a)達成すべき特定の目標を立てるために、(b)これらの目標及び経済・社会開発との関連における婦人の特殊な必要と問題を明確にするために、(c)目標達成のためにこれらの必要を充たし問題を克服する措置を強化するために、行なわなければならないものである。とくに、長期計画の強力な推進段階は国際人権年である1968年に発足させること、またこの段階における計画の範囲を決定するために加盟諸国は国内長期計画を作成すること、その計画はまずその第一歩として1968年にはじまる10年間にわたるべき緊急施策に中心をおき、

またそれに必要な資源の援助を求めようとするのであれば要請しようとする援助の種類をのべるよう、との示唆がなされている。報告書の付録には、国内段階における婦人の進歩のための長期計画に関して政府、民間団体その他の関係諸団体を援助し国内計画作成の一般的指針を与えるための示唆が含まれている。

196 事務総長報告書はまた、専門機関、とくにILO及びユネスコの行なう婦人の進歩のための活動に言及している。ユネスコ事務総長が最近、教育、科学、文化への機会を通じて婦人の権利と機会の促進のための長期計画に着手したことが、とくに注目されている。

197 第441次会议においてユネスコ代表からこの計画に関して詳しい報告があった。同代表は、今では法律上の男女の地位には大した差別はみられないが、教育と文化に対する婦人の機会は、とくに科学的分野において、なお實際上多くの制限をうけており、このことは先進国後進国を問わず婦人にとってかなり不利な条件になっている、と強調した。この事態にかんがみ、また総会と経済社会理事会の採択した決議が動機となって、ユネスコは長期計画に着手するに至ったものである。計画案とその実施予算は1966年10月、11月の次期総会で審議することとなる。この計画は10カ年に亘るものであり、一般教育政策の編成、教育計画と教育行政、教員養成及び読み書き教育と成人教育の実施促進優先地域において少女と婦人の教育機会の向上のための措置を強化することが一つのねらいである。科学・技術教育と婦人の職業機会の問題は10年間に亘って多くの研究、実験計画及び会合のテーマとなるであろう。この長期計画案の実施は、政府や民間団体の行なう事業への支援、婦人を教育事業の重要な地位に就かせるためのフエロジップの授与、教育による婦人の進歩のための技術援助及び信託資金計画の拡大等の形で行なわれる。

198 ILO代表は、婦人の進歩を目的とするILOの諸活動に注意を喚起し、とくに文書E/CN.6/444のILO報告書に言及して、ILOは農村を含むすべての経済分野において低開発国の婦人の地位向上のための事業を拡大しようとしている、とのべ、また、少女と婦人の職業指導と職業訓練及び一般教育の必要を強調した。ILOの事業の主要目的の一つは、すべての段階の職業訓練への婦人の機会を拡げることによって婦人の経済的社会的地位を引上げ、国の経済的社会的な生活への婦人の十分な参加を可能にすることである、とILO代表はのべ、またILOの関係する分野における婦人指導者訓練の必要性及び婦人の経済的権利と機会に関する問題を研究する地域セミナーや会議をはじめ、この目的のために行なう技術協力活動の必要性を強調した。とくに同代表は、最近の婦人労働問題コンサルタント会議が、低開発国の経済的社会的分野における婦人の進歩に関するILOの事業に関して

行なった勧告に言及した。

199 委員たちは事務総長の報告書に謝意を表し、報告書に示された示唆、とくに婦人の進歩のための長期計画の樹立に関する示唆を歓迎した。委員たちはまた、ユネスコの計画案を深い関心をもって注目し、多くの国において教育は婦人の地位向上の主要要因であることを認めて、ユネスコの計画が承認され、成功裡に発展することを希望し、また、この計画が、婦人の進歩に関係する活動を行なう国連家族の全機関の参加による婦人の進歩のための統一的長期計画の一環となるよう希望をのべた。これに関連して、ILOが経済的権利と機会の分野において婦人のために多くの活動を行なっていることが、感謝をもって注目された。他の専門機関とユニセフに対しても、婦人にとくに関係する活動について委員会に報告するよう要請してはどうかとの示唆に対して、支持が表明された。

200 婦人の進歩のための長期計画の編成にあたっては「婦人の進歩」という言葉の意味する範囲について明確な了解がなければならない、そして、打出されるいかなる計画もただ婦人の必要をみたすだけでなく、実際に婦人の地位の向上をもたらすような措置を含むものでなければならないとの意見がのべられた。

201 多くの代表は、国内段階での婦人の進歩のための長期計画の作成を政府に要請するという事務総長の示唆にとくに関心を示し、また、第4章付録にある事務総長の示唆は政府がこのような国内計画を立てるときの参考として非常に役立つと思う、とのべた。いく人かの代表は、国の経済的社会的発展の中で婦人が果しうる役割、とくに婦人の寄与をもっとも期待しうる国内活動の分野について、またその寄与をさせたい諸問題および問題克服の方法について、政府がどう考えるかという点にとくに注目すべきである、と強調した。

202 婦人の進歩のための統一的長期国連計画が目的を達成するためには、それぞれの国で婦人に対する差別が依然としてなくならない原因は何かをみきわめる真剣な努力がなされなければならないと強調され、これに関連して、達成すべき基準を打出すものとして作成されようとしている「婦人の差別撤廃宣言」の重要性が強調された。またある代表たちは、どのような計画が立てられるとしても、それは婦人自身が身をもって感じる婦人の必要を十分にみたすものでなければならないと強調した。

203 いく人かの委員は、長期計画を効果的なものとするためには、特定の国々で行なわれている習慣や慣行や考え方を考慮に入れなければならないとの意見をのべ、この意見に関連して、研究や調査を国際段階での統一的長期計画の重要な一環とすべきであるとの発言があった。婦人の地位の障害となっている習慣や慣行、考え方などについて、国別または地域別

の新しい社会的文化的研究を試みるようユネスコに依頼してはどうか。そしてその研究結果は広く広報すべきであるという意見が出された。

204. 婦人の進歩のための統一的長期国連計画は、国内段階における婦人の進歩のための計画を政府がどの程度重視するかによって大いに左右されるということに一般的意見の一致があった。ある代表たちは、多くの国の政府は国の経済・社会開発への婦人の寄与の価値を十分に評価せず、そのため婦人の必要を充分重要視することをしていない。その結果、技術援助拡大計画や特別基金によって行なわれる事業は他の分野に集中する傾向になっている、とのべた。ある代表は、統一的長期計画は全世界を対象とするものではあるが、低開発国の必要や問題に重点がおかれるべきであるとの意見をのべた。

205. 利用しうる資源はすべての必要を満たすに足るほど十分ではないから、優先順位をきめるべきであるということをも多くの代表がみとめた。ある代表は、ある国々では教育と保健衛生と家族計画の問題がもっとも大きな問題になっているとのべた。またある代表は、国々の問題はそれぞれ違っているが、特定地域特に農村地域の婦人の地位を向上させこれを全国的レベルにまで高めるために、後進国のみならず先進国でも長期計画が要求されていると思うとのべた。いくつかの委員は、家族計画の欠除がどれ程婦人の地位に影響を及ぼしているかについて、また、工業化のおくれと雇用機会の欠除が婦人の進歩に及ぼす影響について知ることには興味があるであろうとの意見をのべた。ある代表は、長期計画の開発に当っては、家族法の問題に特に重点をおくべきであるとの意見をのべた。

206. 長期計画の一環として、婦人の地位に関係ある国際条約の批准・加入を勧奨することの重要性が強調された。これらの条約への加盟を可能にする国内法の改正が重要であるとの指摘がなされた。

207. 数人の委員は、婦人の進歩のための国内計画と、国内計画の実施に必要な行政機関に関して事務総長が出している示唆に関心を示し、さきに委員会が行なった婦人の地位国内委員会設置に関する勧告に言及した。(この勧告は経済社会理事会決議961F(XXXVI)によって承認されている)。このように国内委員会相互間の情報交換及び緊密な接触と協議の必要について数人の代表が発言した。多くの代表が婦人の地位国内委員会と、政府の各省内に婦人問題を特に担当する特別の部署を設けることについて、賛成を表明した。

208. 数人の代表が、国内及び国際段階で活動する婦人指導者訓練の必要に注意を喚起し、そのために国連の資金が用いられるよう希望を表明した。この関連で多くの委員が、人権分野の助言事業計画のもとに行なわれるセミナーの有用性に論及し、婦人の政治・市民教育に

関する新しい一連のセミナーが速からず開始するよう希望した。

209. 婦人の進歩のための統一的長期国連計画の財源の問題について、代表たちは、すべての必要を満たすためには現在ある人的・財的資源では十分でないと考え、この問題のむつかしさを認めた。また多くの代表は、婦人の進歩のための長期計画を効果的に実行するためには、事務局の業務が大巾に強化されなければならないことを強調した。

210. 財政上の困難を認める一方、多くの代表は事務総長報告書に示された示唆、とくに「信託資金」制度に関する示唆に興味をもって注目した。また相互援助の可能性にも言及された。数人の代表は、政府や国内及び国際機関、民間団体及び個人からの寄付の援助による基金を設けるという着想を歓迎し、若干の国々の商工業事業会社がこのよう一般基金への寄付に関心をもつのではなからうかと示唆された。後進国は多くの問題をかかえているのに反して、必要な資金を賄う力はいくつも乏しいことが指摘された。このような国が技術援助をうけた場合、援助によって行い事業の地方経費に国からかなりの支出をしなければならぬので、援助をうけることさえもが問題をはらむことになる。大抵これらの国々では、飢餓と病気と無知が一般的な問題となっているので、それだけに婦人の進歩のための計画はすべて国としての優先事業の中に含まれねばならない。これらの困難を解決し婦人の進歩のための国内計画を援助するために、低利資金貸付の可能性について研究してはどうかとの意見が出された。

211. 民間団体の寄与の重要性が全委員に認められ、国内段階及び国際段階で長期計画を編成し実施する上に国際的国内的民間団体が大きな役割を果たすであろうということに意見の一致があった。委員会や作業グループ(又は一連の作業グループ)を設置することによって、民間団体との連絡をより密接にする可能性について研究するという事務総長の示唆に対して数人の代表が賛意を表した。

212. 委員たちは、国際人権年にあたる1968年は婦人の進歩のための長期計画に対する関心を高めるのに打ってつけの機会であることを認め、その年に強力な活動計画を発足させることができるよう希望した。

決議案の審議

213. 家族計画に関する決議案がフィンランド、イラン、日本、ネパール、アラブ連合及び米國から提出され(E/CN.6/L.465)、のちホンジュラスが共同提案国に加わった。

214. 決議案の提出にあたって、共同提案者はこれは1965年の委員会第18回会議の採択した家族計画に関する決議7の継続であると説明し、婦人の進歩はこの問題に密接に関係があると思うとのべた。共同提案者たちは、婦人が頻繁な妊娠の回避を可能にする知識を得る機会をもたないときは、婦人自身の健康及び各方面への進出の機会をはじめ家族の健康と福祉も阻害されるとのべた。さらにまた、家族計画実行の促進を目的とする種々の方法を利用し、結果的にこれらの国々の高い出生率を抑制することによって、多くの国々にみられる高率の死亡率も低下させることができる。との発言があった。

215. 多くの代表は、人口膨張とその結果としての諸問題が近年各方面の多くの機関によって非常に重要視されてきているとのべ、婦人の地位委員会は他機関と関心を一にし、人口膨張という現在ますます重大化しているこの問題に対処するための方法についての広報を促進しなければならない、と主張した。

216. いく人かの代表は、各自国における人口膨張から起る諸問題の解決のために、たとえば拡大する技術知識を利用する等の他の方法を見出す可能性に注意を喚起した。これに関連してある代表たちは、自国政府は急速な人口増加から起る国内問題を解決するための種々の方法の研究にすでにとりかかっているとのべた。またある代表たちは、自分の国では人的資源の不足に悩んでおり、政府は人口増加のために特別の措置をとっている状態なので、この決議案の内容に疑問をもつとのべた。この意見からさらに、委員会は婦人の教育にもつと重点をおくべきである。婦人は因襲と社会機構に阻まれて、手近にある家族計画の新知識も容易に受入れようとしなないであろうとの発言もあつた。

217. 決議案を支持して、決議文は一般的表現を用いており、全世界を対象とするものであって、決議案の示唆によって提供される情報はこれを利用したいと思う政府だけが利用すればよいのである、との主張がなされた。また、ここで考えられている教育的事業は、家族計画を目的とするものではあるが、これらの科学的、医学的情報は家族を増やすことに関心のある個人にも役立つものであるから、これはまた人口過少の問題をもつ国にとっても利益になるものである、との意見がのべられた。家族計画とは家族を制限するということだけでなく、婦人が妊娠の間隔を自由にきめることを可能にするということであり、また必要とあれば不妊を解決する方法についての知識をうることもである、と指摘された。

218. 1966年3月4日の第457次会議において、委員会は11対0、棄権8で決議案(E/CN.6/L.465)を採択した。決議案文は次のとおりである。

4(XIX) 家族計画

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が決議1084(XXXIX)において、人口委員会の勧告した事業計画に賛意を表し、婦人の地位委員会を含むいくつかの委員会に対して、各担当分野における活動に注意を求めたことに注目し、

人口委員会の勧告した事業計画の中に「低開発国における技術修得者の供給増加のための活動、研究及び技術活動の強化の拡大、低開発国政府の要請に応じて与えうる人口の分野における技術援助の範囲の拡大と量の増加、会議その他人口の分野における関連事業」が含まれていることに注目し、

1965年8月-9月にベルグラードで開催された国連世界人口会議が、家族生活及び国の発展に必要な経済的社会的条件の確保に注意を向けたことに注目し、

またユネスコがその権限分野の中で、人口問題における活動計画を強化拡大することに関心を示していることに注目し、

家族計画に関する広汎な研究は極めて貴重であり、この研究の結果から期待されうる教育的情報は先進国ならびに低開発国の婦人に提供されるべきであると信じ、

1. 事務総長が第20回婦人の地位委員会のために作成する家族計画と婦人の進歩の関係に関する報告書中に、民間団体ならびに政府機関の会議に使用されうるような情報的資料にとくに重点を置いて、国連から提供されうるこの関係の研究と資源の簡単な概要を含めるよう、要請する。

2. 国連諸機関が政府の要請に応じ家族計画に関する啓発活動に援助を与える役割がますます認められつつあることを歓迎する。

219. 婦人の進歩のための国連援助に関する4つの決議案がフィンランド、フランス、日本、フィリピン、英国及びソ連から(E/CN.6/L.462とAdd.1)と、ガーナ、リベリア、ネパール及びアラブ連合から(E/CN.6/L.463)と、ギニア、ハンガリー及びイランから(E/CN.6/L.464)と、フランスから(E/CN.6/L.466、L.467、L.468)、それぞれ提出された。第455次会議における意見交換ののち、これら4つの決議案の提案者たちは、できればこれらを単一のテキストにまとめることを決定した。その結果新しい3つの決議案が委員会に提出された、すなわち、フランス、ガーナ、リベリア、ネパール、アラブ連合から(E/CN.6/L.471)と、フィンランド、フランス、ギニア、ハンガリー、イラン、日本、フィリピン、アラブ連合、英国、ソ連から

(E/CN.6/L.472)と、フランスから(E/CN.6/L.467/Rev.1)の3通りとなった。他の決議案はこれらの新しい決議案に譲歩して撤回された。

220. フィンランド、フランス、ギニア、ハンガリー、イラン、日本、フィリピン、アラブ連合、英国、ソ連提出の決議案(E/CN.6/L.472)において婦人の地位委員会が経済社会理事会の採択を求める決議の本文は次のとおりであった。すなわち経済社会理事会は――

1. 文書E/CN.6/450とAdd.1-3にある婦人の進歩のための統一的長期計画の発足及び段階的展開に関する事務総長の示唆を歓迎する。
2. 事務総長が、場合によっては専門諸機関と協議の上、婦人が国の経済・社会開発に果たしうる役割と、国の経済・社会開発の諸分野への婦人の寄与に与えらるべき優先度、これらの分野において当面する問題、問題解決の可能な方法およびそのために必要となる援助の種類に関して、意見を求める質問書を作成し、政府と諮問的地位をもつ民間団体に送るよう要請する。
3. この分野における統一的長期国連計画の方向づけをするために、できれば次期会議において、婦人の進歩のための国連援助に関する事務総長報告(E/CN.6/450と追加報告)とあわせて、質問書の回答を審議することを決定する。
4. 加盟国政府が婦人有志団体と密接に協力して、できれば1967年末までに、各自国の婦人の進歩のための長期計画を作成することがのぞましいことを考慮するよう、その計画には第一段階として、1968年にはじまる10年間にわたるべき緊急方策を含めるよう、勧奨する。
5. 事務総長報告付属中の国内段階における婦人の進歩のための長期計画に関する事務総長の示唆に対して、諸国政府の注意を喚起する。

221. 第457次会议においてガーナ代表は上記決議案の共同提案者となることを撤回し、本文第4節に対する修正を口頭で提案した。それは「作成することがのぞましいことを考慮し」という語句を「設定し」とするということであった。この口頭修正案を提出するにあたって、ガーナ代表は、とくに低開発国にとって国内段階での婦人の進歩のための長期計画樹立の緊要性を強調した。同代表は、「国内長期計画作成ののぞましいことを考慮し」といういい方は十分正確でないと思うとのべ、委員会は政府がこのような計画を作成し実施する必要を確信する旨を表明すべきであると思うとのべた。

222. 他の代表たちがこの見解を支持し、政府の計画作成はおくれがらであり、必要な行政

機関が設けられる頃には1968年にはじまることになっている10年間の優先度が半分が過ぎているかもしれない、とのべた。

223. また他の代表たちは、政府はこの決議案によって国内長期計画の作成を要請されているだけであるから、この要請をどう解釈するかは、各国政府がそれぞれきめることであると論じた。また、政府は十分な考慮を要する問題について、性急な決定をすることはできないのではないかとものべられた。また、現在婦人の地位委員会の委員国ではなく従って婦人の進歩のための国内長期計画の作成を要請する決議案の意義がよく分らない国々の意見を知ることも必要と思うとの示唆もなされた。

224. ガーナ修正案は10対3、棄権4で採択された。1966年3月4日の第457次会议において、委員会は決議案(E/CN.6/L.472)を修正通りで採択した。決議案文は次の通りである。

5(XIX) 婦人の進歩に関する国連援助

婦人の地位委員会は、

婦人による寄与と増大の可能性は一般にみとめられている以上であり、また婦人に対する差別は多くの生活分野において依然として存続していることを考慮し、経済社会理事会が次の決議を採択するよう要請する。

(以下、第16章決議案参照)

225. フランス、ガーナ、リベリア、ネパール、アラブ連合提出の決議案(E/CN.6/L.471)は次の通りであった。

婦人の地位委員会は

委員会第19回会議に提出された婦人の進歩のための国連援助に関する事務総長報告(E/CN.6/450とAdd.1-3)を審議し、

1. その報告書の含む貴重な情報について事務総長に謝意を表し、事務総長がこの報告書を販売用出版物として印刷するよう手配することを要請する。

2. 経済社会理事会が次の決議案を採択するよう要請する。

経済社会理事会は

婦人の進歩のための統一的長期国連計画の創設と実施に関する1962年12月7日の総会決議1777(XVII)を想起し、

低開発国における婦人の進歩のための援助拡大の可能性についての研究を求めた1965

年12月16日の総会決議2059(XX)に注目し、

婦人の進歩のための長期計画の内容は、婦人の地位の改善を、したがって婦人の進歩を実際にもたらすようなものでなければならないことを認め、

このような婦人の進歩のための長期援助計画における国際民間団体及び国内民間団体の参加は望ましいばかりでなく必要であると考え、

栄養不良と病気はすべての分野における婦人の進歩に対する大きな障害であると考え、

1. 専門諸機関及び諮問的地位をもつ民間団体が婦人の進歩のための長期計画を開発するよう要請する。また、そのような長期計画がユネスコ次期総会に提案されることを感謝をもって注目する。

2. FAO、WHO及びユニセフが、現在ILOとユネスコが報告書を提出しているのと同様に、婦人にとくに関係あるそれぞれの機関の活動についての報告を婦人の地位委員会に対し定期的に提出するよう要請する。

3. 事務総長が、婦人の地位委員会と婦人の進歩のための長期計画に関心ある国際民間団体との間に、協議、情報交換及び協力の可能性について研究するよう、要請する。

4. 専門機関協議会が国際開発計画理事会に提出する報告書の中に、婦人がどの程度技術援助協力計画に参加しているかの情報を入れるよう、またこの情報を婦人の地位委員会にも提供するよう、要請する。

5. 事務総長が専門諸機関と協議の上、

(a) 婦人の進歩のための統一的長期計画を賄う基金を設定し、商工事業会社、民間団体、財団及び個人からこの基金への寄付を要請する可能性について研究するよう、

(b) 婦人の進歩のための国内計画を援助するために長期借款計画を設定する可能性について研究するよう、

(c) 各地域における婦人の進歩に関する事項についての情報交換の可能性について研究するよう、

要請する。

226 第457次会議において事務総長代理は、決議案の実施に必要な財政措置に注意を喚起し、文書E/CN.6/450とAdd.1-3を英、仏、スペイン語で印刷する費用の概算をのべ、英語版4000部、仏語版1500部、スペイン語版1850部として全部で3500ドルを要すると報告した。

227 若干の代表は、財政措置の点から決議案のこの部分に反対し、印刷するのであれば

つと他に重要な文書があると思う。それに、加盟国政府が十分検討しえないうちに報告書の印刷を要求するのは尚早であると思う、とのべた。この代表たちはまた、このような性格の印刷物は、婦人の進歩のための長期計画開発の措置を講じることとくに積極的な国の政府がそれぞれ印刷する方が妥当であると考え、これが自国で印刷されれば婦人民間団体の国内支部は報告書の情報を十分利用することができる、とのべた。

他の代表は、報告書の印刷の手配を事務総長に要請することに賛成の立場から、この報告書の含む貴重な資料は、世界各国政府及び民間団体が婦人の進歩のための国内計画をそれぞれ企画するさい大いに有効に利用されうらと思うとのべた。婦人の権利を実現する手段としての長期計画の重要性が多くの代表たちによって強調され、またこの代表たちはこれらの計画を実行するための教育と十分な資料の提供が極めて必要であるとのべた。また、ここに要求している印刷物は販売されるものであるから、印刷費のかかなりの部分は売上収入で回収されるであろう、との発言もあった。

228 専門機関、とくにFAO、WHOとユニセフとの協力の問題について、いくつかの点の問題になった。国連のこれらの機関に対し、婦人にとくに関係があるそれぞれの機関の活動の報告を委員会に提出するよう要請することは、委員会として越権であると、ある代表たちは考えた。委員会の事業をそこまで広げることによって関係機関のどうなる財政負担を考慮に入れなければならない。委員会とILO及びユネスコとの従来の緊密な協力の価値は認めるが、この決議案にあるように、他の国連機関との間に定期的な関係を設けるとするのは妥当でない。ユネスコとILOは婦人の進歩と権利の平等のために特別の活動を行ってきたが、委員会が協力を要求しようとしているこれらの機関はいろいろな分野の事業を行っており、その多くの分野はとくに婦人の地位に関係があるとは考えられない、というのがこれらの代表たちの意見であった。しかし数人の代表は、ユネスコとの協力がはじまった当初はユネスコは婦人に特に関係のある活動をあまり行っていなかったが、今日では事態が変わっており、この変化は委員会の勧告に負うところが多い、とのべ、しかし今後におけるFAO、WHO及びユニセフとの関係をILOやユネスコと委員会との従来からの関係と全く同じにすることは正しくないかもしれないから、これらの機関からの報告を、定期的にでなく委員会次期会議に提出するよう依頼する方がよい。この方法であれば報告をする側の財政的負担はかなり少くなると思うとのべた。

229 WHO代表はこの決定を歓迎し、WHOはこれまでも婦人にとくに関係のある分野の事業を行ってきたので、今後委員会とWHOの相互に関係ある問題について時々報告を

することはできるとのべた。WHO、FAO及びユニセフは、たとえば保健の問題のように婦人に関係のある問題と取り組むことによって婦人の地位の進歩に役立つような事業を行っている、というのが多くの代表の意見であった。

230 経済社会理事会への決議案前文最終節中、婦人の進歩をさまたげる主な要因として「栄養不良と病気」をあげている箇所について議論があった。数人の代表は、婦人が当面する問題は他にたくさんあるから、この2つをとくにあげるのは疑問であるとのべた。

231 民間団体に対して婦人の進歩のための長期計画の開発を要請する問題について、多くの代表は、婦人の進歩に、特別関心のある民間団体に対してとくに呼びかけるべきであると考えた。

232 民間団体との間により密接な関係をつけることについて、ある代表たちは、こと新しく協議体制を設ける必要はないとのべた。委員会と民間団体との間に従来から保たれてきた協力関係は委員会の事業にとって極めて貴重なものであり、長期計画の樹立を理由に民間団体との新しい協力方式をはじめめることは正しくない、というのがこれらの代表たちの意見であった。しかし他の代表たちは、委員会の会議開催に関連して特別の民間団体の会議を開催することはよいと思う、これはたとえば青年問題に関するユネスコ会議の開催中に行なわれた民間団体の会議と同様なものになろう、とのべた。1人の代表が、信託資金方式によって婦人の進歩のための特定の事業に民間団体が援助を与えた事例に注意を喚起し、これが刺激となって他の団体がこの前例にならうことを希望するとのべた。

233 婦人の進歩のための統一的長期計画を贈うために国際基金を設定する問題について、ある代表たちは、これにともなう財政措置の点を懸念し、婦人の進歩のための基金が国内段階で設けられればその方がよい、この方法であれば、婦人の進歩のための国内計画の樹立に関心をもつ加盟国政府は、各自国の財源の範囲内での予算措置やその時期について決定することができるし、その上その基金の管理のために必要になると思われる事務局の業務増も避けられる、とのべた。しかし多くの代表は国際基金設立の必要性は差し迫っており、また全世界の問題であると考え、この案に賛成した。この代表たちは、政府は自国の優先事業計画に役立って、委員会が1968年に発足させたいと考えている長期計画設定の時機を見逃してしまうかもしれない、と考えた。またこの代表たちは、財政措置についての懸念をのべた代表たちは、総会決議1777(XVII)及び2059(XX)による要請を看過していると思うとのべ、さらに、この段階での委員会の要請は、民間からの寄付によるこのような基金設立の可能性を研究することを事務総長に依頼しているだけで、国連の通常予算がこ

のために影響をうけることは決してないことを指摘した。

234 決議案に対し、いくつかの修正案が提出された。まず、アラブ連合代表が、前文第5節を次のように訂正することを提案した。

「すでにILO及びユネスコから受取っている報告書に加えて、専門諸機関及びユニセフの行なり婦人に特に関係ある活動の報告を受取ることは、委員会の事業に適切かつ有効であると考え」

235 ソ連代表は、主文第1節の、「諮問的地位」の後に、「とくに婦人の進歩に関係ある機関及び団体」の語を入れるよう口頭で提案した。

236 フランス代表は、主文第2節を次のように修正することを提案した。

「FAO、WHO及びユニセフが婦人の進歩に特に関係あるそれぞれの活動に関する報告を、婦人の地位委員会次期会議に提出するよう要請する。」

237 英国代表が、主文第5節前文及び(a)項、(b)項を次のように修正することを提案した。

5. さらに事務総長が、場合によっては、専門機関その他の国連諸機関と協議の上次の事項についての予備研究に着手するよう要請する。

(a) 婦人の進歩のための統一的長期計画を贈う基金を設定し、商工事業会社、民間団体、財団及び個人からこの基金への寄付を要請する可能性。

(b) 婦人の進歩のための国内計画援助を目的とする対政府借款計画を設定するために、技術援助、開発計画の枠内で提供されうる資金と併せて、以上の基金を用いる可能性。

238 決議案提案者は、以上の修正案の全部(234節~237節)を受け入れた。

239 第458次会议において、ソ連代表は修正を経た決議案の各節を分割投票に付することを要求した。

240 委員会決議前文は全会一致採択された。同主文は17対0、棄権3で採択された。

241 次いで委員会は経済社会理事会の採択を求める決議案の票決を行なった。

前文第4節までの各節は全会一致採択された。

242 前文第5節は、修正通り(234参照)全会一致採択された。

243 主文第1節は、修正通り(235参照)全会一致採択された。

244 主文第2節は、修正通り(236参照)全会一致採択された。

245 主文第3節は16対0、棄権4で採択された。

246 主文第4節は17対0、棄権3で採択された。

247 第5節の前文と(a)項は、修正通り(237参照)17対3、棄権なしで採択された。

248. 第5節(b)項は、修正通り、(237参照)17対3、棄権なしで採択された。

249. 第5節(c)項は全会一致で採択された。

250. 1966年3月7日の第458次会議において、委員会は修正を経た決議案全体(E/CN.6/L.471)の投票を行ない、決議案は賛成17、反対なし、棄権3で採択された。決議文は次の通りである。

6(XIX) 婦人の進歩のための国連援助

婦人の地位委員会は

委員会第19回会議に提出された婦人の進歩のための国連援助に関する事務総長報告書(E/CN.6/450とAdd.1-3)を審議し、

1. 本報告書中の貴重な情報について事務総長に謝意を表し、事務総長が本報告書を販売用出版物として印刷するよう手配することを要請する。
2. 経済社会理事会在次の決議案を採択するよう勧告する。

(以下第16章 決議案V参照)

251. 文書E/CN.6/L.467/Rev.1の決議案を提出するにあたって、フランス代表は、この決議は国連予算第5部(技術計画)への配賦予算の増額を提案するものではなく、現在ある資金の再配分を要求するものである、と強調した。また、婦人の進歩のための長期計画を担当する事務局は国連予算の現在の配賦額の限度内で拡大されるべきであることが提案された。

252. 多くの代表が現在の事務局婦人の地位課職員の人員増の必要を強調した。代表たちは、委員会活動の拡大は必然的に事務局の実質的業務量の増大を伴うので、婦人の進歩のための統一長期計画を効果的に発足させるには職員の数をやす必要があることを認め、これは既定の国連予算の範囲内での資源の再配分によって達成されると考えた。

253. 1966年3月7日の第459次会議において、委員会は決議案(E/CN.6/L.467/Rev.1)を提案者の口頭による修正通り、14対0、棄権4をもって採択した。決議文は次のとおりである。

7(XIX) 婦人の進歩のための長期計画の実施

婦人の地位委員会は

婦人の進歩のための国連援助に関する総会決議1777(XVII)と2059(XX)を尊重し、これらの決議が意図するよう長期計画の実施には、技術援助計画、とくに人権助言事業計画に充てられる資金の増額、及び婦人の進歩のための長期計画の着手に関係する事務局の業務の増大を必要とすると考え、

1. 経済社会理事会对し、婦人の進歩のための長期計画の発足に必要な資金を捻出するために、国連予算の第5部(技術援助)への配賦予算の再配分を考慮するよう、要請する。
2. 事務総長に対し、婦人の進歩のための長期計画の実施と発展を可能とするために、国連予算の配賦額の範囲内で、事務局の業務の増大を図るよう、要請する。

第6章 人権分野の助言的事業

254. 委員会は第456、第457、第459次会議において、人権分野の助言的事業に関する議題7を審議した。提出された資料は、人権分野の助言的事業計画に関する事務総長報告(E/CN.4/896 E/CN.6/452)、人権分野のフォローアップ計画の評価に関する事務総長報告(E/CN.4/897 R/CN.6/453)、及び1965年8月にモンゴルのウランバートルで開催された公的生活への婦人の参加に関するセミナーの報告(ST/TAO/HR/24)である。

225. 議題に関する一般討論の間に、委員会は汎太平洋東南アジア婦人協会のオブザーバーからの意見発表を聴取した。

256. 委員たちは事務総長報告中の情報に対して感謝を表明し、人権分野の助言的事業計画が婦人の進歩に対してもつ重要性に同意した。

257. 多くの代表は、委員会第18回会議において発議され、次いで経済社会理事会と総会の承認を経た婦人の政治・市民教育に関する、新しい一連のセミナーが、1966年には開始に至らないことに遺憾の意を表した。代表たちは、このようなセミナーの招請を申出た国がなかったこと、に関心を示した。代表たちは1966年にアバウト・ヘイトに関する国際セミナーを開催する旨の総会の決定(決議2060(XX)による)に満足の意を表したが同時にこのことが婦人の政治・市民教育に関するセミナーの1966年度分の財源がなくなったことを意味することを遺憾とした。1967年にはこのテーマのセミナーを開催しなければならない、そしてその後は各地域で同様なセミナーを行うべきであるとの意見が述べられた。政治・市民教育に関する最初のセミナーは地域セミナーでなく国際セミナーとして開催し、その後は毎年地域セミナーを行うことにしてはどうかとの意見が出され、これについての決議案に若干の討議が行なわれた(下記第266-279節参照)。多くの委員たちは、政治教育の問題は婦人にとって極めて重大であり、また民間団体にとっては格別関心の深い問題であるから、今後はこのテーマのセミナーのために招請国を見つけることは容易になるであろうとのべた。

258. 委員たちはフィリピン政府が1966年12月に開催される地域セミナーの招請を申し出たとともに感謝を表明した。このセミナーは、「婦人の進歩のために必要な方策——とくに長期計画の策定に関連して」というテーマのもとに行なわれるはずであるが委員たちはこのテーマが、婦人の進歩のための国連援助に関する今会議の議題6と密接な関連があると

とを指摘した。このようなテーマであれば、他地域からもこのセミナーに参加すべきであるという意見が出され、数人の代表がこれを支持した。この種のセミナーを何回か開催することによって婦人の進歩のための統一的長期計画の策定が容易になるであろうと指摘された。諮問的地位をもつ民間団体は国内段階と国際段階において婦人の進歩のための長期計画に参加することが期待されており、したがってこれらの団体から広くこのセミナーに代表が送られることが極めて重要であるとの意見が代表たちからのべられた。

259. 1966年6月にハンガリーで開かれるはずの地方行政への市民の参加に関するセミナーに注意喚起され、この問題は男子だけでなく婦人にも非常に興味のある問題であるとの発言があった。

260. 委員会は人権分野の助言事業計画の中で今後開催されるセミナーについて討議した。婦人の政治・市民教育の問題は非常に重要ではあるが、他の問題についてもセミナーを行うべきである。とくに国の経済的社会的開発における婦人の役割は、婦人の進歩のための国連長期計画のもっとも大きな課題となるものであるか、経済的分野における婦人の役割にもっと重点を置いてはどうか、という意見が出された。また、教育への婦人の機会、家庭における婦人の地位、既婚婦人とくに家庭責任をもつ婦人に対する差別、地域開発における婦人の役割、等の問題についてセミナーを開催してはどうかとの示唆も出された。1人の代表は婦人の差別撤廃宣言が総会で採択されたのち、この宣言の諸原則の実施に関するセミナーが開かれることを歓迎するとのべた。

261. 数人の委員が、1965年8月にウランバートルで開かれた公的生活への婦人の参加に参加に関するセミナーの報告に関心を示した。このセミナーに出席した幾人かの委員が、その時の討論は有意義であったとのべ、アジア婦人の当面する問題の理解を広めるのに大いに役立つことを強調した。1人の代表は、公的生活への婦人の参加を高めるには教育が最も重要であるので、あらゆる段階の教育の機会の問題がセミナーの討議の中心になったと思うとのべた。

262. セミナーのために準備された文書、とりわけ各国からの報告書は、他の方面からは容易にえられない情報を含んでいることが多いので、これらの文書をもっと広く発表すれば非常に有益であろうとの意見がのべられ、多くの代表がこれを支持する発言をした。これに関連して、これらの文書を少なくとも原文の言葉で、セミナーの記録の一部として印刷することを考慮すべきであるとの意見が出された。

263. フェロシツプ計画の評価に関する事務総長報告(E/CN.4/897-E/CN.6

/453)についての討論の中で、委員たちは、フェロシツプ計画はフェロシツプを受ける個人のみならず国にとっても非常に有益であることを強調した。ある代表は、フェロシツプの研究テーマに男子が婦人の地位に関する問題をえらんでいることは面白いとのべ、また、婦人が一般的に人権に関する問題の研究のためにフェロシツプを受けていることも注目された。

264. 数人の代表が、フェロシツプ候補者として政府の指名を受ける婦人が非常に少ないことは遺憾であるといった。考えられる一つの理由は、このようなフェロシツプの便宜があるということを政府機関が往々にして婦人団体に知らせないことである。国内婦人の地位委員会が設けられている国であれば、この委員会が政府に対して適当な候補者を示唆することができるのではないかとこの意見がのべられた。また、フェロシツプ計画にもっと多くの婦人に参加させるためには、高い地位に就いてはいなくてもフェロシツプの体験を大いに活かすことのできるような婦人を指名するように政府を勧奨すべきであるとの意見もこのべられた。委員会は、フェロシツプ計画への婦人の参加が不十分な原因を調査し、事態の改善に努めなければならない、との意見が出され、また、婦人のために(とくに低開発国の婦人のために)一定数のフェロシツプを確保するという案が出された。フェロシツプという機会があることを婦人に知らせるのに婦人団体は大きな役割をすることができるといことが強調された。

決議案の審議

265. 人権分野の助言的事業に関する2つの決議案——フィンランド、フランス共同決議案(E/CN.6/L.474)及びメキシコ、フィリピン共同決議案(E/CN.6/L.476)——が提出された。

266. フィンランド、フランス共同決議案は次のとおりであった。

● 婦人の地位委員会は

● 人権分野の助言的事業に関する事務総長報告(E/CN.6/452)を審議し、

● 1965年6月ユーゴスラビアのリュブリアナにおいて多数民族社会に関するセミナーが世界的規模で開催されたことを、興味深く注目し、

● 経済社会理事会が次の決議を採択するよう勧告する。

● 経済社会理事会は、

● 総会決議926(X)及び理事会決議605(XXI)、1017(XXXVII)を想起し、

● また、理事会決議1067A(XXXIX)によって婦人の政治・市民教育に関する一連の年次セミナーが新たに設けられたことを想起し、

● このテーマのセミナーを1966年に開催し得なかったことを考慮し、

●婦人の公的生活参加に関する4回の地域セミナーが1957年にタイで、1959年にコロンビアで、1960年にエチオピアで、1965年にモンゴルで、それぞれ開催されたことに注目し、

●婦人の政治・市民教育に関するセミナーはモデル的あるいは実験的企画としての性格をもつものであり、国への寄与をより有効に行なわせるための婦人教育を目的とする国内及び地方段階でのフォローアップの事業に応用されうるものであることを考慮し、

このテーマの最初のセミナーを地域セミナーでなく世界セミナーとして開催すれば、どのようなセミナーの目的がもつともよく達成されうると信じ、

1. 婦人の政治、市民教育に関する最初のセミナーを1967年に世界的規模で開催することを決定する。

2. 事務総長が招聘国及び婦人の地位委員会議長と協議の上、各種の地域及び文化が代表されるような配分を念願におくとともに、婦人の地位委員会の設立以来委員国となった国々をも考慮にいれて、35カ国に対し、婦人の政治・市民教育に関する最初のセミナーに出席する参加者の指名を求めるよう、要請する。

267. 以上の提案にあたり提案者の1人は、公的生活への婦人の参加に関する地域セミナーのたびに婦人の政治・市民教育の必要が強調されてきたが、このテーマの新しい一連のセミナーはモデル的あるいは実験的企画としての性格をもつものであって国内的地域的段階で応用されるものであるから、地域セミナーよりは世界セミナーの方がこのような実験的企画を立てるのに都合がよいと思う、とのべた。

268. 事務総長代理から次のような説明があった。——1967年に予定されている助言的事業計画では、婦人の政治・市民教育に関するセミナー1回分として4万ドルの経費が見積られそのほかに婦人の地位に関する地域セミナーが1回、これに3万ドルが見積られている。世界セミナーに要する経費見積は、35カ国が参加するとして、63,400ドルである。そこで23,400ドルの超過分を捻出するには、セミナーを1回中止するか、フォローアップ計画をその分だけ減らすしかない。

269. 決議案についての討議は、婦人の政治・市民教育に関する最初のセミナーを地域セミナーでなく世界セミナーとして開催することの利点と、地域セミナーの場合と比較して世界セミナーの開催に要する財政措置の点に集中した。

270. 若干の代表たちは、婦人の政治・市民教育に関する新しいセミナーの第1回を世界的規模で開催するのはまだ時期尚早と思えるといった。ある代表たちは、このテーマのセミナ

ーを地域で何回行ったあとであれば、国際セミナーも有効と思うとの意見であった。世界的規模で選出した参加者それぞれの社会的背景、文化および思想の相違のために国際セミナーの円滑な運営がさまたげられるおそれがある。婦人たちが国際セミナーから十分な利益をうけようためには、まず地域セミナーで自分たちの政治的権利の認識を高めなければならないとの意見がのべられた。

271. 1人の代表は1968年に国際人権年の行事として人権に関する国際会議が行なわれるので、この年に婦人の政治・市民教育に関する世界セミナーを開催することは有益ではなからうかとのべた。

272. いく人かの代表が、世界的規模で開催するセミナーの参加者選定の規準について意見をのべた。各種の地域及び文化が適切に代表されねばならないという点に意見が一致した。決議案では参加者の指名を要請する国を選ぶときに婦人の地位委員会の委員国となったか否かを考慮にいれることとなっているがこの点に反対意見がのべられた。ある代表たちは、このような選び方は最近独立国になったばかりの国々に対して公平でないといひ、むしろこれまで委員国になったことのない国々から選ぶべきであるとのべた。しかし、一方の代表たちは、このセミナーには相当な経験のある参加者の出席が必要であるから、委員国の中から参加国をえらぶのはよいと思うとのべた。新興国からの参加者を十分確保するために、何らかの調整が必要であることが認められた。

273. 数人の代表は財政措置の理由から決議案に対する態度を保留するといった。ある代表はフォローアップ計画を減らしたくないといひ、また他の代表は、世界的規模のセミナーを開催することによって、すでに予算に組まれている他の婦人の地位の問題に関する地域セミナーをとりやめることになりはしないかという懸念をのべた。もし代表を出す国の数を35カ国より少くすれば財政措置も軽減するのではないかとの意見が出され、セミナーの性格からみて参加国の数を減らすことは差支えなからうとの意見がのべられた。

274. 提案者は以上の様々な意見を考慮にいれて、決議案を改正した。

275. 米国代表から、主文第1節に「このテーマの地域セミナーを侵害することなく」という語句を付加えるという修正案が出され、決議案提案者に受入れられた。

276. またソ連代表は主文第2節から「婦人の地位委員会の設立以来委員国となった国々をも考慮にいれて」という個所を削除することを提案し、決議案提案者はこの修正を受諾した。

277. 1966年3月7日の第459次会議で改正決議案は修正通り、17対0、棄権2をもって採択された。決議文は次のとおりである。

8 (XIX) 人権分野における助言的事業

婦人の地位委員会は

人権分野の助言的事業に関する事務総長報告 (E/CN.6/452) を審議し、

1965年6月ユーゴスラヴィアのリュブリアナにおいて多民族社会に関するセミナーが世界的規模で開催されたことを、興味深く注目し、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう勧告する。

(以下16章、決議案5参照)

278. 文書E/CN.6/L.476中の決議案提出に際し、提案者の1人は、1966年にフィリピンで開催されるセミナーの討議主題にかんがみ、他地域から参加者を招くことは有益であろうとのべた。そこで、決議案は事務総長に対し、他地域からの参加者として、できればこれまでに婦人の地位に関する地域セミナーの招請国となつたアジア極東経済委員会域外諸国から各1名づつを出席させることが可能か否かを検討するよう要請した。

279. 事務総長代理は、追加される4人の参加者はコロンビア、トーゴ、エチオピア、ルーマニアから送られることとなり、それに要する経費約5,000ドルとなると説明した。

280. 1966年3月7日の第459次会議において、委員会は決議案E/CN.6/L.476を全会一致で採択した。決議文は次のとおりである

9 (XIX) 人権分野における助言的事業

婦人の地位委員会は、

婦人の進歩のための国連援助及びこの分野における統一的長期計画の樹立に関する総会決議1777 (XVII) 及び2059 (XX) を考慮し、

とくに長期計画樹立との関連で婦人の進歩のために必要とされる方策についての地域セミナーが、アジア極東経済委員会の地理的範囲内の諸国及び地域からの参加者のために、1966年12月にフィリピンで開催予定であることに注目し、

このセミナーの討議主題は他の地域にも直接的に関心あるものであり、統一的長期計画を調整し最終的に発展せしめるには、他の地域からの参加者がこのセミナーに加わることが有益であると信じ、

事務総長が、地域別参加者としてできれば、これまでに婦人の地位に関するセミナーの招請国となつたアジア極東経済委員会域外の4カ国から、各1名づつの出席について手配を行なう可能性を検討するよう、要請する。

第7章 私法上の婦人の地位

281. 委員会は議題8私法上の婦人の地位と、少数者の差別防止及び保護に関する小委員会に出席した婦人の地位委員会代表の報告に関する議題12の該当部分とを合せて、1966年3月9日の第463次会議においてこれを審議した。次の資料が提出された。

後見を含む親の権利と義務に関する事務総長予備報告 (E/CN.6/B.1)、婚姻外出生者に対する差別の研究に関する事務総長覚書 (E/CN.6/461とCorr.1)、少数者の差別防止及び保護に関する小委員会特別記録係提出のこの問題に関する報告書案 (E/CN.4/Sub.2/252)。

282. 議題8に関する意見書が諮問的地位をもつ民間団体である国際法律職婦人連盟 (E/CN.6/NGO/166) と国際大学婦人協会 (E/CN.6/NGO/174) から提出された。討論の間に、国際婦人同盟と国際刑法協会のオブザーバーから口頭で意見発表があつた。

283. 後見を含む親の権利と義務に関する事務総長報告が、委員会の要請によつた予備報告であることに、注意が喚起された。この報告書作成の意図は国別の分析でなく、親の権利義務の性格及び父母それぞれの権利と義務を明らかにすることであつた。委員会が第16回会議で合意したとおり、報告書は事務総長の手持資料、とくに私法上の婦人の地位に関する4回の国連セミナーのために作成されたバックグラウンド・ペーパーとウォーキング・ペーパーをもとにしたものである。資料が限られたものであり、またこの報告書のもととなつたセミナーの文書が完全なものばかりではなくすでに古くなったものもあるので、したがってこの報告書自体も完全なものではない。この報告書を限定文書として配布したのはそのためである。

284. 本議題に関する決議案がフィンランド、フランス、フィリピン、ポーランド及び英国から提出された (E/CN.6/L.484)。この決議案は次のようなものであつた。すなわち委員会は

1. 事務総長に次のことを要請する。
 - a) 国連及び専門諸機関加盟国政府に予備報告を送り、必要があれば報告書中の情報を補足するよう政府に要請すること。
 - b) 政府からの回答と第19回会議において予備報告について委員たちがのべた意見に基いて報告書を改訂すること。
 - c) 1967年の委員会第20回会議に報告書の改訂版を提出すること。

2. 親の権利と義務に関する議題項目は第20回会議において優先的に審議されるべきである
と考える。

285. 決議案の説明にあつて提案者の1人は、委員会がこの事務総長予備報告を検討し
これにもとづいて結論を出す前に、政府はこの報告書の情報を補足または訂正する機会を与え
られるべきである、各国政府が自国に関する情報を検討する前に委員会が何らかの決議を採
択するのは公平でないと思う、とのべた。

286. つづいて討議が行われ、その中で多くの代表は、政府が検討の結果提供した情報に
もとづくもつと完全な報告書が事務総長から提出される次期会議では、この議題項目を優先
的に審議すべきであると強調した。

287. 最終報告作成のために事務総長に質問書の作成を依頼し、この質問書への回答という
形で政府から情報を出させることの可否について、多少の議論があつた。これに関連して、
主文第1節(a)項を修正してここに質問書の内容を入れるという案が出された。但しこの質問
書は大体予備報告の内容目次にもとづくものとするという了解であつた。多くの代表は政府
に追加情報を依頼するにあつて何らかの手引を与えることはよいと思うが、細部に亘るよ
うな質問書は最も適切な方法ではない、とのべた。質問書の作成に事務局は時間をとられ、
またその回答に政府が時間をとられる。したがつてその結果、親権というこの重大な問題の
最終報告の作成が相当おくれることになることは必定である。子に対する親の権利義務の平
等が現行法に規定されているか否かをみるための一般的質問を出すだけでよいのではな
いかとの示唆がなされた。

288. 決議案提案者たちは主文第1節(a)項を次のように修正することに同意した。『国連及び
専門諸機関加盟国政府に、簡単な説明をそえてこの予備報告を送り、追加報告の提供を要請
すること。』

289. 決議案に関する討論中に1人の代表から、事務総長は家族法の分野で委員会が次にと
りあげるべき問題について勧告をするために、この分野でのこれまでの事業を次期会議まで
に検討すべきであるとの意見が出され、委員会はこれに同意した。また婦人の政治的権利に関
する憲法、選挙法、その他の法律について報告書が出されているのと同様に家族法に関する
立法をとりまとめることが可能かどうかを事務総長に検討してもらいたいとの意見も述べら
れた。また、事務総長は婦人の法的地位と待遇に関する質問書を検討し、その改訂の必要性
を研究すべきであるということにも意見が一致した。

290. 1966年3月9日の第463次会議において、委員会は決議案(E/CN.6/L.

484)を修正通り全会一致採択した。決議文は次のとおりである。

10(XIX) 親の権利と義務

『婦人の地位委員会は、

『第16回委員会が、後見を含む親の権利と義務に関する報告書は、予備報告として、事務
総長の手持資料、とくに家族法上の婦人の地位に関する国連セミナーのために作成された資
料にもとづいて作成されると決定したことを考慮し、

『事務総長の手持資料は当然不完全であり、また国連及び専門諸機関加盟国のすべてを含ま
ないことを認め、

1. 事務総長に次のことを要請する。

『(a) 国連及び専門諸機関加盟国政府に、簡単な説明をそえてこの予備報告を送り、追加情
報の提供を要請すること。

『(b) 政府からの回答と第19回会議において委員達が予備報告について述べた意見にてら
して報告書を改訂すること。

『(c) 1967年の委員会第20回会議に改訂された報告書を提出すること。

2. 親の権利と義務に関する議題項目は第20回会議において優先的に審議されるべきである
と考える。

第8章 婦人の教育の機会

- 291 1966年3月9日の第463次会議において、委員会は議題9婦人の教育の機会を審議した。高等教育への少女と婦人の機会に関するユネスコ報告書(E/CN.6/451とAdd.1, 2)が提出された。
- 292 諮問的地位をもつ民間団体である国際法律職婦人連盟(E/CN.6/NGO/164)と世界YWCA(E/CN.6/NGO/170)から意見書が提出され、世界YWCAのオブザーバーが口頭で意見発表を行なった。
- 293 高等教育への少女と婦人の機会に関する報告書の説明にあたってユネスコ代表は次のように述べた。—— ユネスコは1958年にこの問題についての予備報告(E/CN.6/327)を出したが、その後の世界情勢の変化にかんがみ、今やこの問題を検討しなむ時期に至ったと考えた。情勢の変化とはたとえば多くの国における独立の達成、これらの国々をはじめその他の国々における高等教育機関の急速な発達、就学人口の一般的増大等である。
- 294 ユネスコ代表は、この報告書は1965年にユネスコが加盟国と准加盟国に送った質問書への回答にもとづくものであると説明した。加盟国82カ国、准加盟国2カ国、非自治領20地域から104通の回答があつたが、そのうち21の国と地域では高等教育機関が全くないか、またあつても少女の就学者はいないという報告であつたので、ユネスコのこの研究は84カ国からの回答にもとづいて行なわれた。
- 295 報告書は4つの部分からなっている。すなわち第1部は、女子学生が高等教育に受け入れられる場合の条件の分析であり、第2部と第3部は女子学生の修学状況の推移をとりあげ、また修学における社会的経済的条件について検討しており、第4部は大学卒業後どんな雇用機会が与えられるかを明らかにしようとしている。
- 296 婦人に対して法律上の差別があるという報告を寄せた国は皆無であるが、いくつかの国の政府は高等教育をうける条件に関して事実上の差別があることを報告している。以前は多くの国で女子は男子学生以上の資格がなければ高等教育機関への入学が許されなかつたが、しかし今日では男女共学の原則が広まつており、一般に、寄宿学生の場合のほかは、就学条件は男女学生に多かれ少なかれ平等となつている。
- 297 報告書の数字は、この期間の高等教育機関における在籍女子学生数の増加を物語っている。しかし男女別、学科別の生徒及び教師の分布状況についての情報からみられることは、婦人は依然として同じ研究分野、とくに文学、教員養成及び芸術方面を一般にえらんでいる

ことである。その理由としては、学生自身や両親や社会一般に深く根をおろした社会的態度及び習慣があげられるであろう。また、家庭責任と両立する職業につながるような学科をえらぶ者も多い。理論上はほとんどすべての研究分野が婦人に開放されているが、情報や、指導が足りないため、あるいはその課程を終えた婦人を迎える就職口がないために、婦人はその機会を十分活用しえないことが多い。また、社会的援助は一般に男女学生に平等に与えられる傾向にあるが、結婚した婦人には住居や育児に関して特殊な問題がある。

- 298 一般に大多数の国の政府は婦人の高等教育の機会促進の重要性を認めていると思われる。
- 299 ユネスコ代表は、この報告書の内容はユネスコに諮問的地位をもつ民間団体常任委員会が行なつたのと同様な調査であるが、調査事項はほぼつてあるとのべた。
- 300 婦人の教育の機会に関する決議案(E/CN.6/L.487)がフランスから提出され、英国が共同提案国となつた。決議案提案にあたって提案者は、国連が婦人の進歩のための統一的長期計画の発足を考慮しているときに、ユネスコ事務総長の創意によつて第14回ユネスコ総会が教育、科学、文化への機会促進による婦人の進歩のための長期計画案を審議しようとしていることに祝意を表することは時宜を得ていると思うと説明した。決議案はユネスコの計画が婦人の進歩のための統一的長期国連計画の一環として国連、専門諸機関及び権限ある国連諸機関との協力のもとに遂行されるようとの希望をのべ、1967-1968年のユネスコ活動計画にこの計画の遂行に関する詳細を含めることを要請している。
- 301 1966年3月9日の第463次会議において、委員会は決議案(E/CN.6/L.487)を全会一致採択した。決議文は次の通りである。

11 (XIX) 婦人の教育の機会

婦人の地位委員会は、

婦人の進歩に対する教育の基本的重要性を考慮し、

ユネスコ作成の報告書が、婦人は教育に関する限り、進歩したとはいえ、まだ不利な立場にあることを示していることを考慮し、

婦人の教育機会促進のための措置は、婦人の進歩のための統一的長期計画の樹立と実施によつて極めて重要であることを確信し、

1. 教育、科学、文化への機会を通しての婦人の進歩のための長期計画案がユネスコ第14回総会に提出されることを、満足をもつて注目する。

2. この創意についてユネスコ事務総長に祝意を表する。
 3. ユネスコが、国連、専門諸機関及び権限ある国連諸機関と協力して、この計画を、婦人の進歩のための統一的長期国連計画の一環として遂行しうよう、希望を表明する。
 4. ユネスコが1967-68年の活動に関する報告書の中にこの計画の遂行に関する詳細を含めるよう要請する。
302. 高等教育への婦人の機会に関するいま一つの決議案 (E/CN.6/L.486) がフランスから提出され、英国がまた共同提案国となった。

303. 決議案文は次のとおりである。

「婦人の地位委員会は

「高等教育への婦人の機会に関するユネスコ報告書 (E/CN.6/451とAdd. 1, 2) に注目し、

「報告書が多くの国において高等教育を受ける婦人の比率の増加を示していることを満足をもつて注目し、

「しかし、この比率はまだ一般に高等教育をうける男子の割合よりは低く、とりわけ低開発国において、またもつとも不利な社会的、職業的分野、とくに農村地域において低いことを考慮し、

「1. ユネスコが行なう高等教育への婦人の機会促進のための活動を推奨する

「2. 経済社会理事が次の決議を採択することを勧告する。

「経済社会理事会は

「経済・社会開発に婦人の能力を十分に活用する必要及び男子と同等の責任ある地位につかせることを目的として少女と婦人を訓練するための高等教育の重要性に留意し、

「大学への入学時、修学中及び卒業のときに、学生に職業指導を与えることが重要であることに留意し、

「加盟諸国に対し次のことを勧告する。

「(a) 女子学生が、大学の教科のうちから、自己の適性に合った研究の分野をえらぶことができるような職業指導サービスを開発すること

「(b) 奨学金、未婚女子学生のための住居施設、及び通信教育課程をも含め、少女と婦人が高等教育の機会を利用することを奨励するようすべての施策を行なうこと。

「(c) 高等教育における教職、研究職および管理職への婦人の機会を促進すること。

304. この決議案を提出するにあたって提案者は次のように述べた。——ある国々では大

学入試に合格する男女学生の数は同じ位であるが、一般に男子学生の数は女子学生より多い。このことは両親が高等教育については男の子を重くみることに、女子の場合適当なパート・タイムの仕事をつけないこと、既婚の女子には住居や育児について特殊の問題があること、などにしばしば原因がある。大多数の国において女子学生の大部分は依然として特定の学科に集中している。たとえば科学をとる学生は比較的少ない。これにはいくつかの原因がある。たとえば大学入学に先立つて適切な指導や情報が欠けていること、また卒業時に、とくに婦人にとって新しい分野での適切な就職あっせんサービスが欠けていることなどがあげられる。高等教育における教職、研究職、管理職への機会をもつ婦人の数が少ないのは、婦人の大学卒業者がまだ比較的少ないからである。ユネスコの奨学制度手引き書に注意が喚起され、婦人のための多くの奨学制度が、このような便宜があることが知られていないばかりに活用されがいない、とのべられた。

305. イラン代表は、あらゆる段階の教育は婦人にとって極めて重要であるが、この問題が重要であるだけに、会議の時間がのこり少ないことを考えると、この議題についてのこれ以上の討議は延期した方がよいと思う、この決議案は重要な決議であるから、とり急いで処理すべきでないとのべた。そこで同代表はこの議題の討議を第20回会議にもちこすことを正式に提案した。若干の代表は、この決議案の内容の重要性にかんがみこれを今会議で採択することは有意義であると論じ、その審議の延期に反対した。この議題の討議を延期するという提案は12対4、棄権2で採択された。したがってフランス、英国提案の決議案 (E/CN.6/L.486) は投票に付されなかつた。

306. 委員会第20回会議においてこの議題を優先的に審議することに意見が一致した。

第9章 婦人の経済的権利及び機会

307 委員会は第461次と第462次会議で婦人の経済的権利及び機会に関する議題10を審議した。資料として次の文書が提出された。—— 婦人雇用の問題に特に関係あるILOの活動に関する国際労働事務局報告書(E/CN.6/444)、家庭責任をもつ婦人の雇用に関する国際労働事務局報告書(E/CN.6/445) (この問題に関する勧告系123テキスト、婦人労働委員会報告書及び1965年6月、第49回国際労働総会本会議におけるこの問題に関する討議の報告を含む)、子供をもつ働く母親の援助のための託児所その他の施設に関する既存の情報をまとめた事務総長報告書(E/CN.6/455)。

308 次の民間団体から意見書が提出された。—— 国際ユダヤ婦人協議会(E/CN.6/NGO/160)、国際法律職婦人連盟(E/CN.6/NGO/164)及び国際奴隷制度廃止協会(E/CN.6/NGO/175)。口頭による意見発表が次の団体のオブザーバーによつて行なわれた。—— 国際自由労連、国際キリスト教労連、国際婦人同盟、国際ユダヤ婦人協議会、国際婦人協議会、国際大学婦人協会、国際協会均等協会。

309 一般討議の間にナイジェリアのオブザーバーが意見発表を行つた。

310 報告書の説明にあつて、ILO代表は、1965年は婦人労働者対策の観点から多忙な効果的な年だつたと述べた。最も重要な進展は1965年6月の国際労働総会による家庭責任を持つ婦人の雇用に関する勧告の採択であつた。またこの総会では文書E/CN.6/444のILO報告書に述べてあるように、母性保護に関する条約や勧告の再検討が行われた。この問題に関する総会の主な結論は、すべての政府は、1919年の条約を批准し適用することを目ざすべきこと、なるべく早く、1952年の改正条約に規定されている、より高い保護基準に到着するよう努力し、かつこの条約を批准し適用すべきこと、であつた。この年のもう一つの大きな事業は、3つの基本問題——少女と婦人の職業指導及び訓練、後進国における婦人の経済的社会的進歩に関する措置、婦人の雇用に関するILO基準の適用——を討議する為に1965年9月ジュネーブで開催された婦人労働者問題コンサルタント会議であつた。婦人労働者問題は緊急かつ重要であり優先的にとりあげるに値する問題であることを政府に確信させる方法を見出すことがもつとも大きな課題であるとされた。

311 ILO代表は、その他の特殊的なILOの会議に委員会の注意を喚起した。1965年11、12月にジュネーブで常設農業委員会が開かれ、農村地域の婦人の果実役割の重要性、及び婦人の訓練と雇用機会の改善ならびに生活条件と労働条件の改善の必要性に注目す

る決議を採択した。金属工業委員会は1965年12月金属工業における婦人労働者に関する決議を採択し、ILOの採択した基準に照らしてこの分野における雇用と労働条件の問題についての研究を企画する事及び、金属工業における婦人労働者の経済的社会的問題に関する特別の1章を金属工業委員会次期会議への一般報告書の中に入れることをILOに要請した。教員の地位に関するILO・ユネスコ合同専門家会議が1966年1月、教師の職業的、社会的、経済的地位の向上を目的とした勧告案の討議に結末をつけるために開かれた。

1966年1・2月に労働者1人の運搬最大許容量に関する技術予備会議がジュネーブで開かれた。この会議の結論には婦人に関する特別の項目が含まれた。

312 婦人に特に関係のある条約の批准状況については、1948年に改正された工業に使用される婦人の夜業に関する条約の批准国はケニヤが新しく加わつて現在44カ国、1958年の雇用及び職業についての差別待遇に関する条約はブラジルが加わつて53カ国となつたと報告された。

313 職業訓練については、婦人に特に関係のある実施計画の大部分は事務職、ホテル、飲食、通信、被服、縫製に関するものである。ILO代表は雇用における差別とたたかう為の特別計画の一環として1966年の後半に専門家会議が開催されるとのべた。この会議では、無差別原則に立つた政策が当然の政策になるよう、そのための奨励の方法や啓発の方法を検討するとともに、職業訓練及び訓練を受ける機会についても検討することとなる。また、経済開発の中での労働問題に関する研究講習が1966年5月に国際労働研究所で行われる事も報告された。

314 ILO代表は家庭責任をもつ婦人の雇用に関する勧告が国際労働総会で全会一致で採択され、したがつて政府、労、使、三者の支持を得たことを指摘した。この勧告は家庭責任を持つ婦人は働く権利をもつべきであり、しかも差別をうけることなく働く権利を持つべきであり、その権利を効果あらしめる為に婦人が家庭と職場における各種の責任を調和的に全うしうよう、そのために必要な政策やサービスを推進する方策が講じられるべきであるという原則を述べている。

315 この議題に関する一般討議の中で委員達は、婦人の経済的社会的地位を向上させ、婦人の雇用問題の実際の解決を進めようとする努力したILOの活動を高く評価した。そして又、家庭責任を持つ婦人の雇用に関する勧告を心から歓迎し、この国際文書は婦人の権利の分野における大きな一歩前進である事を認めた。ある代表は、同一主題の条約がこの勧告に続いて作成されるよう希望した。多くの代表が婦人に関係のあるILO条約や勧告をすべての国

が批准し適用することが大切であると強調した。

316 委員達は各自国の婦人の社会的経済的権利に関する状況について意見を交換し、この分野において達成されたかなりの進歩を報告した。しかしある代表は婦人の経済的権利が実際に確立される為にはなすべき事が沢山残されていると述べた。世界の各地で婦人は労働力の大きな部分を占めており、家庭の外で働く婦人、特に既婚婦人の数は増加の一途をたどっている。従つて婦人労働者の問題は委員会やILOが特に注目するに値すると指摘された。

317 家庭責任を持つ婦人の雇用に関する勧告についての討議の際、何人かの委員は多くの国で既婚婦人は非常な差別をうけており、結婚や出産によつて職を失う例もあることを指摘した。婦人、特に既婚婦人は往々にして不熟練、無資格の労働者とみなされるという意見がのべられた。何人かの代表は、働く権利は非常に重要な権利であり、また婦人が家庭の外で働きりよう援助措置を講じることによつてこの権利を補強すべきであるということも同様に重要であると述べた。婦人は、社会が援助しさえすれば立派な社会の成員になりうるとの意見がのべられた。

318 委員達は、家庭は幼い子供にとつて最良の環境であるが、都市においても、農村においても昼間託児所やあらゆる種類の保育施設の数をふやすための十分な措置が必要である事に同意した。

319 家庭責任を持つ婦人が度々直面する特殊な問題、つまり両親とも働いている場合に子供が病気になつたような時の問題に注目した。子供が3才未満の間は母親が失職の心配なく家にいられることが望ましいが、さもなければ特にそのために訓練された家事援助者による、適切な家庭援助サービスが提供されなければならないという発言があつた。婦人団体が地域で家事援助事業を行えば有効であろうとの示唆がなされた。

320 パートタイム労働も既婚婦人が雇用と家庭責任を結合できる一つの方法として委員会で討議された。労働条件はパートタイム労働者もフルタイム労働者と同じであるべき事が指摘された。この分野におけるILOの研究や情報が更に必要であるという意見が述べられた。

321 委員会は将来の婦人の経済的社会的地位の向上のための実際的方策に関するいくつかの示唆についても討議した。ある代表は、委員会が1963年第17回会議で、事務総長は適当な専門機関と協力して婦人の経済的権利と機会の問題を扱う一連のセミナーの開催を考慮すべきであると示唆した決議11 (XVII) を採択したことを想起し、この問題の重要性にかんがみ、近い将来セミナーが行なわれることを希望した。

決議案の審議

322 議題10について4通の決議案が、ソ連から (E/CN.6/L.469) と、リベリア、アラブ連合、英国から (E/CN.6/L.479) と、英国及び後に共同提案国となつたイランから (E/CN.6/L.480) と、リベリア、メキシコ、フィリピン、米国から (E/CN.6/L.485)、それぞれ提出された。

323 ソ連決議案 (E/CN.6/L.469) は次のとおりである。

「婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が次の決議案を採択するよう要請する：

「経済社会理事会は、

社会生活における科学と技術の優位と重要性が不断に増大しつつあることに注目し、

「どこにおいて、婦人の雇用と労働条件に対する科学的・技術的進歩の影響について研究することの重要性に注意を喚起し、

「1. 国際労働機関が、一般的事業計画の枠内で、労働と雇用に関し科学的技術的進歩の婦人の地位に及ぼす影響についての研究を行ない、婦人の地位委員会第21回会議に報告書を提出するよう要請する。

「2. 委員会は国際労働機関の提出する報告書に関連してこの問題を審議し、本問題に関して経済社会理事会への勧告を作成することを提案する。

324 決議案の説明にあたり、提案者は現代生活における科学と技術の重要性の増大に注意を喚起し、ILOが、科学的技術的進歩が婦人の地位に及ぼす影響を研究し、その結果を婦人の地位委員会に報告してくれば有益であろうとのべた。

325 討議に入つてILOの代表は国内段階での研究ができていないときに、このような広くむずかしい分野についての国際的規模での一般的な研究報告書を作るとはかなり困難であるが、ILOはオートメーションが婦人労働者を含む手作業労働者及びその他の労働者に及ぼす影響について、また、各種産業及び職業における新しい技術の意義及び工業化の及ぼす社会的影響について研究をすすめてきたことをのべ、これらの研究は継続されるはずであり、婦人労働者の地位に特に意味をもつものについて委員会に報告を提出することはできようとのべた。

326 代表達は、問題が複雑で研究が困難である事を認めつつも、委員会はこの問題に考慮を払うべきであると述べた。

327 英国代表は、主文第1節の末尾に、

「このような進歩が婦人労働者の地位に及ぼす影響の問題にとくに関係あるILOの研究と活動に関する」という語句を付加えること、及び主文第2節の「本問題に関して経済社会理事会への勧告を作成すること」という言葉を削除すべき事を提案した。これらの修正案は、決議案提案者達に受け入れられた。提案者はまた、主文第1節の「婦人の地位委員会」の後に「できれば」ということばを挿入すること、及び決議は直接国際労働機関に向つて呼びかけられうるので、「経済社会理事会が次の決議案を採択するよう要請する」という文章と「経済社会理事会は」という言葉を削除することに同意した。

3.2.8 委員会は、1966年3月9日に第462次会議で修正を経た決議案(E/CN.6/L.469)を全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

1.2 (XIX) 科学的技術的進歩の、婦人労働者の地位に及ぼす影響

婦人の地位委員会は、

社会生活における科学と技術の優位と重要性が不断に増大しつつあることに注目し、

ここにおいて、婦人の雇用と労働条件に対する科学的・技術的進歩の影響について研究することの重要性に注意を喚起し、

1. 国際労働機関が、一般的事業計画の枠内で、労働と雇用に関し科学的技術的進歩の婦人の地位に及ぼす影響についての研究を行ない、このような進歩が婦人労働者の地位に及ぼす影響の問題にとくに関係あるILOの研究と活動に関する報告を、できれば婦人の地位委員会第21回会議に提出するよう要請する。

2. 委員会は、ILOの提出する報告書に関連して、この問題の審議を行なうことを提案する。

3.2.9 リベリア、アラブ連合、英国からの共同決議案(E/CN.6/L.479)については英国代表がその説明にあたり、同代表は提案国の了承をえた改正箇所を読みあげた。改正案は次の通りである。

「婦人の地位委員会は、

「婦人雇用の問題に特に関係ある国際労働機関の活動に関する国際事務局よりの報告書(E/CN.6/L.444)を興味深く注目し、

「特に、国際労働機関の母性保護基準の適用に関して専門家会議の行なつた特別調査に注目し、

「婦人労働問題コンサルタント会議が、母性保護の分野における国内法及び慣行について

の概況を一般向きの形で提供することを試みるよう国際労働機関に示唆したこと」を註釈として、

「婦人労働者に対する保護措置の問題全体は、婦人労働者が、自国の経済的社会的活動の中で十分な積極的役割を果たす場合の条件の向上にとつて極めて重要である事を信じ、

「1. 婦人保護立法の分野における国際労働機関の活動に祝意を表する。

「2. 国際労働機関ができれば委員会第20回会議に、この分野における国際労働機関の活動概況を提供するよう要請する。」

3.3.0 提案者の一人は、保護立法は婦人にとって重要ではあるが、おろおろにして働く婦人に対する差別待遇の口実に使われることがあるとのべ、この問題がかかり世界的な関心となつてゐる事の証拠をILO報告書(E/CN.6/L.444)の中で指摘し、また、この会議においても、議題3の婦人に対する差別撤廃宣言案の審議のさいにこの問題が討議されたことに言及した。同代表はさらに自国政府は保護立法の功罪について何らかの立場を主張するものではなく、単に問題があることを強調しているだけであるとのべた。そして、保護立法に関する実質的な仕事がILOによつて継続されねばならない一方、これは委員会が常に検討を怠つてはならない問題であるとのべた。

3.3.1 決議案提案者達は前文第4節の「保護措置」という言葉を「雇用に関する基準」の語におきかえるという米国及びメキシコの修正案を受け入れた。又同節の末尾に「これらの基準は常に検討を加えられるべきである」という句をつけ加えるという米国の修正案も受諾された。

3.3.2 ハンガリー代表は、主文第1節の「保護立法」という言葉を「法的保護」に置き換えることを提案した。多少の議論の後、提案者達はILO代表の、主文第1節を次のように修正するという示唆を受け入れた。「婦人労働者保護のための国際基準の発展に対して国際労働機関に祝意を表する」

3.3.3 1966年3月9日の第462次会議で委員会は修正された改正決議案(3.2.9節参照)を全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

1.3 (XIX) 婦人労働者保護のため国際基準

婦人の地位委員会は、

婦人雇用問題にとくに関係ある国際労働機関の活動に関する国際事務局よりの報告書(E/CN.6/L.444)を興味深く注目し、

とくに、母性保護基準に関してILO条約及び勧告の適用に関する専門家委員会の行なつ

た特別調査に注目し、

ILO婦人労働者問題コンサルタント会議が、母性保護の分野における国内法及び慣行についての概況を一般向きの形で提供することを試みるようILOに示唆したことには注意を喚起し、

婦人労働者の雇用に関する基準の問題全体は、婦人労働者が自国の経済的・社会的活動の中で十分な積極的役割を果たすための条件の向上にとって極めて重要であり、これらの基準は常に検討を加えられるべきであると信じ、

1. 婦人労働者保護のための国際基準の発展に対してILOに祝意を表する。

2. ILOが、できれば婦人の地位委員会第20回会議に、この分野におけるILOの活動の概況を提供するよう要請する。

3.3.4. 婦人雇用の問題に特に関係ある活動に関するILO報告書(E/CN.6/666)については十分審議の時間がなかつたので、ソ連代表の提案により、これを第20回会議の議題中にのこすことに意見が一致した。

3.3.5. 英国代表が決議案(E/CN.6/L.480)を提出し、イランがその共同提案国となつた。

3.3.6. 決議案の説明にあつて、提案者の一人はILOの家庭責任を持つ婦人の雇用に関する勧告の採択を、婦人の権利の分野における大きな一歩前進として歓迎し、委員会は、この勧告の実施に関する今後の動きをたえず把握しておくことが必要であるとのべた。ソ連代表の示唆で提案者達は前文の最後の節の「婦人にこれらの特別な責任がある事が過去において差別待遇の事例を正当化する為に不当に利用されてきたと信じ」という句を「婦人のもつこれらの責任が差別待遇の事例を正当化するために不当に利用されていると信じ」と改めることを決定した。

英国代表は更に、いくつかの修正をとり入れて文案を改訂した。

3.3.7. 1966年3月9日、第462次会議で委員会は改正された決議案(E/CN.6/L.480)を全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

1.4. (XIX) 家庭責任をもつ婦人の雇用

婦人の地位委員会は、
家庭責任をもつ婦人雇用の分野におけるILOの事業、とくに第49回ILO総会がこれに関して行なつた措置を興味深く且つ感謝をもつて注目し、

婦人のもつこの責任が差別待遇の事例を正当化するために不当に利用されていると信じ、

1. 「家庭責任をもつ婦人の雇用に関するILO勧告」が第49回ILO総会によつて全会一致採択されたことを歓迎する。

2. この勧告の採択は、婦人に対する差別との闘い及びその撤廃のための活動に従事する国際機関の事業にとって基本的重要性をもつものであるとの信念を表明する。

3. ILOがこの分野の活動について婦人の地位委員会に知らせることを今後も継続するよう要請する。

3.3.8. リベリア、メキシコ、フィリピン及び米国からも決議案(E/CN.6/L.485)が提出された。

3.3.9. 決議案の説明にあたり、提案者の一人は家事労働者の雇用条件の改善とその地位の向上の必要性を強調した。また、1965年6月、国際労働総会で採択された決議が特別の計画についてのべていることを想起し、この計画は家事労働者の地位を高めるのみならず、家事援助者の供給を高め、専門的技術を持つ婦人が家庭の外で働くことを容易にするものであるとのべた。提案者は、この分野におけるILOの活動の進捗状況に関する報告が必要であると考えた。決議案に対しては一般的に支持があつた。

3.4.0. 1966年3月9日、第462次会議で委員会はわずかの修正をして決議案(E/CN.6/L.485)を全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

1.5. (XX) 家事労働者の雇用

婦人の地位委員会は、

1965年ジュネーブにおける第49回ILO総会の採択した家事労働者の雇用条件に関する決議を満足をもつて注目し、

人間の尊厳と自尊心にふさわしい雇用条件をこれら労働者に確保する手段として、その地位の向上をはかることが差し迫つて必要であると信じ、

これら労働者は、家庭の制度を維持し、かつ家庭責任をもつ既婚婦人が雇用労働や社会活動に従事し公的生活に参加することを容易にすることによつて、重要な社会的機能を果たすものであることを考慮し、

これら労働者の生活条件及び労働条件を守るべき基本原則の確立を促進するために、これら労働者の問題についての研究の必要性を認め、

1. ILOが農村及び都市地域における家事労働者の問題についての研究と調査を強力に進

めることによつて1965年のILO総会の決議を実行しうよう、希望を表明する。

- 2 ILOが委員会に提供する婦人雇用の問題にとくに関係あるILOの活動に関する定期報告の中に、この事業に関連して作成された報告書その他の資料の写しをはじめ家事的雇用の分野におけるILOの事業の進捗状況に関する情報を含めるよう要請する。

第10章 国際人権年

341. 決議1961(XV|11)で総会は、1968年を国際人権年と定め、経済社会理事会に対して、人権委員会が次の準備をするよう要望した。

(a) 世界人権宣言採択20周年記念を祝して、国際連合、加盟国及び専門機関が1968年中に行うべき、人権擁護への永続的な寄与となる方策及び活動の構想。

(b) 遅くとも1968年末までに人権の分野において国連が遂行すべき一連の目標についての提案。

342. 1964年3月14日、人権委員会は国際人権年に関する小委員会を設置し、世界人権宣言20周年記念として、人権並びに基本的自由の促進のために、加盟国、国連及び専門諸機関が行うべき方策及び活動の構想案を具申すること、及び1968年に国際人権会議を開催することの可能性について特に検討することを、同委員会に要請した。小委員会の報告書(E/CN.4/886)は、1965年第21回人権委員会に提出され、その際人権委員会は経済社会理事会が総会に対して、方策及び活動の中間構想に関する勧告を含む決議案の採択を勧告すべきであるという提案をした。理事会に対する勧告は、また、総会が国際人権年のあらゆる準備段階に婦人の地位委員会の参加と協力を要請するという一項を含んでいる。経済社会理事会は、これらの勧告を、1965年7月28日の決議1074E(XXXIX)で承認した。

343. また、人権委員会は、1965年第21回会議において、作業部会の任命を決定した。作業部会の任務は、国際人権会議をはじめ、世界人権宣言20周年を記念して国連が行うべく人権委員会が総会に具申しようとしている行事、措置及び活動を、事務総長と協力してさらに具体化していくことである。

344. 作業部会は、婦人の地位委員会が国際人権年の準備作業に参加することに関する人権委員会の勧告が承認されるまで、国連事務局は婦人の地位委員会の議長に作業部会の討論を報告すべきであるということを決した。(E/CN.4/905, 9節)。

345. その後、経済社会理事会は、1965年7月28日の決議1074F(XXXIX)で、婦人の地位委員長の名指す委員会代表が作業部会の会議に、短期間、とくに、国際人権会議に関する事項が審議される際に、出席するよう要望する事を決議した。理事会は又事務総長に対し、作業部会の報告書を婦人の地位委員会第19回会議に提出するよう要請

した。

346 作業部会は行事、措置及び活動に関する一連の勧告を採択したが、国際人権会議については、この会議開催に関する勧告が総会の承認をうるまでその会議についての審議を延期した。

347 総会は1965年第20回会議で、人権委員会の勧告及び経済社会理事会決議1074 E (XXXIX) と1074 F (XXXIX) に基いて、決議2081 (XX) を採択し、国際人権会議を1968年に召集すること及び、その国際会議の準備の完成にあたる準備委員会を設置すること、等を決定した。準備委員会は、総会議長の任命による17か国の代表によって構成され、そのうちの2人は婦人の地位委員会の委員国から出すこととなつた。

348 続いて第20回総会議長は、次の国を準備委員会委員として指名した。——カナダ、フランス、インド、イラン、イタリア、ジャマイカ、ニュージーランド、ナイジェリア、フィリピン、ポーランド、ソマリア、チュニジア、ソ連、英国、米国、ウルガイ、ユーゴスラビア。

349 総会決議2081 (XX) は、すべての加盟国に対し、人権の分野においてこれまでに成立した条約を、1968年までに批准するよう要請しており、特にIEOの雇用及び職業についての差別待遇に関する条約、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬に関する条約、オネスコの教育の差別に対する条約、及び国連の婦人の政治的権利に関する条約、等を挙げている。総会は又、人権委員会と婦人の地位委員会がすでに採択した2つの宣言案の審議と仕上げを1968年までに完了する事を決めた。国際人権年の年間中に行なわれるべき措置と活動の中間構想が決議2081 (XX) 付録に入れられた。

350 婦人の地位委員会は1966年3月7日・8日の第459及び第460回会議で、国際人権年に関する議題11を、第21回人権委員会に出席した婦人の地位委員会の代表の報告に関する議題12のその部分とともに審議した。事務総長の国際人権年に関する覚え書 (E/CN.6/456) 及び国際人権年に関する作業部会の人権委員会への報告書 (E/CN.4/905) が提出された。

351 国際有職婦人クラブ連合会から意見書が出された (E/CN.6/NGO/163)。討論の際、口頭による意見発表が次の諮問的地位の民間団体オブザーバーによって行なわれた。——国際法学者委員会、国際ユダヤ婦人協議会、国際大学婦人協会、国際婦人法律家協会。

一般討議

352 委員会は国際人権年が人権の進展にとつて非常に価値のある貢献をするであろう事に同意し、それがこの分野における国連の活動で無視されていた領域に注意を喚起するのに役立つ事を希望した。実質的な成果をあげるような活動に重点が置かれるよう希望した。ある代表はこの記念事業が政治的目的の為に利用される危険をさげなければならないことを強調した。

353 数人の代表は、積極性のある事業計画の必要を強調し、その点で婦人に対する差別撤廃宣言案及び婦人の進歩の為に統一的長期計画の開始は、国際人権年の事業の中で大きな役割を果たすであろうとのべた。宣言案の文案は総会で完成され、関心のあるすべての団体や個人にいつでも提供できるようになるよう、希望された。

354 数人の代表は、婦人の地位委員会の委員国の2国が国際人権会議の準備委員会に加わるよう要請されたことに満足の意を表した。男女同権の確立が重要であるという観点から、1968年においてはこの目標に注意が集中されるべきであり、又、婦人の進歩に関する事項は、この国際会議で必ず論じられなければならないと考えられた。

355 また、有志団体は国際人権年の目標設定に最も有効な役割をするであろう、そして、そのことはどこの国の婦人指導者にも人権年の準備及び記念事業の実施にさいし、個人としても、団体としても重要な役割を果たす機会を与えるであろう、と示唆された。

決議案の審議

356 委員会は第460回会議でソ連から提出された決議案 (E/CN.6/L.470) を審議した。決議案文は次のとおりである：

「婦人の地位委員会は、

「経済社会理事会が次の決議案を採択することを要請する：

「経済社会理事会は、

「1 国際人権年は、婦人の権利擁護の諸原則を更に発展せしめその実施をすすめる上に新たな刺激となるものと考慮する。

「2 現代世界における婦人の権利の問題を国際人権年の事業計画と国際人権会議の議題中に含めることが極めて重要であると考える。

「3 国連事務総長がこの事業の関係文書にこの項目を含めるよう要請する。」

357 決議案の説明にあたり、提案者は真の男女同権の実現の必要を強調し、現代世界における婦人の権利の問題が国際人権会議の議題にとり入れられることは、このことによつて、

過去20年間に委員会が行なってきた事業ならびに今後解決すべく残された問題が注目を惹くこととなるという意味でとくに重要であると述べた。数人の代表がこの見解を支持した。

358 英国代表は、決議案に次のような主文2節を追加することを口頭で提案した：

「また、1968年に予定されている婦人の進歩のための統一的長期国連計画の発足は、国際人権年の最も重要な事業となるものと考える。

「婦人に対する差別撤廃宣言案に集大成された諸基準は、国際人権年の主要な目標となるものと信じる」

英国代表は又、国際人権年に関する総会決議への言及を前文に入れることを提案した。

359 決議案提案者は英国の修正案を受諾した。

360 1966年3月8日の第460次会议で、決議案(E/CN.4/470)は修正通り全会一致で採択された。決議文は次のとおりである。

16. (XIX) 国際人権年

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう要請する。

(以下、第16章決議V1参照)

第11章 人権委員会第21回会議及び少数者の差別防止及び保護に関する小委員会第18回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告

361 委員会は、1966年3月7、8、9日の第459、460、463次会议で議題12を議題8及び11とともに審議し(第7章及び第10章参照)、まず、人権委員会第21回会議(1965年3月22日-4月15日)に委員会を代表して出席したフィンランド代表ヘルビ・シピラ夫人の報告及び少数者の差別防止及び保護に関する小委員会第18回会議(1966年1月11日-31日)に婦人の地位委員会の代表として出席したフィリピン代表ヘレナ・ベニテス女史の報告を聞いた。

362 シピラ夫人は、その口頭報告で、人権委員会では、特に国際人権年の実施計画の討議の際、あらゆる種類の差別が審議されたにも拘らず、婦人に対する差別については殆んど発言がなかつたとのべた。夫人はそこで婦人の地位委員会の特別な権限分野について人権委員会の注意を喚起し、婦人の地位委員会は婦人に関係するすべての問題について意見をきいてもらいたいと考えていることをのべた。夫人は又、人権委員会はその婦人委員の1人の提唱で、国際人権年の事業の準備作業に婦人の地位委員会を参加させるという決議案の採択を総会に勧告した(342節参照)ことを報告し、人権委員会第21回会議でこのように経験にもとづいて、夫人は他の機能委員会でも婦人の委員をおく事の重要性を強調した。

363 ベニテス女史の口頭報告では、少数者の差別防止及び保護に関する小委員会第18回会議で、委員会の特別記録係であるグイエノ・ホイット・サリオ氏から、婚姻外の子に対する差別に関する研究報告案(E/CN.4/Sub.2/252)が出されたことがのべられた。ベニテス女史は小委員会のこの問題に対する法律的人道主義的な取り組み方に感謝の意を表し、婦人の地位委員会の委員は、社会の基本的単位としての家族の意義をそこをわずに、婚姻外の子について無差別の原則を履行するという問題を解決しなければならないと考えていることを述べた。又女史は、婦人の地位委員会第19回会議では私法上の婦人の地位及び子の親権を含む親の権利と義務についての議題があるので、報告書案は委員会に提出されるべきであると述べ、その意見は承認された。さらに女史は婦人の地位委員会が、未婚の母親及び離婚した母親の問題に関心をもっていることも、小委員会でのべた。

364 ベニテス女史は、婚姻外の子に対する差別に関する特別記録係の最終報告書は、1967年の次期小委員会に提出されるであろうと述べ、委員会の代表がその際に果たすべき役割の重要性を強調した。この見解は数人の代表に支持され、支持者達は、婚姻外の子に対する差別の問題についての小委員会委員の関心は、主として、また時にはもっぱら、子どもの地位に対して向けられる傾向があるが、一方婦人の地位委員会はそれに加え未婚の母の地位及び、若干の国々に法律上又は事実上もしくはその両面で未だに存在している未婚の母に対する差別にも関心を持っていることを指摘した。

365 討議中、第19回委員会の議題は盛り沢山なため特別記録係の報告案を充分討議することができなかつたので、今会議後、次の小委員会までの間に、この報告書を検討する非公式な委員会を任命し、次期小委員会に出席する婦人の地位委員会代表に通信で何らかの指示を与える、という方法を考慮してみてもどうかとの示唆が出された。いま一つの意見は次のようなものであり、この意見が一般的賛成をえた。すなわち、委員会代表は次期小委員会において委員会の態度を保留しておき、委員会自身が第20回会議で特別記録係の最終報告を審議したのち、その意見を人権委員会に提出する、という方法である。人権委員会は通常婦人の地位委員会のあとで開催され、ここで特別記録係の報告書に関する小委員会の報告について審議が行われるのである。

第12章 全米婦人委員会の報告

366 委員会は1966年3月9日、第463次会議で議題13を審議した。全米婦人委員会から報告書(E/CN.6/457)が提出され、会長マーガリタ・マカヤ夫人が説明した。

367 報告書の説明に際して、全米婦人委員会会長は同委員会の歴史を簡単に述べ、これまでアメリカ諸国の婦人の為に行ってきた活動について、又同委員会が近い将来に計画している地域会議についても述べた。

368 婦人の地位委員会の多くの委員が、全米婦人委員会の事業及び提出された報告書に対し感謝の意を表した。

第13章 婦人の地位に関する通信

369. 委員会は1966年3月9日、第463次会議で議題14を審議した。経済社会理事会決議76(V)——同理事会決議3041(XI)により修正——に従つて、事務総長は受けとつた通信を要約して2つのリストを作成した。即ち、政治・経済・社会・教育の分野における婦人の権利促進に関する諸原則をとり扱つた非機密通信リスト(E/CN.6/C.R.18)と婦人の地位に関するその他の機密通信リスト(SW/Communications List, No. 12)である。

370. 第459次会議で委員会が任命した通信小委員会はオーストリア、チリ、ギニア、リベリア及びネパールの各代表により構成された。小委員会は非機密リストを検討しその中の通信のうちどれを委員会委員の要請に応じて原文のまま提供すべきかについて意見を具申するため1966年3月8日、ネパール代表を議長として会合し、すべての通信を原文のまま提供すべきであると勧告した。委員会は小委員会の報告(E/CN.6/L.475)を全会一致で承認した。

371. 1966年3月8日の秘密会議で、委員会は機密通信リストを受けとり、それに注目した。

第14章 委員会の事業総覧。事業計画の検討と優先審議事項の設定。文書作成の統制と制限

372. 委員会は1966年3月9日、第463次会議で議題15を審議した。事務総長による次の文書が提出された。——委員会の事業及び国際的成果総覧の追加報告(E/CN.6/372/Add.4)、婦人の地位に関する国際連合販売出版物についての覚書(E/CN.6/458)、事業計画の検討・文書作成の統制と制限に関する覚書(E/CN.6/459)、及び会議開催の規制に関する覚書(E/CN.6/460)。

373. 事業計画の検討の際、委員会の議題は過重であり、すべての事項を完全に討議するには3週間の会期では時間が十分でない事は経験上明らかだという指摘があつた。次の会期の議題作成にあつては、事務総長は婦人の地位委員会の議長と協議して、政治的権利、家族法、教育の機会、婦人の経済的権利と機会のような事項を優先するという了解で、議題を処理しやすい長さに縮小することを念頭におくべきだという発言があつた。何人かは、前例に従つて、委員会で採択された事業計画を第20回会議の議題作成の基礎とするべきであり、次の委員会で議題を採択する際に、どの事項を優先審議すべきかを提案し決定することは委員たちの考へ次第である、とのべた。

374. 事業計画の討議の際、ユネスコ代表は、婦人の地位委員会第20回会議には婦人の技術・職業教育の機会に関する報告書を提出することとなつてゐるが、そのあとは、委員会の計画案(E/CN.6/459)にあげてある初等教育に関する報告書でなく男女共学教育に関する報告書を提出するつもりであると述べた。国際労働機関の代表は、パートタイム労働についてのILOの研究は未だ日が浅いので、第20回会議にはこの問題に関する報告書は出ないが、後日出せるだろうとのべた。

375. 委員会は総会決議2116(XX)に注目した。それは、第6節において、国連及び専門機関の全機関がその活動方法、会議の繁度及び期間を検討するように促すものである。多くの代表は委員会の年次会議の必要を強調し、委員会が第18回会議で全会一致で採択した決議17(XVII) (E/4025, 322節)、すなわち経済社会理事会に対し、婦人の地位委員会を年々開催するという確固たる方針を立てるよう要求した決議を、改めて確認するということに一般的に意見が一致した。低開発国の代表達は、婦人の進歩の爲の長

期計画がこれらの国々に対してもつ重要性に注意を促した。また、国の将来の発展に非常に重要な、社会的経済的開発への婦人の参加は、委員会の事業によつて大いに促進されていると多くの代表がのべた。委員会が毎年このような過重な議題ととりくみ、その中のすべての問題を詳細に研究し得ないという事実も、委員会の年次開催の必要を更に示すものであるという発言があつた。また、世界各地における婦人に対する差別の非常に数多くの問題が未だ審議されるべく残されており、委員会は、これらの問題を絶えず監視していなければならないと強調された。

3.7.4 委員会の採択した事業計画は以下に掲げる通りである。

I 最 優 先 事 業

(1967年第20回会議審議事項)

A 経 続 事 業

事 業	文 書	根 拠
1. 婦人の政治的権利		
(a) 政治的権利の分野における進歩の成果	憲法・選挙法その他の法律に関する事務総長報告書	経済社会理事会 (VI)・587、B (XX) 及び委員会第19回決議3 (XIX) (前掲191節)
(b) 婦人参政権条約の履行	事務総長報告書	経済社会理事会決議504E、(XVI)、961B (XX XVI)、1068B (XX XIX)
(c) 非自治領における婦人の地位 (隔年)	事務総長報告書	委員会第5回 (E/1316、18節)、第15回 (E/3464、205、215、216節)
2. 人権の分野における助言的事業	(i) 事務総長報告書	総会決議926 (X) 委員会

3. 婦人の教育の機会 婦人に特に関係あるユネスコ活動 (隔年)	(ii) 婦人の地位に関する1966年セミナー報告書 ユネスコ報告書	第13回決議1B (XIII) (E/3228、30節) 経済社会理事会決議154F (VII) 961D (XXXV)、961E II (XXXV) 委員会第17回決議4 (XVII) (E/374961節)、第18回決議12 (XVIII) (E/8025、233節、E/4025、316節) 第19回決議11 (XIX) (前掲301節)
4. 経済的権利と機会 婦人の雇用に関係あるILO活動 (毎年)	ILO報告書	経済社会理事会決議821 NB (XXXII)、961D (XXXVI)、961E II (XXXVI)、委員会第17回決議7 (XVII) (E/3749、90節)、第18回決議12 (XVIII) (E/4025、233節、E/4025、316節)、第19回決議14と15 (XIX) (前掲537、340節) 及び前掲334節
5. 同一労働同一賃金 (隔年)	ILO報告書	経済社会理事会決議504G (XV) 及び884B、(XXV)、委員会16回決議4 (XVI) (E/3606/Rev.1、52節)
6. 委員会決議及び勧告の国内立法に及ぼす効果	事務総長報告書	委員会、第16回 (E/3606/Rev.1、148-

7. 既婚婦人の国籍 (隔年)	事務総長追加報告書	150節)、第17回 (E/3749, 188節) 及び第18回、決議14 (XVI) (E/4025, 268節) 経済社会理事会決議547D (XVI) 及び委員会第15回 (E/3464, 206節)
8. 人権に関する定期報告 (毎年)	経済的・社会的・文化的権利に関する、1966年6月30日までの期間の各国政府及び専門機関の報告書	経済社会理事会決議1074 C (XXXIX)
9. 委員会事業及び国際的成果 総覧 (毎年)	事務総長追加報告書	委員会第14回 (E/3360, 144節) 及び第15回 (E/3464, 203節)
10. 婦人の地位に関する国連販売出版物	事務総長覚書	委員会第16回決議13 (XVI) (E/3606/Rev. 1, 157節)
B 特別計画		
1. 私法上の婦人の地位		
(a) 後見を含む親の権利と義務	事務総長報告書	委員会、第16回、(E/3606/Rev. 1, 152節) 及び第19回決議10 (XIX) (前掲290節)
(b) 家族法及び財産権における婦人の地位に関する法制と慣行	事務総長報告書	経済社会理事会決議587D I (XX) 及び委員会第16回 (E/3606/Rev. 1, 154節) 及び第19回 (前掲289節)

2. 婦人の教育の機会		
(a) 婦人の高等教育への機会	ユネスコ報告書	委員会第18回 (E/2571, 71節) 第19回前掲306節)
(b) 婦人の技術・職業教育への機会	ユネスコ報告書	委員会、第8回 (E/2571, 71節) 及び第18回 (E/4025, 316節)
3. 婦人の進歩のための国連援助	質問書への回答を含む事務総長報告書	委員会第19回決議5 (XIX) (前掲224節)
(a) 国内の経済的社会的開発における婦人の参加	WHO・FAO及びユニセフ及び専門機関の活動	委員会第19回決議6 (XIX) (前掲250節)
(b) 婦人に特に関係あるユニセフ及び専門機関の活動	事務総長報告書	委員会第18回決議6 (XVI) (E/4025, 149節) 及び第19回決議6 (XIX) (前掲250節)
4. 地域開発への婦人の参加	事務総長報告書	委員会第18回決議7 (XVI) (E/4025, 157節)、第19回決議4 (XIX) (前掲218節)
5. 家族計画が婦人の地位に及ぼす影響	事務総長報告書	委員会第19回決議13 (XIX) (前掲333節)
6. 婦人の経済的権利及び機会 婦人労働者の保護のためのILO基準	ILO報告書	

II 次会期以後の事業計画 (注)

1. 婦人の政治的権利		
(a) 婦人の政治的権利	憲法、選挙法その他の法律及び婦人参政権条約実施状況に関する事務総長報告書	委員会第19回決議3 (XIX) (前掲191節)

(b) 信託統治地域における婦人の地位	事務総長報告書	委員会第3回 (E/1316, 18節) 及び第15回 (E/3464, 205, 215, 216節)
2. 婦人の進歩の為に国連援助 婦人の進歩の為に長期計画	事務総長報告書	委員会第19回決議5及び6 (XIX) (前掲224, 225節)
3. 私法上の婦人の地位 婚姻の同意婚姻最低年齢及び婚姻の登録に関する勧告の実施状況	勧告の原則実施の方法に関する各国政府の報告を含む事務総長報告書	総会決議2018 (XX)
4. 婦人の教育の機会 婦人の共学への機会	ユネスコ報告書	委員会、第19回 (前掲374節)
5. 婦人の経済的権利及び機会 (a) 少女と婦人の技術的・職業教育及び訓練 (この問題に関する国連諸機関勧告の履行の成果の検討)	事務総長と関係専門機関の共同報告書	委員会第18回決議12 (XVIII) (E/4025, 233節)
(b) 婦人のパートタイム労働	ILO報告書	委員会第18回決議11 (XVIII) (E/4025, 227節) 及び第19回 (前掲374節)
(c) 科学的技術的進歩の婦人労働者に及ぼす影響に関するILOの研究及び活動	ILO報告書	委員会第19回決議12 (XIX) (前掲328節)
6. 人権に関する定期報告	1967年6月30日までの期間における報道の自由に関する各国政府及び専門機関による報告	経済社会理事会決議1074 C (XXXIX)

(注) とくに記載した事業に加えて、委員会は前記 I - A の部にあげた次の事業も、継続事業として毎年審議する。I (a)、婦人の政治的権利の分野における進歩の成果。2. 人権の分野における助言の事業。4. 婦人の雇用に関係ある ILO 活動。8. 人権に関する定期報告。9. 委員会事業及び国際的成果総覧。10. 婦人の地位に関する国連販売出版物。

III 出 版 物

1. 婦人の地位に関するニュー スレター	年2回 (2月9月)	委員会第4回 E/1712, 93節)
2. 改訂既婚婦人の法的地位 国連出版物販売番号57, N, 8	1966	経済社会理事会決議884 D II (XXXV)
3. 婦人の進歩の為に加盟諸国 が利用しうる資源	1966	委員会第18回決議5 (XVIII) (E/4025, 147節)
4. 婦人の進歩の為に国連援助 に関する事務総長報告書 (E/CN.6/4503 Add. 1-3)	1966又は1967	委員会第19回決議6 (XIX) (前掲250節)

第15章 報告書の採択

377. 1966年3月11日、第464次会議で、婦人の地位委員会は、経済社会理事会への第19回会議報告書を全会一致で採択した。

第16章 経済社会理事会の採択を求める決議案

I

婦人に対する差別撤廃宣言案

経済社会理事会は、

婦人に対する差別撤廃宣言案に関する婦人の地位委員会の決議1(XIX)に注目し、この決議に付属する宣言案を総会に提出する。

付 属

婦人に対する差別撤廃宣言案

テヘラン 1965年

ジュネーヴ 1966年

前 文

総会は

国際連合の諸国民が、国連憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値ならびに男女の同権についての信念を再確認したことを考慮し、

世界人権宣言が無差別の原則を確認し、すべての人間は生れながらにして自由であり、尊厳と権利において平等であり、すべての人が性別による差別をはじめいかなる種類の差別も受けることなく、宣言のかかげるすべての権利と自由とを享有することができると宣言していることを考慮し、

男女同権の促進を意図して国連及び専門諸機関の採択した決議、宣言、条約および勧告を考慮にいれ、

国連憲章、世界人権宣言、及び国連と専門諸機関が採択したその他の文書にもかかわらず、また進歩の実績にもかかわらず、婦人に対するかなりの差別がまだ残っていることに関心をいだし、

婦人に対する差別は人間としての婦人の尊厳及び家族と社会の福祉に反し、婦人が国の政治

的・社会的・経済的・文化的生活に、男子と同等に参加することを妨げ、また、国家と人類への寄与に役立つ婦人の能力の完全な開発に対する障害であると考え、

国の豊かな且つ完全な発展はその国の最大限の参加を必要とするを確信し、

男女平等の原則に法律上事実上の全世界的承認を確保することが必要であると考え、

敢しゆくに本宣言を公布する。

第 1 条

男女の同権を事実上破壊または制限する性にもとづく差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である。

第 2 条

婦人を差別的に扱う現行の法律、習慣、規則および慣行を廃止し、男女の権利の平等に対し充分な法的保護を確立するために、すべての適切な方策が行われなければならない。とくに、

(a) 同権の原則は各国の憲法またはそれに相当する法律にうたわれなければならない。

(b) 婦人に対する差別撤廃に関する国連および専門諸機関の国際文書は、できるだけ早く批准し、完全に実施しなければならない。

第 3 条

偏見を打破し、婦人が劣等であるという考え方にもとづく習慣的その他すべての慣行を廃止する方向に、与論を育成し国民の熱意を向けるために、すべての適切な方策が行われなければならない。

第 4 条

次の権利を婦人に保証するために、すべての適切な方策が行われなければならない。

(a) すべての選挙において投票する権利と公選機関への選挙における被選挙権。

(b) いかなる差別をも受けることなく男子と同等に公職に就きすべての公務を行なう権利。

これらの権利は立法に表現されなければならない。

第 5 条

婦人は国籍を取得し、変更し、または保持する男子と同一の権利をもたねばならない。他国人との婚姻が、あるいは妻を無国籍とし、あるいは夫の国籍を妻に強制することによって、妻の国籍に自動的に影響を及ぼしてはならない。

第 6 条

1. 既婚または未婚の婦人に対して、民事法の分野における男子と同等の権利、とくに次の権利を保証するために、まず立法による措置をはじめとしてすべての適切な方策が行われなければならない。

なければならない。

(a) 婚姻中の取得財産をも含め、財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する権利

(b) 法的能力とその行使の平等に対する権利

(c) 移動の自由に対する権利

(d) 住所及び居所を選ぶ権利

2. 夫と妻の地位平等の原則を保証するために、すべての適切な方策が行われなければならない。とくに、

(a) 婦人は夫を自由に選び、自己の自由且つ完全な同意によってのみ婚姻する権利をもたねばならない。

(b) 婦人は婚姻中及び婚姻解消に際して、男子と平等の権利をもたねばならない。

(c) 両親は子に関する事項について平等の権利と義務をもたねばならない。いかなる場合も子の利益がすべてに優先するものとする。

3. 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されるべきであり、婚姻最低年令を規定し公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるべく、立法措置をはじめ効果的な措置が行われなければならない。

第 7 条

婦人を差別する一切の刑法上の規定は廃止されなければならない。

第 8 条

あらゆる形の婦人売買及び婦人の売春搾取とたたかうために、立法をはじめすべての適切な方策が行われなければならない。

第 9 条

既婚または未婚の少女と婦人に対し、すべての段階の教育において男子と平等の権利を保証するために、すべての適切な方策が行われなければならない。とくに、

(a) 大学、職業学校、技術学校、専門的職業学校を含むすべての種類の教育施設で教育をうける機会及びこれらの学校での勉学における平等の条件。

(b) 共学の施設である与否を問わず、同一の学課選択、同一の試験、同一水準の資格をもつ教職員、同質の校舎と設備

(c) 奨学金その他の勉学補助金から利益をうける平等の機会。

(d) 成人向け読み書き教育計画を含む継続教育計画に受入れられる平等の機会

第 10 条

1. 既婚または未婚の婦人に対し、経済的・社会的生活の分野において男子と平等の権利を保障するために、すべての適切な方策が行なわれなければならない。とくに
 - (a) 婚姻上の地位その他いかなる理由による差別をも受けることなく、職業教育を受ける機会、働く機会、その労働の危険性及び重労働的性格の故に必要とされる例外を除き職業と雇用の自由な選択の機会、専門的職業をもふくめ職業上の昇進の機会。
 - (b) 同一価値の労働に関し男子と同一の報酬及び待遇の平等に対する権利。
 - (c) 有給休暇、退職に伴う諸特典、失業、疾病、老令またはその他の労働不能に関する保障を与えられる権利。
2. 母性の故に婦人が差別をうけることを防止し、これら婦人の実効ある労働権を保障するために、元の雇用への復帰の保証を伴う有給出産休暇の付与、及び保育施設をはじめ必要な社会サービスの用意のための措置が講じられなければならない。

第 11 条

男女同権の原則は、国連憲章の諸原則にしたがってすべての国において実施されなければならない。

故に、政府、民間団体及び個人は、本宣言の掲げる諸原則の遵守を促進するために、全力を挙げるよう促がされる。

(第143～160節参照)

II

婦人の政治的権利

経済社会理事会は

理事会決議120A(VI)及び587B(XX)にしたがって毎年事務総長の作成する文書、すなわち婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法その他の法律に関する覚書が、婦人の地位委員会、政府、民間団体にとって有用であったと信じ、

1959年にこれらの覚書を改訂統合して出版(A/4159)して以来、多くの国が婦人に男子と同等の参政権を与える法律を制定したことに注目し、

事務総長に次のことを要請する。

- (a) 1966年に、婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法その他の法律に関する年次覚書

にもとづいてまとめた報告書に必要な改訂を加えたものを作成し、それ以後はその報告書の追加報告を毎年出す。

- (b) 決議961B(XXXVI)によって要請された婦人参政権条約の諸原則実施に関する報告書を隔年に作成し、この報告書と上記(a)項に述べた追加報告とをいっしょにして「婦人の政治的権利」と題する一つの文書にする。

- (c) この文書を1968年の第23回総会に配布し、その後は隔年に配布する。

(第187-191節参照)

III

婦人の進歩のための国連援助

経済社会理事会は

婦人の進歩のための国連援助に関する総会決議1777(XVII)と2059(XX)に注目し、

また、経済・社会開発への婦人の参加に関する総会決議1920(XVIII)を考慮し、婦人の進歩のための統一的長期国連計画に関する総会決議2059(XX)のとくに前文第6節と主文第7節に注目し、また同決議前文第7節中とくに、婦人が国の発展に対してなす寄与の重大性に世界と論の注目を惹くことを適切と認めるとあることに注目し、

婦人の進歩のための長期計画に関する総会決議1777(XVII)にしたがって作成された事務総長報告(E/CN.6/435とAdd.1-5及びE/CN.6/450とAdd.1-3)を審議し、

婦人の進歩のための長期計画は段階的に発展させるべきであると信じ、

さらにこの計画を明確に打出すためには、国の経済・社会開発の諸分野における婦人の寄与に与えられるべき優先度およびこれらの分野における婦人の寄与増大のために政府が行なおうとしている方策について、政府の見解を確かめることが先決であると信じ、

1. 文書E/CN.6/450とAdd.1-3にある婦人の進歩のための統一的長期計画の発足及び段階的展開に関する事務総長の示唆を歓迎する。
2. 事務総長が、場合によっては専門諸機関と協議の上、婦人が国の経済・社会開発に果たする役割と、国の経済・社会開発の諸分野への婦人の寄与に与えられるべき優先度、これらの分野において当面する問題、問題解決の可能な方法及びそのために必要となる援助の

種類に関して意見を求める質問書を作成し、政府と諮問的地位をもつ民間団体に送るよう要請する。

3. この分野における統一的長期国連計画の方向づけをするために、できれば次期会議において、婦人の進歩のための国連援助に関する事務総長報告(E/CN.6/450とAdd.1-3)とあわせて、質問書の回答を審議することを決定する。
4. 加盟国政府が有志婦人団体と密接に協力して、できれば1967年末までに、各自国の婦人の進歩のための長期計画を設定し、その計画にはその第一段階として1968年にはじまる10年間に行なわれるべき緊急方策を含めるよう、勧奨する。
5. 事務総長報告付属中の国内段階における婦人の進歩のための長期計画に関する事務総長の示唆に対して、諸国政府の注意を喚起する。(第220-224節参照)

V

婦人の進歩のための国連援助

経済社会理事会は

婦人の進歩のための統一的長期国連計画の創設と実施に関する1962年12月7日の総会決議1777(XVII)を想起し、

低開発国における婦人の進歩のための援助拡大の可能性についての研究を求めた1965年12月16日の総会決議2059(XX)に注目し、

婦人の進歩のための長期計画の内容は、婦人の地位の改善を、したがって婦人の進歩を、実際にもたらすようなものでなければならないことを認め、

このような婦人の進歩のための長期計画における国際民間団体及び国内民間団体の参加は望ましいばかりでなく必要であると考え、

すでにILO及びユネスコから受取つてゐる報告書に加えて、専門諸機関及びユニセフの行なう婦人にとくに関係ある活動の報告を受取ることは、委員会の事業に適切であり有効であると考え、

1. 専門諸機関及び諮問的地位をもつ民間団体、とくに婦人の進歩に関係ある機関及び団体が、婦人の進歩のための長期計画を開発するよう要請する。また、そのような長期計画が次期ユネスコ総会に提案されることを感謝をもって注目する。

2. 国連食糧農業機関、世界保健機関及びユニセフが婦人の進歩にとくに関係あるそれぞれの活動に関する報告を、婦人の地位委員会次期会議に提出するよう要請する。

3. 事務総長が、婦人の地位委員会と、諮問的地位をもち且つ婦人の進歩のための長期計画に関心ある国際民間団体との間の、協議、情報交換及び協力の可能性について研究するよう、要請する。

4. 専門機関協議会が国連開発計画理事会に提出する報告書の中に、婦人がどの程度技術援助協力計画に参加しているかの情報を入れるよう、またこの情報を婦人の地位委員会にも提供するよう要請する。

5. さらに事務総長が、場合によっては専門機関その他の国連諸機関と協議の上、次の事項についての予備研究に着手するよう要請する。

(a) 婦人の進歩のための統一的長期計画を賄う基金を設定し、商工事業会社、民間団体、財団及び個人からこの基金への寄付を要請する可能性。

(b) 婦人の進歩のための国内計画援助を目的とする対政府借款計画を設定するために、技術援助・開発計画の枠内で提供されうる資金と併せて、以上の基金を用いる可能性。

(c) 各地域における婦人の進歩に関する事項について情報交換の可能性。

(第225-250節参照)

V

人権の分野における助言的事業

経済社会理事会は、

総会決議926(X)及び理事会決議605(XXI)、1017(XXXVII)を想起し、

また、理事会決議1067A(XXXIX)によって婦人の政治・市民教育に関する一連の年次セミナーが新たに設けられたことを想起し、

このテーマのセミナーを1966年に開催し得なかったことを考慮し、

婦人の公的生活参加に関する4回の地域セミナーが1957年にタイで、1959年にコロンビアで、1960年にエチオピアで、1965年にモンゴルで、それぞれ開催されたことに注目し、

婦人の政治・市民教育に関するセミナーはモデル的あるいは実験的企画としての性格をもつものであり、国への寄与をより有効に行なわせるための婦人教育を目的とする国内及び地方段階でのアプローチの事業に応用されるものであることを考慮し、

婦人の市民・政治教育に関する新しい一連のセミナーのうち1回は、地域規模でなく世界的規模で開催されうるのであると信じ、

1. このテーマの地域セミナーを侵害することなく婦人の政治・市民教育に関するセミナーの1回を世界的規模で開催することを決定する。
2. 事務総長が招請国政府及び婦人の地位委員会議長と協議の上、各地域及び各種文化が代表されるような配分を念頭において、国連並びに専門諸機関加盟国に対し、婦人の政治・市民教育に関するこのようなセミナーに出席する参加者の指名を求めよう、要請する。

(第265-277節参照)

V

国際人権年

経済社会理事会は

1968年を国際人権年と定めた1965年12月12日の総会決議1961(XVII)を考慮し、

また、人権に関する国際会議を1968年中に開催することの決定を含む1965年12月20日の総会決議2081(XX)を考慮し、

1. 国際人権年は婦人の権利擁護の諸原則をさらに発展せしめその実施をすすめる上に新たな刺激となるものと考慮する。
2. 現代世界における婦人の権利の問題を国際人権年の事業計画と国際人権会議の議題中に含めることが極めて重要であると考え、
3. 国連事務総長がこの事業の関係文書にこの項目を含めるよう要請する。
4. 1968年に予定されている婦人の進歩のための統一的長期国連計画の足は、国際人権年の最も重要な事業となるものとする。

5. 婦人に対する差別撤廃宣言案に集大成された諸基準は、国際人権年の主要な目標となるものと信じる。

(第356-360節参照)

VII

委員会報告書

経済社会理事会は婦人の地位委員会第19回会議の報告書(E/4175)に注目する。

付 録

付 録 I

婦人の地位委員会第19回会議において審議された文書一覧

一般シリーズとして出された文書

A/6036

婦人の政治的権利に関する憲法・選挙法・その他の法律：事務総長覚書

E/CN.6/372/Add.4

委員会の事業及び国際的成果総覧：事務総長追加報告書

E/CN.6/443

委員会第19回会議仮議題

E/CN.6/443/Rev.1

委員会において採択された第19回会議議題

E/CN.6/444

婦人雇用問題に特に関係する国際労働機関の活動：ILO報告書

E/CN.6/445

家庭責任を持つ婦人の雇用：ILO覚書

E/CN.6/446

信託統治地域における婦人の地位：事務総長報告書

E/CN.6/447とAdd.1

婦人に対する差別撤廃宣言案：事務総長覚書

E/CN.6/448

人権に関する定期報告：事務総長覚書

E/CN.6/449

人権に関する定期報告：事務総長覚書

E/CN.6/450とAdd.1-3

婦人の進歩のための国連援助：事務総長報告書

E/CN.6/451とAdd.1-2

少女と婦人の高等教育の機会：ユネスコ報告書

E/CN.6/452-E/CN.4/896

人権の分野における助言的事業：事務総長報告書

E/CN.6/453-E/CN.4/897

フェローシップ計画の評価：事務総長報告書

E/CN.6/455

子をもつ働く母親の援助のための施設：事務総長覚書

E/CN.6/456

国際人権年：事務総長覚書

E/CN.6/457

全米婦人委員会報告書

E/CN.6/458

婦人の地位に関係する国連販売出版物：事務総長覚書

E/CN.6/459

事業計画の検討、優先審議事項の設定及び文書作成の統制と制限：事務総長覚書

E/CN.6/460

会議開催に関する規制：事務総長覚書

E/CN.6/461とCorr.1

婚姻外生出者に対する差別の研究：事務総長報告書

E/CN.6/462

人権に関する定期報告：問題別及び国別索引

E/CN.6/CR.18

非機密通信リスト

E/CN.6/R.1

後見を含む親の権利と義務：事務総長予備報告

ST/TAO/HR/24

婦人の公的生活への参加に関する1965年セミナー（1965年8月・モンゴール・ウランバートル）

E/CN.4/892とAdd.1-7

人権に関する定期報告：各国政府の報告を含む事務総長覚書

E/CN.4/893

人権に関する定期報告：ILO提出報告書

E/CN.4/905

国際人権年：国際人権年に関する作業部会の報告書

限定シリーズとして出された文書

E/CN.6/L.435

議長提案の事業計画

E/CN.6/L.436

委員会第18回会議議長、アン・ラフ・バーレヴィ王女殿下の委員会開会の挨拶

E/CN.6/L.437

婦人に対する差別撤廃宣言草案—英国：提出案

E/CN.6/L.438

人権に関する定期報告—チリ、フランス、ガーナ、日本、フィリピン、英国：決議案

E/CN.6/L.439

婦人に対する差別撤廃宣言案—英国：第18回委員会における起草委員会作成の宣言案第

7条に対する修正案

E/CN.6/L.440

同上宣言案—ガーナ、ギニア、フィリピン、同上第7条修正案

E/CN.6/L.441

同上宣言案—オーストリア：同上第7条修正案

E/CN.6/L.442

同上宣言案—チリ：同上第7条修正案

E/CN.6/L.443

同上宣言案—中国：同上第7条修正案

E/CN.6/L.444

同上宣言案—ガーナ、英国：同上第6条修正案

E/CN.6/L.445

同上宣言案—ガーナ、英国：同上第8条修正案

E/CN.6/L.446

同上宣言案—フランス：同上第8条修正案

E/CN.6/L.447

同上宣言案—フランス：同上第10条修正案

E/CN.6/L.448とAdd.4-10

委員会第19回会議の経済社会理事会への報告案

E/CN.6/L.449

婦人に対する差別撤廃宣言案—ガーナ：第18回委員会における起草委員会作成の宣言案
第9条及び第10条に対する修正案

E/CN.6/L.449/Rev.1

同上宣言案—ガーナ、リベリア、ネパール、英国：同上第9条及び第10条修正案

E/CN.6/L.450

同上宣言案—米国：同上第9条修正案

E/CN.6/L.451

同上宣言案—フィリピン：同上第9条修正案

E/CN.6/L.452

婦人の政治的権利—ポーランド：決議案

E/CN.6/L.453

婦人に対する差別撤廃宣言案—ガーナ、リベリア、ネパール、英国：第18回委員会に
おける起草委員会作成の宣言案第1条、第2条、第3条、第4条及び第5条に対する修正案

E/CN.6/L.454

同上宣言案—中国、フィリピン、米国：同上第9条修正案

E/CN.6/L.455

同上宣言案—ガーナ、リベリア、ネパール、英国：同上第11条及び第12条修正案

E/CN.6/L.456

同上宣言案—メキシコ：第9条に関するワーキング・ペーパー

E/CN.6/L.457

同上宣言案——ポーランド：宣言中の条文の順序に関する提案

E/CN.6/L.458

同上宣言案——ポーランド：第18回委員会における起草委員会作成の宣言案第5条に対する修正案

E/CN.6/L.459

同上宣言案——ポーランド：同上第2条、第3条第11条及び第12条修正案

E/CN.6/L.460

同上宣言案——フィンランド：起草委員会案第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第11条及び第12条に関するウオーキング、ペーパー

E/CN.6/L.461

同宣言案：起草委員会案第9条に関するスタイル委員会の提案

E/CN.6/L.462とAdd.1

婦人の進歩のための国連援助——フィンランド、フランス、日本、フィリピン、ソ連、英国：決議案

E/CN.6/L.463

同上——ガーナ、リベリア、ネパール、アラブ連合：決議案

E/CN.6/L.464

同上——ギニア、ハンガリー、イラン：決議案

E/CN.6/L.465

同上——フィンランド、イラン、日本、ネパール、アラブ連合、米国：決議案

E/CN.6/L.466

同上——フランス：決議案

E/CN.6/L.467

同上——フランス：決議案

E/CN.6/L.467/Rev.1

同上——フランス：改訂決議案

E/CN.6/L.468

同上——フランス：決議案

E/CN.6/L.469

婦人の経済的権利と機会——ソ連：決議案

E/CN.6/L.470

国際人権年——ソ連：決議案

E/CN.6/L.471

婦人の進歩のための国連援助——フランス、ガーナ、リベリア、ネパール、アラブ連合：決議案

E/CN.6/L.472

同上——フィンランド、フランス、ガーナ、ギニア、ハンガリー、イラン、日本、フィリピン、ソ連、アラブ連合、英国：決議案

E/CN.6/L.473

婦人に対する差別撤廃宣言案：スタイル委員会報告書

E/CN.6/L.474

人権の分野における助言的事業——フィンランド、フランス：決議案

E/CN.6/L.475

婦人の地位に関する通信：通信委員会報告書

E/CN.6/L.476

人権の分野における助言的事業——メキシコ、フィリピン：決議案

E/CN.6/L.477

婦人の進歩のための国連援助：第458回会議で採択された決議

E/CN.6/L.478

婦人に対する差別撤廃宣言案——中国、フィンランド、ガーナ、ギニア、ハンガリー、イラン、日本、リベリア、メキシコ、ネパール、フィリピン、ポーランド、ソ連、アラブ連合、英国、米国：決議案

E/CN.6/L.479

婦人の経済的権利と機会——リベリア、アラブ連合、英国：決議案

E/CN.6/L.480

同上——英国：決議案

E/CN.6/L.481

人権の分野における助言的事業：第459回会議で採択された決議

E/CN.6/L.482

国際人権年：第460次会議で採択された決議

E/CN.6/L.484

私法上の婦人の地位 — フィンランド、フランス、フィリピン、ポーランド、英国：決議案

E/CN.6/L.485

婦人の経済的権利と機会 — リベリア、メキシコ、フィリピン、米国：決議案

E/CN.6/L.486

少女の高等教育の機会 — フランス：決議案

E/CN.6/L.487

婦人の教育の機会 — フランス：決議案

E/CN.6/L.488

婦人に対する差別撤廃宣言案テキスト、(テヘラン1965年、ジュネーブ1966年)

NGOシリーズとして出された文書

E/CN.6/NGO/160

婦人の経済的権利と機会：国際ユダヤ婦人協議会の意見書

E/CN.6/NGO/161

婦人に対する差別撤廃宣言案：国際有職婦人クラブ連合会の意見書

E/CN.6/NGO/162

同上：世界農村婦人協会の意見書

E/CN.6/NGO/163

婦人の政治的権利、婦人の進歩の為に国連援助及び国際人権年：国際有職婦人クラブ連合会の意見書

E/CN.6/NGO/164

婦人に対する差別撤廃宣言案、婦人の進歩の為に国連援助、婦人の教育の機会及び婦人の経済的権利と機会：国際法律職婦人連盟の意見書

E/CN.6/NGO/165

婦人に対する差別撤廃宣言案：国際社会民主主義協議会の意見書

E/CN.6/NGO/166

私法上の婦人の地位：国際法律職婦人連盟の意見書

E/CN.6/NGO/167

婦人に対する差別撤廃宣言案：国際婦人法律家協会の意見書

E/CN.6/NGO/168

同上：汎太平洋東南アジア婦人協会の意見書

E/CN.6/NGO/169

婦人の進歩の為に国連援助：同上

E/CN.6/NGO/170

婦人の教育の機会：世界Y.W.C.A.の意見書

E/CN.6/NGO/171

婦人の進歩の為に国連援助：世界がガール・ガイド、ガール・スカウト連盟の意見書

E/CN.6/NGO/172とCorr.1

婦人に対する差別撤廃宣言案：国際カトリック児童公団の意見書

E/CN.6/NGO/173

同上：世界キリスト教婦人会の意見書

E/CN.6/NGO/174

私法上の婦人の地位：国際大学婦人協会の意見書

E/CN.6/NGO/175

婦人の経済的権利と機会：国際奴隷制度廃止協会の意見書

婦人の地位委員会第19回会議の決定事項にともなう財政措置

A

1. 婦人の地位委員会は、ジュネーブにおける第19回会議で経済社会理事会が次のような決議案(第16章、決議案V参照)を採択するよう勧告した。すなわち経済社会理事会は——このテーマの地域セミナーを侵害することなく、
 1. 婦人の政治・市民教育に関するセミナーの1回を世界的規模で開催することを決定する。
 2. 事務総長が招請国政府及び婦人の地位委員会議長と協議の上、各種地域、及び各種文化が代表されるような配分を念頭において、国連並びに専門諸機関加盟国に対し、婦人の政治・市民教育に関するこのようなセミナーに出席する参加者の指名を求めるよう、要請する。
2. 1967年に予定された人権の分野における助言的事業計画は、セミナー1回あたりの経費を35,000ドルとして、2回分のセミナーを用意している。すなわち、1回は婦人の地位に関するテーマの地域セミナーで、30,000ドルを要すると見積り、1回は婦人の政治・市民教育に関するセミナーで、40,000ドルと見積っている。婦人の政治・市民教育に関するセミナーを世界的規模で行うとすれば、1965年にユーゴスラヴィアで開催した多数民族社会に関するセミナーの場合のように35人の参加者が出席するとして、その経費見積は63,400ドルとなる。現在の1967年度予算配分計画では、この23,400ドルの不足分は、セミナーを1回やめるか、あるいはフェローシップにあてる資金を減らすかして賄うほかない。この決議が婦人の地位委員会で討議された際、もし参加者の指名を要請される国の数が35ヵ国より少なくなれば財政措置は軽減されうるのであるとし、このセミナーの性格からみて出席者はもっと少ない方がいいのではないかという意見があった(273節参照)ことが注目されよう。なお、世界的規模で行われるセミナーの参加者の旅費と滞在費は大体1人1,300ドルであろう。

B

3. 婦人の地位委員会は、1966年12月にフィリピンで行なわれるセミナーに関する決議

9(XIX)(第6章、第278~280節参照)で、事務総長に対し、これまでに婦人の地位に関するセミナーの招請国となったアジア極東経済委員会域外の4ヵ国から各1名ずつの出席について手配を行う可能性を検討するよう、要請した。その4ヵ国はコロンビア、エチオピア、ルーマニア、トーゴである。これらの国からの出席者1人につき旅費と滞在費は約5,700ドルである。

C

5. 決議6(XIX)(第5章、第225~250節参照)により委員会は事務総長に対し、婦人の進歩のための国連援助に関する報告書(E/CN.6/450とAdd.1-3)を販売出版物として印刷するよう手配することを要請した。その報告書の印刷に要する経費は、英語版4,000部1,500ドル、フランス語版1,500部1,000ドル、スペイン語版1,850部1,000ドルとして、総額3,500ドルと見積られる。
 6. 1966年分としてすでに承認された出版計画は、総会が決定した予算配賦による印刷費の総財源を全部使い果たことになるので、今年この報告書を出版することができるとすれば、すでに承認された印刷物とふりかえるという方法しかない。
- 第41回経済社会理事会が委員会の要求をみとめた場合、もし報告書の出版が1966年の計画の中にくみ入れられなとすれば、事務総長は理事会の措置にもとづく1967年の改正予算の中にその費用を含めることになるであろう。

国連婦人の地位委員会
第19回会議報告書

昭和41年9月30日

発行者 労働省婦人少年局

印刷所 東京都千代田区神田神保町1の42

丸 星 印 刷 社

電話 (291)8893・8892